

# 日本ジェンダー研究

## 第 19 号

### 特 集

- セクシュアリティとジェンダー  
 ——性的指向の権利保障をめぐる——総論…………… 三 成 美 保
- 日本における同性パートナーシップと同性婚  
 ——その意義、必要性とリスク——…………… 二 宮 周 平
- 日本における同性カップルをめぐる権利保障運動の展開…………… 谷 口 洋 幸
- 日本における同性カップルの権利保障をめぐる可視化戦略の陥穽  
 ……………… 堀 江 有 里
- スウェーデンにおける同性間の結婚  
 ——わが国における制度設計のために——…………… 大 山 治 彦
- コメント：ベトナムにおける婚姻の性中立化をめぐる動き…………… 大 香 川 孝 三
- コメント：近代家族論と反養子言説…………… 長 志 珠 絵

### 論 文

- 現代児童文学における「虫めづる姫君」の語り直しと再構築…………… 谷 口 秀 子
- 配偶者と同居している男女の家事実施の規定要因に関する考察  
 ——女性就業率高位の福井県を事例として——…………… 塚 本 利 幸
- 日本の「アイドル誌」におけるジェンダー非対称性  
 ——読者ページの変遷の分析から——…………… 田 島 悠 来

### 研究ノート

- 台湾における結婚・出産激励広告…………… 周 典 芳

### 書 評

- 三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法——尊厳としてのセクシュアリティ』  
 (明石書店、2015年8月)…………… 伊 藤 公 雄
- 青野篤子編『アクティブラーニングで学ぶジェンダー』  
 (ミネルヴァ書房、2016年3月)…………… 上 杉 孝 實
- 国本伊代編『ラテンアメリカ 21 世紀の社会と女性』  
 (新評論社、2015年12月)…………… 山 本 厚 子

### 紹 介

- 多賀太・伊藤公雄・安藤哲也編著『男性の非暴力宣言——ホワイトリボンキャンペーン』  
 (岩波書店、2015年11月)…………… 中 村 彰

日本ジェンダー学会

2016

# 目 次

## 特 集

セクシュアリティとジェンダー ——性的指向の権利保障をめぐる——総論……………	三 成 美 保	1
日本における同性パートナーシップと同性婚 ——その意義、必要性とリスク——……………	二 宮 周 平	7
日本における同性カップルをめぐる権利保障運動の展開……………	谷 口 洋 幸	19
日本における同性カップルの権利保障をめぐる可視化戦略の陥穽 ……………	堀 江 有 里	33
スウェーデンにおける同性間の結婚 ——わが国における制度設計のために——……………	大 山 治 彦	45
コメント：ベトナムにおける婚姻の性中立化をめぐる動き…	香 川 孝 三	61
コメント：近代家族論と反養子言説……………	長 志 珠 絵	69

## 論 文

現代児童文学における「虫めぐる姫君」の語り直しと再構築…………	谷 口 秀 子	73
配偶者と同居している男女の家事実施の規定要因に関する考察 ——女性就業率高位の福井県を事例として——……………	塚 本 利 幸	87
日本の「アイドル誌」におけるジェンダー非対称性 ——読者ページの変遷の分析から——……………	田 島 悠 来	105

## 研究ノート

台湾における結婚・出産激励広告……………	周 典 芳	121
----------------------	-------	-----

## 書 評

三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法——尊厳としてのセクシュアリティ』 (明石書店、2015年8月)……………	伊 藤 公 雄	133
青野篤子編『アクティブラーニングで学ぶジェンダー』 (ミネルヴァ書房、2016年3月)……………	上 杉 孝 實	135
国本伊代編『ラテンアメリカ21世紀の社会と女性』 (新評論社、2015年12月)……………	山 本 厚 子	137

## 紹 介

多賀太・伊藤公雄・安藤哲也編著『男性の非暴力宣言——ホワイトトリボンキャンペーン』 (岩波書店、2015年11月)……………	中 村 彰	139
---	-------	-----

日本ジェンダー学会会則……………		143
日本ジェンダー学会学会誌【日本ジェンダー研究】投稿規定……………		146
編集後記……………		147

# JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol.19 2016

---

## CONTENTS

### special issue

Sexuality and Gender— Securing human rights in relation to sexual orientation ..... Miho MITSUNARI	1
Same-sex partnerships and marriages in Japan—Significance, necessity, and risks ..... Shuhei NINOMIYA	7
Movements for Legal Recognition of Same-sex Relationships in Japan ..... Hiroyuki TANIGUCHI	19
A Critical Analysis of Same-sex Marriage Law as Politics of Recognition ..... Yuri HORIE	33
Same-gender marriages in Sweden -In order to contribute to the institutional design in Japan - ..... Haruhiko OYAMA	45
COMMENT : The Situation of the same sex marriage in Vietnam ..... Kozo KAGAWA	61
COMMENT : Thinking about discourse of adoption 19-20C Japan ..... Shizue OSA	69

### Article

The Retelling and the Reconstruction of “The Princess Who Loved Insects” ..... Hideko TANIGUCHI	73
Research on the Frequency of Implementation of the Household Chores of Men and Women who are living with Spouse — Statistical analysis on the data of the questionnaire survey in Fukui Prefecture — ..... Toshiyuki TSUKAMOTO	87
Gender Differences in Japanese Idol Magazines: An Analysis of Readers' Pages ..... Yuki TAJIMA	105

### Research Note

The Meaning of the Promotional Films for Encouraging Marriage and Births in Taiwan ..... Dienfang CHOU	121
---	-----

### Book Reviews

Miho MITSUNARI(ed.), <i>Homosexuality: Its History and Law</i> — Sexuality as Dignity, Akashi Shoten 2015 ..... Kimio ITO	133
Atsuko AONO(ed.), <i>Active Learning of Gender</i> , Minerva Shobo, 2016 ..... Takamichi UESUGI	135
Iyo OKAMOTO(ed.), <i>Society and Women in Latin Amerika in 21 Century</i> ..... Atsuko YAMAMOTO	137

### Introduction

Futoshi TAGA & Kimio ITO & Tetuya ANDO, (ed.), <i>Nonviolent Declaration of the Man</i> , Iwanami Syoten, 2015. ..... Akira NAKAMURA	139
---	-----

### Editorial note

## **Sexuality and Gender**

### **— Securing human rights in relation to sexual orientation**

Miho MITSUNARI  
(Nara Women's University)

The subject chosen for this article is based on the symposium of the 19<sup>th</sup> meeting of the Japan Society for Gender Studies held at Nara Women's University on September 19, 2015.

There are three major issues that confront human rights in relation to sexual orientation: (1) right to enter a consensual marriage or share living space, (2) education policies and prevention of discrimination, and (3) elimination of harassment and discrimination at the time of employment and at work. In this article, we will focus on the first issue. This choice is based on the activity goals of the LGBTI subdivision of the Science Council of Japan, which co-sponsored the symposium. The LGBTI subdivision regards the "Sexuality and Gender" conference as their first meeting. It will conduct a comprehensive discussion on the rights of LGBTI in their second meeting on "Educational Rights for LGBTI," which held on May 21, 2016 at the Lecture Hall of Science Council of Japan, and in their third meeting on "Employment and Workplace Rights for LGBTI" on December 11, 2016. The present discussion on sexual orientation is the first stage of comprehending LGBTI human rights.

# 「セクシュアリティとジェンダー ——性的指向の権利保障をめぐる——」総論

三 成 美 保  
(奈良女子大学)

## 1. 本特集の目的

本特集「セクシュアリティとジェンダー——性的指向の権利保障をめぐる——」は、奈良女子大学において開催された日本ジェンダー学会第19回大会（2015年9月19日）のシンポジウム成果である。本特集には、当日の報告者・コメンテーターすべての論文・コメントが収録されている。ただし、シンポジウム開催からほぼ1年たっており、その後の研究の進展を踏まえて、論文・コメントの内容はシンポジウム当日とは一部変わっている場合があることをあらかじめ断りしておきたい。

「セクシュアリティとジェンダー」シンポジウムは、本学会と日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」（以下、LGBTI分科会という。）が共同で主催者となった。当日は、100名を超える参加者にご来場いただき、活発な議論がかわされた。シンポジウムの開催趣旨として掲げたのは、以下のとおりである。

性的指向を人権の一つと認め、親密な人間関係の選択肢を保障するという動きは、1970年代以降のジェンダー平等の一環である。同性愛行為に対する処罰規定を撤廃し、同性カップルの生活共同体（登録パートナーシップ）を保障し、婚姻の性中立化を容認するという流れは、まさしくこうした動向を象徴するものと言えよう。しかし、婚姻の性中立化の承認をめぐる国際社会の合意は容易ではない。日本は、同性愛者に対する明白な差別規定の歴史がなかったにもかかわらず、性的指向の権利保障に向けた取り組みは遅れていた。ようやくその兆しが見え始めたところである。性的指向の権利保障に向けた今回のシンポジウムでは、国際的動向や比較検討を踏まえて、日本でいかなる法制度の確立が可能であるのかを論じ、また、文化や社会に残る差別の淵源を明らかにしてセクシュアリティの自由を確立するための方途を展望したい。（シンポジウム案内より）

## 2. 本特集の意義

本特集は、学際的な日本ジェンダー学会の特性を活かしたものとなっている。三成総論（ジェンダー史）、二宮論文（家族法）、谷口論文（国際法）、大山論文（社会学）、堀江論文（社会学）、香川コメント（アジア法）、長コメント（日本史）である。特集のもととなったシンポジウム及び本特集の意義は、大きく次の3点にある。

①日本ジェンダー学会における意義

日本ジェンダー学会では、2001年に男性性・男性学に関するシンポジウムを開催しているほか、学会誌にはLGBTI（いわゆる性的少数者）に関する複数の論文が掲載されている。しかし、大会シンポジウムで「性的指向」を正面から取り上げたのは今回が初めてであり、その意味で画期的なシンポジウムとなった。

#### ②性的指向に関する研究上の意義

同性愛については、ジェンダー史学会が2013年にシンポジウムを開催した（「歴史のなかのセクシュアリティー同性愛／性的指向の比較文化史」2013年6月8日、於：奈良女子大学）。その成果は、三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法—尊厳としてのセクシュアリティ』（明石書店、2015年）として刊行された（本誌における伊藤公雄氏による書評を参照）。同書の執筆者数名（三成・二宮・谷口）が本特集でも執筆者として名を連ねている。その意味では、本特集は、『同性愛をめぐる歴史と法』を発展させ、現代的な問題に焦点を絞って議論を深めたものとして位置づけることができる。

#### ③社会的意義

昨今、LGBTIに対する関心が非常に高まっている。2015年には、アメリカ連邦最高裁で同性間婚姻を禁じる州法の違憲判決（2015年）が出されたが、日本国内でも、複数の自治体が同性パートナーシップ条例を出すなどの動きを見せている。文科省もまた、トランスジェンダー（いわゆる性同一性障害）の子どもたちへのいじめ防止策に関する通知を初めて出した<sup>1)</sup>（2015年）。労働法関係でもLGBTIの権利保障をめぐる特集が登場している<sup>2)</sup>。このようななかで、性的指向に関する問題の学術的到達点をここに示すことには、大きな意義がある。

### 3. LGBT／LGBTI

性的指向に関わる「LGB」を含む用語としての「LGBTI」について説明を補足しておきたい。「LGBT」はいずれも当事者の多くが使う自称——女性同性愛者（レズビアン Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ Gay）、両性愛者（バイセクシュアル Bisexual）、性別違和感をもつ人びとや性別を越境する人びと（トランスジェンダー Transgender）——の頭文字である。トランスジェンダーには、性別再指定手術を望むか行った人（トランスセクシュアル Transsexual、いわゆる「性同一性障害者 GID」）も含まれるが、その割合は2～3割と言われる。このうち、性的指向をあらわす「LGB」という頭文字は1980年代中期から使われ始め、Tを加えた「LGBT」という言葉は1990年代から現在まで使われている。

これに対して、I（インターセックス Intersex）についてはむずかしい問題がある。かつてよく使われた「半陰陽」や「間性」という訳語はもはや使われない。しかし、「インターセックス」という表現はけっして自称とは言えず、「性分化疾患」という診断名を用いる人も少なからず存在する。

2015年9月、ILOを含む12の国連機関（ILO, OHCHR, UNHCR, UNAIDS, UNDP, UNESCO, UNFPA, UNICEF, UNODC, UNWOMEN, WFP, WHO）が発表した共同声明が連名でLGBTIの権利保障を宣言した。そこでは、LGBTIという用語につき、次のような注記が施されている。

本声明は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人びとに関わるものであるが、彼ら以外にも、これらとは異なる用語で自己をアイデンティファイする人びとを含め、実際にそうであるか、そうみなされているかを問わず、性的指向やジェンダー・アイデンティティまたは性の特徴にもとづいて暴力や差別にさらされている人びとにも関わるものとして読まれるべきである<sup>3)</sup>。

#### 4. 性的指向の権利保障－歴史的背景

「同性愛」という言葉は、1869年に誕生した<sup>4)</sup>。前近代社会では、性的指向としての同性愛は同性間性行為と分離されておらず、LGBTIの間の区別も存在しなかった。このため、同性間性行為の容認は、異性間結婚と容易に両立した。古代ギリシアの少年愛や前近代日本の稚児愛（男色）はこうした特徴を共有している。ただし、家父長制と矛盾しないよう、男性間性行為においては、上位者（年長者・上位身分）と下位者（年少者・下位身分）の役割分担が明確であった。上位者が「挿入側（男性役割）」、下位者が「挿入される側（女性役割）」を演じたのである。前近代に同性間性行為が容認された場合でも、それは、近代以降に同性間のパートナー関係で想定される対等なパートナーシップを原理的に伴っていたわけではないことに留意すべきである。

キリスト教ヨーロッパ社会において、同性間性行為は宗教上の大罪の1つであるソドミー罪とされた。しかし、違反者が火刑に処せられるようになったのは近世である。16世紀ヨーロッパでは、ソドミー罪に関する明文規定が存在し、実際に処刑が行われた。

これに対し、19世紀になると、道が2つに分かれた。フランス刑法典（1810年）ではソドミー罪が廃止されたが、プロイセン刑法典（1868年）及びドイツ帝国刑法典（1871年）ではソドミー罪が存続したのである。しかし、フランスで差別がなくなったわけではない。刑法規定が廃止された代わりに、同性愛者は「精神病」とみなされて隔離・矯正（異性愛者に変える）された。このような時代背景のもと、同性間性行為と性的指向を区別する主張が登場した。同性愛は「生得的」であるから、罪に問えないという主張である。これが、「同性愛」という語が登場した理由であった。「同性愛」という造語が登場すると、その対概念として「異性愛」もまた浮上した。こうして、「同性愛＝異常／異性愛＝正常」のステレオタイプが確立していく。同性愛の歴史をたどると、ほとんどが男性間同性愛について語られるばかりであり、レズビアンは見えなくされてきた。1980年、アドリエヌ・リッチが「レズビアン連続体」概念を提起した背景はまさにそこにあった<sup>5)</sup>。

日本には男色文化の伝統があり、ソドミー罪の歴史をもたない。このため、同性愛嫌悪の歴史も長くはなく、嫌悪のあり方も苛酷なものとは言えない。成人間で養子縁組が可能なため、同性カップルがカミングアウトをせずとも「家族」になることができた点もヨーロッパとは異なる。その結果、日本では、LGBTIの権利運動が存在するにもかかわらず、一般には見えにくくされてきた。欧米ではLGBTI問題は、まず「性的指向」の問題から出発したのに対し、日本で唯一の法はトランスジェンダーに関するもの（2003年、性同一性障害者特例法）であり、2015年文科省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について<sup>6)</sup>」（2015年4月30日）及び、2016年文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対

するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）周知資料<sup>7)</sup>」（2016年4月）も焦点をあてているのはトランスジェンダーである。後者の「通知」でも、性的指向や性分化疾患については性同一性障害との「相違」が述べられているに留まる。このように、LGBTIのなかでTの問題が突出しているのが、日本の現状である。

2015年に電通総研が行った調査によると、LGBTの対人口比は7.6%であった。2012年調査では5.2%であり、ポイントは2%以上上昇している。2015年調査では内訳は公表されていないが、2012年調査によると、L：0.1%、G：0.3%、B：0.7%、T：4.1%であった<sup>8)</sup>。LGB全体で1.1%であり、Tよりも少ない。これは実態を表しているというよりも、LGBは、T以上に表に出にくい状況にあると見た方が良さだろう。

日本ではLGBTIに関する判例が乏しい<sup>9)</sup>。トランスジェンダーについてはFTMの男性に父性を認める最高裁判決（2013年）が出されたが<sup>10)</sup>、LGBについては、当事者団体アカーが勝訴した東京都府中青年の家事件<sup>11)</sup>（1997年）以降、大きな判決は出されていない。2016年8月、ゲイであることをカミングアウトして恋情を告白した男子学生が大学で自殺した事件につき、大学と相手男子学生が訴えられた。性的指向をめぐるハラスメント事件として、今後の展開が注目される。

## 5. 今後の課題

性的指向の権利保障をめぐる主な問題群は、大きく3つある。①婚姻あるいは共同生活の保障、②教育上の配慮と差別防止、③雇用と労働におけるハラスメントや差別の撤廃である。今回の特集は、①に焦点を絞った。これは、共同主催者である日本学術会議LGBTI分科会の活動目的とも関わっている。同分科会では、本特集のもとになった「ジェンダーとセクシュアリティ」シンポジウムを第1回とし、第2回「教育におけるLGBTIの権利保障」（2016年5月21日、於：日本学術会議講堂）、第3回「労働と雇用におけるLGBTIの権利保障」（2016年12月11日予定）を開催して、LGBTIの権利保障について包括的に論じる予定である。今回の性的指向をめぐる議論は、LGBTIの包括的な権利保障の第1弾としての意味をもっているのである。

今後、性的指向の権利保障は、LGBTI全体の権利保障と平行して進められなければならない。そのためにも、日本ジェンダー学会は率先してこの問題に取り組み、学術的貢献を行う責務があると言えよう。

### 注

- 1) 文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)
- 2) 『季刊労働法』「特集：問題提起・LGBTと労働法」（2015年冬号）。『労働法律旬報』でも、2016年11月に「特集：労働法におけるLGBT問題（仮）」が予定されている。
- 3) 2015年9月29日、国連12機関の共同声明「LGBTIに対する暴力・差別の撤廃」、国連ILO [http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/statements-and-speeches/WCMS\\_407967/lang-ja/index.htm](http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/statements-and-speeches/WCMS_407967/lang-ja/index.htm)
- 4) 歴史的背景について、詳しくは、三成美保「総論—尊厳としてのセクシュアリティ」同編『同



性愛をめぐる歴史と法—尊厳としてのセクシュアリティ』明石書店、2015年、21頁以下を参照。

- 5) アドリエンヌ・リッチ（大島かおり訳）「強制的異性愛とレズビアン存在」同『血、パン、詩、1979-1985』晶文社、1989年。
- 6) 文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)
- 7) 文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)
- 8) 電通総研「LGBT 調査 2012」及び 2015 年調査結果  
<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>
- 9) 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編『性的マイノリティ判例解説』信山社、2011年。
- 10) 「戸籍訂正許可申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件」（2013年12月10日）<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131211164109.pdf>
- 11) 東京高裁平成6年（ネ）1580号、平成9年9月16日第4民事部判決（『判例タイムズ』986号、206頁）。

## Same-sex partnerships and marriages in Japan —Significance, necessity and risks

Shuhei NINOMIYA  
(Ritsumeikan University)

Issues addressed in the conference: (1) the relationship between sexual orientation and gender, (2) identifying the challenges faced in securing rights, (3) legal protection for same-sex couples (with respect to the social background that allowed its institutionalization, and the factors and logic that allowed its introduction, (4) accessibility to parent-child relationships, and (5) the possibility for serious discussions in Japan have been reported under the “Legal Challenges Toward Securing Rights for Same Sex Couples in Japan.” This report was publicized in Ninomiya, “Kazokuho: Dōseikon he no michinori to kadai” (Family Law: The path to same sex marriage and its challenges”) and in Miho Mitsunari, “*Dōseiai wo meguru rekishi to hou ---songen to shite no Sexuality sekushariti*” (*Homosexuality: Its History and Law---Sexuality as dignity*, Akaishi shoten, 2015, pp.122-147) . This article discusses the movement that started in Japan after this report.

This article focuses on the certificate issued recognizing same-sex partnerships in Shibuya ward and the same-sex partnership declaration certificate system in Setagaya ward that was implemented on November 5, 2015. It discusses the details and significance. We will refer to the possibility of common-law marriage (de fact marriage), and analyze the necessity of expanding the current legal form of marriage in order to introduce same-sex marriage legally. In addition, we will respond to criticisms and challenges related to individual sexuality, such as sexual orientation and gender identity, and address issues related to partnership institutionalization and same-sex marriages.

# 日本における同性パートナーシップと同性婚 ——その意義、必要性とリスク——

二宮 周平  
(立命館大学)

## はじめに

2015年9月19日、日本ジェンダー学会及び日本学術会議LGBTI分科会主催で開催された「セクシュアリティとジェンダー～性的指向の権利保障をめぐる」において、私は「日本における同性カップルの権利保障に向けた法的課題」というテーマの下、①性的指向とジェンダーの関係、②権利保障へ向けた課題の整理、③同性カップルに対する法的保護（特に制度化を可能にした社会的背景と導入を可能にした要因・論理）、④親子関係へのアクセス、⑤日本での議論の可能性について報告をした。この報告は、二宮「家族法～同性婚への道のりと課題」（三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法～尊厳としてのセクシュアリティ』（明石書店、2015）122～147頁）においてすでに公表した内容に基づくものである。

そこで本稿では、上記報告後の日本における動きの中から、2015年11月5日にスタートした渋谷区パートナーシップ証明書、世田谷区パートナーシップ宣誓書受理証明書を取り上げ<sup>1)</sup>、その内容と意義を検討し、内縁（事実婚）としての法的保護の可能性にも言及するとともに、同性による法律婚を導入するためには、現行婚姻制度の柔軟化と脱特権化が不可欠であることを指摘し、性指向、性自認という個人のセクシュアリティに関わる多様な問題、課題がカップル至上主義となってパートナーシップ制度や同性婚問題に収斂されることに対する批判的な立場への応接も試みたい。

## 1. 渋谷区パートナーシップに関する証明書

### 1) 位置づけ

渋谷区のパートナーシップ証明書は、2015年3月31日に成立した「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づくものであり、同性カップルの保護に特化したものではない。同条例の前文には、「男女に関わる問題においては、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障害者等の性的少数者に対する理解が足りないことなど、多くの課題が残されている」という記述があり、第1章総則の第2条（定義）において、「男女平等及び多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がある個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう」と規定するように、区は「男女平等及び多様性を尊重する社会」の中で、性的指向、性自認（性同一性障害など）の問題を受け止めているのである。それは条例第4条の理念にも反映する。

4条は、「区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する」と定めた上で、①「性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること」(1号)、②「性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること」(2号)、③「学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取り組みがされること」(3号)、④「国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること」(4号)をあげる。性的少数者の人権尊重と多様な生き方の選択肢の保障を掲げた上で、第2章「男女平等及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策」において、具体的な同性カップルへの対応を定める。

## 2) 内容

10条は、「区長は、第4条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明(以下「パートナーシップ証明」という)をすることができる」とし、区長が証明を行う場合は、次の①②を確認する。①当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律に規定する任意後見受任者の1人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること、②共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていることである。

区議会の定例会(2015年3月3日)において、2つの公正証書が必要とされる理由が質問され、桑原敏武区長は、「2つの公正証書の信用力により二人の関係を確認する」と答弁しているが<sup>2)</sup>、同性カップルへの社会的偏見がないとはいえない現状では、いかに当事者がお互いを生涯のパートナーとして真摯に考えているのかを示す必要があったものと推測される。

しかし、①はお互いに作成するため2通となり、②と併せて合計3通の公正証書を作成することから、費用も高額になること(8万円前後)、若い世代の同性カップルの場合、判断能力の低下に備えてあらかじめ作成する任意後見契約の必要性は乏しく、非現実的であること、パートナーとして共同生活を営むことの証明とは直結しないことなどを踏まえて、「ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない」というただし書が設けられた。このただし書の具体的な内容は、条例の施行規則で規定されている(→後述3)参照)。

この証明の効果について、条例11条は、「区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない」(1項)とし、「区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行う証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない」とする。

こうした配慮や対応がなされなかった場合には、区長が同条例の施策に関する相談、苦情申立てで対応する(15条1項)。すなわち、①区長は、必要に応じて調査を行い、相談者、苦情の申立人または相談若しくは苦情の相手方、相手方事業者等に対して適切な助言又は指導を行い、当該相談事項又は苦情の解決を支援し(同条2項)、②こうした指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的、趣旨に著しく反する行為を継続している場合には、推進会議の意見を聴いて、当該関係者に対して、当該行為の是正について勧告を行うことができ、③関係者が勧告

に従わないときは、関係者名その他の事項を公表することができる（同条3項）。

区議会の定例会（2015年3月2日）において、パートナーシップ証明書によって、当事者にどのような有形・無形の価値が生まれるのかと質問された。桑原区長は、「住宅への入居、病院への入院、手術の際などに、証明により同性パートナーとしての関係が理解され、手続きが円滑に進むこと」、「性的少数者の存在を可視化し、区民や事業者の意識改革の契機となる」ことと回答した<sup>3)</sup>。条例は、法的な効果を目的とせず、同性カップルの社会的認知を向上させることを通じて、区民・事業者が自主的に当事者の生活を支援する方向へ促そうとするものといえるが、関係者名等の公表は、実際に行われなくても、差別に対する抑止力として働くことが推測される<sup>4)</sup>

### 3) パートナーシップ証明の具体的な手続

「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例施行規則」によれば、以下のよう  
な詳細が定められている。

(1) パートナーシップ証明を受けることができる者（規則3条） ①渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること、②20歳以上であること、③配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと、④近親者でないこと、である。パートナーシップである以上、パートナーシップの典型である婚姻と同様に、③重婚的な関係や④近親婚的な関係でないことが求められ、同性カップルであることから、婚姻よりも高い年齢要件を課したものである。

「渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き」によれば、④の近親者とは、民法734条から736条の規定により、婚姻をすることができない者の間をいうとしており、婚姻に準じた対応である。ところで、同性カップルには、相続権、入院の際の面会や手術の承諾など権利義務の確保を目指して養子縁組をすることがあり、そうした当事者に対して、「ただし、養子と養親の間では、養親子関係が終了した場合については、パートナーシップ証明を申請できる人の対象となります」として<sup>5)</sup>、近親婚規制とは異なる柔軟な対応を示している。

(2) 合意契約に係る公正証書（規則4条） 条例10条2項の合意契約で明記されるべき事項は、①両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること、②両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと、である。

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター<アイリス>による「渋谷区パートナーシップ証明任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」の中の「合意契約Q&A」によれば、上記①②の必須事項の他に、療養看護に関する委任、日常家事債務に関する責任（民法761条の日常家事債務の連帯責任通り）、財産関係（民法762条の夫婦別産制の規定内容に準じる）、契約解消時の財産関係の清算や慰謝料などが例示されている<sup>6)</sup>。

(3) 確認に関する特例（規則5条） 条例10条2項ただし書に規定する区長が特に理由があると認めるときとは、当事者の一方又は双方が、次の①～④に該当するときとする。①相手方当事者以外の者を任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、相手方当事者がこれに合意しているとき、②性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを両当事者間で合意しているとき、③生活又は財産の形成過程であり、任意後見契約者に委託する事務の代理権の範囲を特定すること

が困難であるとき、④以上の他、区長が合理的な理由があると認めるとき、である。

(2) の合意契約において、必須事項①②、上記特例の①～④のいずれかの理由と併せて、次の i ii の事項が明記されていることを確認したときは、条例 10 条 2 項①の任意後見契約に係る公正証書の作成と登記の確認を行わないものとする。i 当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すること、ii 当事者間で必要が生じたときには、速やかに任意後見契約に係る公正証書を作成すること、である。上記の特例を用い、合意契約に係る公正証書のみを作成して申請した事案で、区長は証明書を交付している<sup>7)</sup>。

(4) 証明書の交付を受けた者の義務(規則 10 条) 交付を受けた者は、①条例の趣旨に従い、当該証明書を使用すること、②当事者の一方又は双方が渋谷区から転出したとき及び死亡したときには、証明書返還届を届け出て、証明書を返還すること、③パートナーシップが解消された場合には、当事者の一方又は双方はパートナーシップ解消届により届け出をし、証明書を返還すること、以上の義務を負う。

(5) パートナーシップ証明書の様式 パートナーシップ証明書は当事者がパートナーシップ関係にあることを証明するものであり、次のような様式である<sup>8)</sup>。「渋谷区パートナーシップ証明書」の見出しがあり、右肩に交付番号を記し、当事者双方の氏名と生年月日を記載し、文面は、「上記両名は、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第 10 条第 1 項の規定により、パートナーシップの関係であることを証明します」であり、交付年月日と区長の氏名が記され、区の公印が押される。

#### 4) 効果

渋谷区のパートナーシップ証明に法的な効果はないが、証明書発行を契機に、生命保険の死亡保険金受取人への同性パートナー指定、携帯電話の家族割、航空会社のマイレージ合算などが可能となったとされる<sup>9)</sup>。2016 年 3 月末で、8 組が証明書を取得している<sup>10)</sup>。

また合意契約に係る公正証書の必須事項の 2 つめは、両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うことであり、これに Q & A の例示のような、日常家事債務、財産関係、契約解消時の財産関係の清算や慰謝料などが追加記載されていると、区がパートナーシップ関係として証明したことから、この合意内容自体に有効性を付与することができる。その結果、当事者が必要な費用を分担しない場合、第三者に対して家事債務の責任を履行しない場合、一方的に関係を解消した場合の財産の清算、慰謝料など、紛争が生じたときに、この合意に基づく解決を可能にし、裁判になったときもこの合意に準拠することが可能になる。従来から、同性カップルが共同生活に関わる契約を公正証書にすることがあったが、その共同生活自体が公序良俗に反するものと判断されると、契約自体の有効性が争われるおそれがあり、公証人も作成に及び腰のところがあったようである。こうした事態をなくす可能性がある。

他方、合意契約の中で、貞操義務や同居協力義務のように人格的な面での拘束、関係の解消の禁止などを定めても、効力を認めることができるか、疑問も呈されている<sup>11)</sup>。

## 2. 世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証

### 1) 位置づけ

世田谷区の場合は、区長の権限で策定される要綱に基づく。条例化するには区議会で可決されなければならない。保坂展人区長は、時間がかかるため、要綱という形で実施し、その後条例化も視野に入れて時間をかけて議論を行うという二段構えのやり方だったと語り<sup>12)</sup>、上川あや区会議員は、保守系議員の多い世田谷区では、いきなり条例化を狙うより、行政実務によって実現させる方が安全かつスムーズだったと語る<sup>13)</sup>。

渋谷区のように、「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する」施策の中で位置づけるのではなく、同性パートナーシップのみを扱う。「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」であり、2015年7月29日に世田谷区議会に要綱案が報告され、9月25日「27 世入男女 184 号」として確定し、11月1日から施行されている。

要綱1条は、趣旨について、「この要綱は、世田谷区基本構想の理念に基づき、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざし、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします」と規定している。

区は、2013年秋に「世田谷区基本構想」を策定しており、その冒頭に「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます」と記しており、また、基本構想を受けた「世田谷区基本計画」（2014年～2023年）では、「多様性の尊重」の項目に、「女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等を理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権の理解を深めるために、人権意識の啓発や理解の促進をします」と明記している<sup>14)</sup>。

したがって、本要綱は区の基本構想、基本計画に依拠しており、渋谷区同様、多様性の尊重に関する施策の中に位置づけることができる。そのことによって、区民の理解を得ることができるように工夫されている。

### 2) 内容と手続

同性カップルが自分たちは同性カップルであることを区長に対して宣誓する制度である。宣誓は、宣誓しようとする同性カップルが区職員の面前でパートナーシップ宣誓書に記入し、これを当該職員に提出することによって行う（要綱3条1項）。職員は収受印を表示した宣誓書の写しとパートナーシップ宣誓書受領書を添付して、当該カップルに交付する（4条）。渋谷区のように合意契約に係る公正証書の作成は不要である。

この要綱における「同性カップル」とは、「互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者」である（2条1項）。パートナーシップの宣誓をすることのできる同性カップルの要件は、①双方が20歳以上であること、②双方が区内に住所を有すること、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していることだけである（3条1項）。渋谷区のように重婚的關係や近親婚的關係でないことを要件にしていない。区長が、宣誓しようとする同性カップルの共にする生活が公序良俗に反

すると認めるときは、宣誓書の受領を行わない（3条4項）という形で、事実上の制約をかけるものである。

パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップ宣誓書受領書は様式化されている<sup>15)</sup>。表彰状のようなデザインで、頭に区の記章が入っており、文面は、「私たち と は、『世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱』に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。年 月 日」であり、当事者はこの空欄に記入し、双方の住所氏名を記載する。これに区の收受印を押す。

パートナーシップ宣誓書受領書も同様のデザイン、記章入りで、当事者2人の氏名が冒頭に記載され、文面は「ここにおふたりが、『世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱』に基づき、『パートナーシップの宣誓』をされたことを証します。これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。また、世田谷区基本計画では、人権の尊重として、性的マイノリティなどを理由に差別されることのないよう、人権意識の啓発や理解の促進をうたっています。今後とも、おふたりが世田谷区でいきいきと活躍されることを期待いたします」であり、交付の年月日と区長の氏名が記載される。

### 3) 効果

区は、この制度の導入に当たって、不動産、医療機関などの業界団体や家族割などの仕組みを持つ携帯電話各社を訪問し、制度の趣旨をよく説明し、サービス提供における理解や配慮を要請した<sup>16)</sup>。区の第2次男女共同参画プラン検討会の中に、LGBT当事者を交えた作業部会が立ち上げられ、パートナーシップ宣誓を行った同性カップルに、区営住宅への入居資格を与える、共同生活の職員が宣誓をした場合には、そのパートナーを家族として扱うなど、区長裁量や行政判断でできる可能性がある項目の洗い出しが行われており、区職員互助会は、2016年度春から、同性をパートナーとして届け出た職員に対して、異性カップルと同様に祝い金3万円を支給するとの報告もなされている<sup>17)</sup>。渋谷区の条例同様、社会的認知度を高める効果がある。

2016年5月末で、29組が受領証を取得している<sup>18)</sup>。また要綱で実施できることから、三重県伊賀市（2016年4月）、宝塚市（6月）、那覇市（7月）が世田谷方式を導入している。

この方式は、渋谷区の条例のように、合意契約に係る公正証書の作成を要件としていないため、当事者間で将来問題が起こったときに備えて、当事者の事前の合意に基づく解決をすることができない。ただし、当事者が真摯な気持ちでパートナーとして共同生活を営む関係であることの証明にはなるので、後述のような内縁（事実婚）としての法的解決の可能性が出てくる。

## 3. 内縁（事実婚）としての法的保護の可能性

### 1) 同性カップルへの対応

①渋谷区方式は、前述のように合意契約に係る公正証書の内容によっては、将来生じるかもしれない紛争、特に関係解消の際の解決基準になる。しかし、財産及び財産関係に関する内容を定めていない場合がある。②世田谷区方式は合意契約に係る公正証書を要件としないので、別居や



関係解消の際の基準について合意していない場合が多くなるものと推測される。すべての同性カップルがこうした制度を利用するとは限らない。また居住地によっては利用できない。さらに性同一性障害（性別違和）で性別変更していない当事者がカップルを形成する場合もある。これらの場合にも、カップルの共同生活保障や紛争の合理的な解決は必要である。そこで、1915年（大審院連合部1915（大正4）年1月16日判決・民録21輯49頁の婚姻予約有効判決）以来判例が用いてきた内縁保護法理を同性カップルの共同生活にも用いることが考えられる。

ところで、夫婦別姓や婚外子差別に反対など自覚的に婚姻届を出さないカップルについて、事実婚と表記することが多い。同性カップルも事実婚と表記した方が適切かもしれないが、判例が事実上の夫婦を内縁として保護してきており、本章では、同性カップルへの内縁保護法理の適用可能性を考えるので、ここでは内縁と表記する。

## 2) 内縁保護法理

判例通説によれば、内縁の成立要件は、①社会通念上の夫婦になる意思と②夫婦としての共同生活である。内縁には、共同生活に関する婚姻法の類推適用を認めて法的な保護を図る。例えば、同居協力扶助義務（民法752条）、婚姻費用分担義務（同760条）、日常家事債務の連帯責任（同761条）、離婚の際の財産分与（同768条）であり、社会保障法では、当該法律の受給資格について、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」という配偶者の定義規定を用意しており、遺族年金、健康保険、労災の遺族補償、介護休業の取得など、法律婚と同様の対応をする（厚生年金保険法3条2項、健康保健法3条7項1号、労働者災害補償保険法16条の2、1項、育児介護休業法2条4号など）。

こうした法的保護を行う根拠は、婚姻の届出はないが、事実上夫婦として共同生活を営んでいるという事実を尊重し、内縁当事者の共同生活を保障することにある。したがって、姻族関係の発生、夫婦の氏、子の嫡出性、配偶者相続権、税法上の特典（所得税の配偶者控除、相続の際の相続税の減免など）などは内縁には適用されない<sup>19)</sup>。

これまで同性カップルについて内縁保護法理の適用が論議された判例はない。実務書では、同性による法律婚が認められていないことから、同性カップルには内縁としての法的保護は難しいとするものがある<sup>20)</sup>。しかし、私見では適用可能と考える。

## 3) 内縁保護法理の適用可能性

判例は、婚姻をすることができない内縁についても、一定の基準を設けて内縁の成立を認める。例えば、内縁当事者の一方または双方に法律上の配偶者がいる場合、内縁当事者は婚姻をすることができない。しかし、法律婚が実体を失い、事実上の離婚状態にあると認められるときには、事実上、一夫一婦制に反しないことから、重婚の内縁として内縁配偶者を保護する（交通事故死の損害賠償につき、東京地裁昭43・12・10判決・判例時報544号3頁、私学共済組合の遺族年金の受給権につき、最高裁平17・4・21判決・判例時報1895号50頁など）。

また内縁の夫が叔父、内縁の妻が姪の場合、当事者は3親等の傍系血族であるため近親婚に当たり、婚姻することができない。しかし、判例は、「厚生年金保険の被保険者であった叔父と姪との内縁関係が、叔父と先妻との子の養育を主たる動機として形成され、当初から反倫理的、反

社会的な側面を有していたものとはいい難く、親戚間では抵抗感なく承認され、地域社会等においても公然と受け容れられ、叔父の死亡まで約42年間にわたり円満かつ安定的に継続したなど判示の事情の下では、近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的を優先させるべき特段の事情が認められ、上記姪は同法に基づき遺族年金の支給を受けることのできる配偶者に当たる」として、遺族年金の受給権を認めた（最高裁平19・3・8判決・最高裁民事判例集61巻2号518頁）。

重婚も近親婚も婚姻を禁じられている。どちらも婚姻の成立を妨げることから、婚姻障害事由とされている。ところが、同性による法律婚は禁止の対象ではない。ただ、現行民法で規定されていないだけである。憲法24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定するのみで、同性による法律婚を禁じるものではない。いわば法が規定し忘れていること（専門用語では「法の欠缺」という）なのだから、同性カップルの共同生活も内縁としてこれまでの内縁保護法理を適用することは可能である。

その理由として、まず同性カップルが社会的に認知され始めていることがあげられる。明治民法の家制度の時代、婚姻届を出さないで暮らす内縁は、社会的に蔑視されていた。しかし、婚姻届に至る前に、一方的に追い出されたり、生計を依存していた事実上の夫を失って困るのは、女性だったから、当時社会的、経済的に弱い立場にある女性を救済する必要性が認識されて、前述のような内縁保護法理が確立した<sup>21)</sup>。現時点で、同性カップルがまだ社会的に承認された段階ではないとしても、内縁保護法理の形成過程からは、社会的承認よりも、現実の共同生活の実態に即した法的保護をすることに支障はない。まして社会的に認知され始めているのだから、支障はない。また私見では、法的保護の根拠をライフスタイル（家庭生活）の自己決定権とするので、同性カップルにも法的保護が可能となる<sup>22)</sup>。

次に、内縁の成立要件としての、「社会通念上の夫婦になる意思」は、共同生活のパートナーとしての意思があれば足りる。例えば、男性の死亡まで約9年間、互いに相手のマンションを歩き来し、男性が女性のマンションに寝泊まりしたり、夫婦として宿泊旅行をしたり、男性の入院中は女性が看護をしていた事案で、「精神的にも日常生活においても相互に協力し合った一種の共同生活形態を形成していたものと認められるので、事実上の夫婦と認めるのが相当」とした判決がある（大阪地裁平3・8・29判決・家裁月報44巻12号95頁）。法律婚夫婦の生活スタイル自体が多様化している現在、何をもって「社会通念上の夫婦」といえるのか、明確な基準はない。同居がなくても、継続的な協力扶助の関係が築かれていれば、内縁の成立を認めることができるのだから、意思についても、共同生活のパートナーとすることも可能である。

渋谷区方式のパートナーシップ証明書も、世田谷区方式のパートナーシップ宣誓書受領書も、自分たちが共同生活のパートナーであることを証明するものであり、内縁としての法的保護が可能である。実際にはこうした制度を設けている基礎自治体が数少ない段階では、こうした証明書や受領書を得られないカップルの方が多い。そうした証明を得られないカップルを排除することは不公平である。したがって、自分たちが共同生活のパートナーであることを証明することができた場合には、内縁としての法的保護を認めるようにすべきである。証明の手段としては、①渋谷区や世田谷区の制度を参考に、自分たちで共同生活に関する合意書を作成しておくこと、②一方が住民票の世帯主となり、他方を世帯主との続柄で「同居人」と記載したり、双方が世帯主と

して同一住所で住民登録をすること、③家族や友人が当該カップルを共同生活のパートナーとして証明する書面を作成すること、などが考えられる。

内縁として認められる効果は、2) で述べたように、共同生活に関する婚姻法規定と社会保障上の権利である<sup>23)</sup>。ただし、同居協力義務、貞操義務などは人格的な義務であり、婚姻も含めて、こうした人格的な拘束力を認めることには反対である。貞操義務や同居協力義務は、強制することが不可能な義務であり、当事者の信頼と愛情の下に履行されるべきものだからである<sup>24)</sup>。

これらは究極のところ、判例による保護なので、裁判官の主観が影響するおそれがあるが、渋谷区方式、世田谷区方式は、同性カップルの社会的承認につながり、裁判官に影響を与えるものとする。

#### 4. 婚姻制度の柔軟化と脱特権化

憲法 24 条 1 項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定するが、すでに指摘されているように、本条のもとになった草案を作成した連合国軍総司令部 (GHQ) のベアテ・シロタの真の意図は、明治民法時代、婚姻が戸主や親の意向のままに決められることが慣例となっていた事実を踏まえ、これをなくし、女性の婚姻の権利を確立することにあつた<sup>25)</sup>。異性カップルのみに婚姻を保障する規定とはいえ、民法で同性に法律婚を認めたり、パートナー登録制度を設けることは、憲法に違反しない。

同性カップルに法律婚を可能とすることは、婚姻としての権利義務の承認を通じて、共同生活保障を確保することであり、同性カップルを社会的に承認することであり、同性愛に対する差別や偏見の除去につながるものである。

ただし、現行の日本の婚姻制度には、様々な問題がある。例えば、①夫婦同氏の強制、②1組の夫婦と氏を同じくする子を単位として編製される家族単位の戸籍、嫡出子・嫡出でない子の区別を記載させる出生届、③所得税の配偶者控除、国民基礎年金保険料無負担、寡婦控除の非婚世帯不適用など社会保障・税制における婚姻優先、専業主婦家庭優先、④妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定し、推定を覆す権利を夫にのみ認める嫡出推定・否認制度、⑤父母の共同親権を婚姻中のみ認め、離婚後及び婚外子については単独親権とすること、⑥特別養子縁組を法律婚夫婦にのみ認めること、⑦生殖補助医療の利用を法律婚に限定すること（ただし、事実婚も可能になった）などである。①②は、個人の尊厳、個人の尊重よりも家族としてのまとまり、団体性を優先する。③は性別役割分業型の法律婚に人々を誘導する。④⑤⑥⑦は、法律婚が子の生殖・養育と直結し、また②③と併せて法律婚を特権化する。

したがって、同性による法律婚を制度化する際には、個人の尊重と当事者の平等を保障し、他の関係を差別する結果となる法律婚の特権を排除する必要がある。すなわち、婚姻制度の柔軟化と脱特権化を伴わなければならない<sup>26)</sup>。何よりも、人格的生存にとって不可欠なものとして、人のセクシュアリティの多様性が保障されなければならない。そのためには、第一にシングルで生きることの保障があり<sup>27)</sup>、その上でカップルとなった場合の共同生活保障として、内縁保護法理の適用や同性による法律婚の導入が位置づけられる必要がある。渋谷区、世田谷区の試みは、こうした方向へ向かう第一歩として積極的に評価したい<sup>28)</sup>。

## 注

- 1) エスムラルダ、KIRA『同性パートナーシップ証明、はじまりました。』、ポット出版、2015が、両制度の成立の経緯、内容比較を行い、必要な資料（区議会議事録要旨、条例、施行規則、要綱、要望書、合意契約書の例、作成の手引き等）を掲載するなど有益である。本稿も、資料等を活用させていただいた。
- 2) エスムラルダ、KIRA・前注（1）176頁。
- 3) エスムラルダ、KIRA・前注（1）175頁。
- 4) 山下純司「渋谷区条例の意義～パートナーシップから同性婚へ」ジュリスト1485号、2015、67頁。
- 5) エスムラルダ、KIRA・前注（1）244頁。
- 6) エスムラルダ、KIRA・前注（1）258頁。
- 7) 東小雪「渋谷区パートナーシップ証明書を取得して」月報司法書士533号、2016、39頁。
- 8) エスムラルダ、KIRA・前注（1）106頁。
- 9) 東・前注（7）37頁。
- 10) 東・前注（7）40頁。
- 11) 山下・前注（4）68頁。
- 12) エスムラルダ、KIRA・前注（1）88頁。
- 13) エスムラルダ、KIRA・前注（1）88頁。
- 14) 保坂展人「『同性パートナーシップ宣誓書』の取組みを振り返って」月報司法書士533号、2016、32頁。
- 15) 保坂・前注（14）33～34頁、エスムラルダ、KIRA・前注（1）107、116頁。
- 16) 保坂・前注（14）35頁。
- 17) エスムラルダ、KIRA・前注（1）89～90頁。
- 18) 保坂・前注（14）35頁。
- 19) 概要について、二宮周平『家族法』、新世社、第4版、2013、142～152頁。
- 20) 曾田多賀、紙子達子、鬼丸かおる編著『内縁・事実婚をめぐる法律実務』、新日本法規、2013、30頁〔佐貫葉子〕。
- 21) 内縁保護法理の形成過程に関して、二宮周平「日本民法の展開（3）判例の法形成～内縁」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅰ全般的考察』、有斐閣、1998、341頁以下。
- 22) 二宮周平『事実婚の判例総合解説』信山社、2006、198～202頁。
- 23) 私見では、内縁に認められる法的効果は、共同生活関係で築いた財産の公平な分配と、当事者の一方が経済的・身体的に自立できない状態に陥った場合の要保護者への援助である。具体的には、夫婦財産共有推定規定、関係を解消した場合の財産分与規定の類推、事故死の損害賠償、社会保障上の諸権利である（二宮・前注（19）139頁、二宮・前注（22）199～200頁）。
- 24) 不貞の慰謝料及び不貞行為の相手方への慰謝料に関しては、二宮周平・原田直子「貞操概念と不貞の相手方の不法行為責任」ジェンダーと法10号、2013、96～100頁。
- 25) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の9日間』、創元社、1995、200～207頁、ベアテ・シロタ・

ゴードン（平岡磨紀子構成・文）『1945年のクリスマス』、柏書房、1995、153～154頁参照。

- 26) 二宮周平「家族法改革の展望～個人と家族はどこへいくのか」辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性1 かけがえのない個から』、岩波書店、2011、213頁以下。
- 27) 例えば、戸籍、税制、社会保険の個人単位化が考えられる。
- 28) 山下・前注(4) 72頁は、家族法の改正には多元性と漸進性が必要であるとする大村敦志『新基本民法(7)』（有斐閣、2014）170～172頁を引用し、「渋谷区条例によるパートナーシップ証明は、そうした過渡的な段階としての試みとして積極的に評価するべきであろう」とする。

# **Movements for Legal Recognition of Same-sex Relationships in Japan**

Hiroyuki TANIGUCHI  
(Takaoka University of Law)

Shibuya-ku adopted ordinance to issue a certification for same-sex relationship in 2015. In the process of this ordinance, it had been considered that this debate began suddenly in recent days. But in reality, many debates surrounding the legal recognition of same-sex partnerships have been intermittently staged in Japan since the late 1980s. This paper gives an overview of the history of the social and legal movements on same-sex relationship and analyse the characteristics of the process.

# 日本における同性カップルをめぐる 権利保障運動の展開

谷口 洋幸  
(高岡法科大学)

## 1. はじめに

だが、同性愛者が従来の「婚姻制度」の枠にあてはまらないのは、「同性愛者」という存在が婚姻という制度の枠組みにそぐわないものだからではない。また、「同性愛者」が日本の社会システムにそぐわないものだからではない。これまで同性愛者の存在を考えに入れてこなかったのだから、制度のほうがその存在にあわないのだ。<sup>1)</sup>

婚姻や家族に関する法制度は、異性カップルとその間に生まれる子どもを前提として設計されてきた。日本法も例外ではない。その前提がはっきりと明記されていないにもかかわらず、立法府の理解や行政府の対応、司法府の解釈に至るまで、常に異性カップルが当然の前提となっている。性同一性障害者特例法の制定過程において、性別変更後に法的に同性カップルとならないよう、性別変更の条件に「現に婚姻していないこと」が盛り込まれた。査証の発給手続きにおいても、国外で婚姻している同性カップルには、配偶者ないし家族滞在としての査証発給は行われていない。相手が元男性であることを知らずに婚姻した場合には、婚姻の事実を無効とする判例もある。このため、婚姻や家族の法制度の枠外におかれた同性カップルは、異性カップルと同じような状況にあるにもかかわらず、法による保護や承認を得られていない。もともと、成人同士の養子縁組や、公正証書による関係性の証明や合意内容の明確化、任意後見契約などを代替として用いた法的保障も実践されている。しかし、これらの代替的保障が異性カップルと比べて安定的でなく、社会的認知の障壁となっていることも指摘されている。

ここ数年の間に注目を集めているのが、地方自治体におけるパートナーシップ証明書の交付手続きの整備である。東京都の渋谷区や世田谷区で開始され、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市など、全国各地に波及しはじめている。あくまでも地方自治体によるものであるため、証明書そのものの法的効果は限定的である。しかし、渋谷区の条例制定が公表されるや否や、新聞やテレビ、さらには国会においても、同性カップルと婚姻や家族形成に関する賛否の議論が一気に白熱した<sup>2)</sup>。OECD加盟国で唯一、国家単位で同性カップルの法的保障に関する議論が法整備に至っていない日本は、国際社会からも、その「遅れ」を指摘されている<sup>3)</sup>。

本稿では、まず、日本における同性カップルに関する権利保障運動を振り返りつつ、時代ごとの特徴を整理する。さらに、地方自治体によるパートナーシップ証明書の交付に関連する最近の権利保障運動を概観し、今後の課題を検討する。なお、本稿は社会運動史のような精緻な研究で

はなく、同性カップルの権利保障運動に法学者の立場から携わってきた著者の視点を通してみた叙述が中心である。学術的な分析は、今後、当該分野の方々に委ねたい。

## 2. 日本法の特徴

周知のとおり、現在 40 カ国を超える諸国において国家による同性カップルの権利保障制度が存在する。権利保障の方法や内容はさまざまであり、同性カップルを等しく婚姻として扱う国から、同性カップルに特有の法制度をもつ国、事実婚的な保護を積み重ねていく国などがある。日本は、地方自治体におけるパートナーシップ証明の交付を除けば、同性カップルを標的とした権利保障は皆無である。その原因を何か一つに特定することは難しい。そこで、諸外国の権利保障運動の展開にみられる特徴と比較することから、日本の「遅れ」の原因を探ってみたい。

### (1) 諸外国における権利保障運動の展開

婚姻や家族に関する法制度は、それぞれの国家や地域の伝統や価値観と歴史的にも密接に関係しており、共通点を見いだすことは難しい。同性カップルをめぐる権利保障運動も、それぞれの国によってさまざまであるが、おおむね次の 3 段階を経ている。

第 1 段階は、同性間の性的接触に対して刑事罰を科する法規定（いわゆるソドミー法）の非犯罪化である。宗教規範に主な起源をもつソドミー法は、「反自然的性交」「みだらな行為」など、規定文言は多様であるが、婚姻した夫婦外の生殖に直結しない性行動の規制として、同性間の性的接触にも適用されてきた。量刑も、禁固や懲役から死刑まで幅広い。このような刑事処罰は、個人の性生活という、私生活の最も内面的な行動に対する国家の不当な介入として、人権侵害が認定されてきた。

第 2 段階は、性的指向にもとづく差別禁止の法制化である。たとえば、差別禁止法の「性」や「社会的集団」、「その他」にもとづく差別に読み込む解釈もあれば、立法等の措置により「性的指向」の文言を直接挿入する場合もある。一般的な差別禁止法だけでなく、労働や社会保障などの個別法分野や判例の中で性的指向にもとづく差別を問題化していく国もある。

そして第 3 段階が、国家による同性カップルの権利保障である。性的指向にもとづく差別が許されないという考え方が浸透してくると、婚姻や家族にかかわる権利保障が同性カップルであることを理由に認められていない現状に疑義がなげかけられる。生活に密着した地方自治体による同性カップルの公的承認や異性カップルとの差異をめぐる裁判闘争の結果、国家レベルでの権利保障として、法制度化が実現していく。

### (2) 同性カップルをめぐる権利保障の流れ

では、第 3 段階の同性カップルの権利保障はどのように展開してきたのか。法制化は大きく 3 つに類型化できる。まず、異性の事実婚と同等の法的保障を同性カップルにも拡大する形式。次に、同性カップルを対象とした新しい制度を構築し、婚姻との差異を解消していく形式。そして、既存の婚姻や家族の法制度をそのまま同性カップルにもみとめていく形式である。

同性カップルが日常的に経験する権利保障のニーズは、2 人の人間が共同生活を営むという点



において、当然のことながら、異性カップルのそれと似通っている。したがって、最初に試みられるのは、婚姻の届出はしていないが事実上そのような関係にあるものとして、異性カップルだけでなく同性カップルも権利保障の対象としていく形式である。事実婚（*de facto marriage*）としての保護である。スウェーデンのサンボ法やフランスのコンキュビナージュ規定などがその代表例となる。相手の性別を問わず、必要などころに必要なだけ、個別に法律上の保護を与える制度である。

次に検討されるのは、同性カップルに婚姻とは異なる形での法的保護を付与する制度の構築である。狭い意味での同性婚（*same-sex marriage*）といえる。制度の内容は、子どもに関係する部分を除いて婚姻とほぼ同等である。1989年にデンマークで施行された登録パートナーシップ制度やドイツの生活パートナー関係法、イギリスの市民パートナーシップ法などが代表例となる。一般には同性カップルが利用可能であるが、異性カップルも利用可能な国もある。フランスの民事連帯協約（パクス）は、同じく新しい制度を構築したものだが、民事上の身分ではなく2人の合意内容の登録であり、異性カップルも利用できる。現在でも、パクス登録者の8割以上が異性カップルである。新しい制度の構築は、いずれも既存の婚姻とは別個に設けられた制度であり、同性カップルが利用可能という特徴をもつ。先に述べた事実婚的保護は個別事例での対応となるため安定感を欠く。そこで、国家による具体的な制度構築が実施されたものである。

さらに、婚姻そのものを同性カップルでも利用可能とする形式がある。新しい制度を構築する形式に対し、この形式では同性カップルに等しく婚姻（*marriage*）を認めている。広い意味では同性婚ということもできるが、厳密には既存の婚姻制度の性的指向における平等化（*equal marriage, marriage equality*）が実現したものである。人種、階級、国籍などにもとづく婚姻の制限を撤廃してきた歴史に、性的指向ないし性別関係にもとづく婚姻制限の撤廃が加わったことになる。翻って、この段階に至ると、平等化される以前の婚姻制度は、異性婚（*different-sex marriage*）という特殊な制限をもつ「婚姻」としての意味を与えられる。平等な婚姻成立以後の婚姻は、成立前の「婚姻」と同じではない。

むろん、各国の事情等により、成立の順序や変革の期間はさまざまであるが、事実婚としての保護にはじまり、新しい制度が構築され、婚姻の平等化へと至る国が多い。

### （3）日本法の特徴

同性カップルを婚姻の枠内に取り込む法改正を進めてきた諸国は、順序の前後など細かい差異はあるものの、おおむねこのような長い道のりを経験している。日本が同じような道のりを辿る可能性を検討する場合、まず、日本法には2つの大きな特徴がみとれる。

まず、日本法にはソドミー法が存在しない。かつて一時的に存在していたことは知られているが、宗教的な基盤をもつものでもなく、人々の意識に残ることもない状態で法文書から姿を消している。したがって、同性カップルの権利保障に向けた第一歩として多くの国が取り組んできたソドミー法の問題が日本には存在しない。この事実は、権利保障運動の展開を検討する上で重要な特徴のひとつといえる。人権ないし権利保障の歴史が、国家による不当な介入の排除から、国家に対する制度的保障の要求へと展開してきたことに照らせば、最初に排除すべき国家からの不当な介入がないところで権利保障運動を展開する場合、同じような経緯を辿りえない可能性も想

定しておかなければならない。

さらに、第2段階としての性的指向にもとづく差別禁止についても、日本法は特徴的である。国内法レベルにおいて、性的指向にもとづく差別を明記する法律は存在しない。それどころか、日本には憲法14条の規定を除いて、包括的に差別を禁止し、人権侵害を救済するための制度を備えた国内法そのものも存在していない。たしかに、雇用に関する女性差別と、包括的な障がい者差別に関する法律はある。しかし、この2つのテーマ以外、差別そのものの定義や差別解消の施策の義務化、差別を受けた場合の救済措置等を規定した国内法は制定されていない。すなわち、「性」や「社会的集団」の解釈の拡大や、「性的指向」という文言の挿入を議論していこうにも、改訂の対象となるべき包括的な差別禁止法そのものが存在していないのである。性的指向差別の禁止を法制化しようにも、権利保障運動の段階として、まず、その土台づくりからはじめなければならないこととなる。

このように第3段階の議論へと至る前の2段階の前提そのものが日本法には欠落している。さらに、もう一つの特徴として戸籍という特殊な身分登録制度も忘れてはならない。憲法24条によって明治民法の根底にあった戸主制度が廃止され、現行の民法は、個人を尊重し、夫婦間の平等を軸に制定された。ところが、国家の身分登録制度の根幹にある戸籍は、戸籍筆頭者を中心とする家族単位の登録形式を維持している。婚外子や再婚禁止期間、夫婦同氏など、最高裁判所で違憲性が争われている民法の諸規定も、その根源には戸籍に象徴されるような家族単位ないし法律婚重視の考え方がある。もちろん、ここでいう家族や法律婚はあくまで異性カップルのそれであり、同性カップルは制度の枠外に置かれている。形式的な面に限らず、同性カップルの権利保障は戸籍制度の根幹を問い直す作業も必要とする<sup>4)</sup>。

#### (4) 同性カップルの現状と日本法

日本国内において、同性カップルとして生活することに伴う困難は、住居・家族向けサービスの享受、税金の減免、年金・保険による保障、在留資格の付与、医療・介護現場での処遇、遺産相続、関係解消後の財産分与、祭祀継承など、内容は多岐にわたる<sup>5)</sup>。研究者やNGOによる量的調査や質的調査によって生活実態の把握が進められているものの、公言できない社会状況や調査対象者の偏在、実態数の少なさなどの点から、全国規模での正確な調査は根源的な困難を伴う。もちろん、社会生活上の不利益が正確に把握できない事実は、同性カップルの権利保障が進まない現状を正当化しない。権利保障の議論を躊躇させている社会の現状こそ問題視されなければならない。権利保障を実現していく議論の過程そのものが、異性カップルの婚姻に与えられる法的利益との差異を明らかにし、もって、同性カップルの生活上および法律上の困難の現状を浮き彫りにするのである。

前述のとおり、日本法は同性カップルの存在を想定して作られてはいない。それは立法過程のみならず、行政機関の行為や司法判断によっても裏付けられている。他方、宗教規範にもとづくソドミー法のような規定も現存していない。このような法状況のもと、日本で同性カップルとして日常生活を共にし、一生添い遂げることを誓い合う人々は、明確な迫害さえされないものの、その存在を公的に認められてもいない。メディア等での扱いは増加しているが、そのほとんどはテレビの中のネタであり、多くの人々の日常ではない。日常のさまざまな場面で困難に直面して

きた同性カップルの当事者らは、現行法のもとでの解決も模索している。

たとえば成年養子縁組制度の転用による法的な家族関係の構築である。日本において成人間で養子縁組をする場合、届出主義のもと、年長者が養親になること以外に大きな障壁は存在しない。もともと日本の成年養子縁組は、氏を存続させるという日本社会の慣習と意識を制度的に担保するために、その要件が極めて緩く設計されてきた。そこで、同性カップルの年長者が親となり、年少者が子となることで、お互いの法定相続人となり、社会保障や福利厚生等の利益も得られるようになる。しかしながら、成年養子縁組を用いた関係性の保障はきわめて脆弱なものである。なぜなら、これは制度の転用にすぎず、本来、親子関係を創設する意思がないことは明らかである。そのため相続時などに利害関係者から縁組無効の申立がだされた場合、当該縁組は無効とされる可能性があり、身分的な安定性を欠くといえる。

もうひとつの解決策として、公正証書を用いた関係性の証明も活用されてきた。公証役場において2人の合意事項を書面に起こし、公正証書とすることで、赤の他人ではないと主張する資料とする手法である。異性間でも婚前契約書の公正証書化は活用されており、同性カップルにとっての婚姻契約的なものと位置づけられる。しかし、公正証書はあくまで合意をした当事者間のみ法的な証拠能力をもつものであり、第三者を拘束しない。この点、公正証書の利用は法的な効力が薄いと言わざるを得ない。

最近では、同じく公正証書を利用する方法として、任意後見契約も利用されはじめている。相手方の判断能力が不十分になった場合に備えて、お互いに支え合い面倒をみていく法的な契約である。任意後見契約そのものは、個人の意思を尊重しつつ、親しい人々の中で助け合っていくことを目的に作られた制度である。この点、成年養子縁組制度の転用とは異なり、人生の伴侶と誓い合った同性カップルにおいて、任意後見契約を行うことは制度の趣旨にも叶う。ただし、この契約は相手の判断能力が不十分になるなど、不測の事態が起こらなければ法的な効力をもたない。確かに当該契約をしていることを理由に、2人の関係性の正統性を主張することはできるが、それをどう受け止めるかについて、法は何も助けてはくれない。

このように、現行の日本法のもとでは、実際に同性カップルも法的な地位や利益を享受できる方法も存在する。しかし、それらはいずれも脆弱な法的紐帯にすぎない。この流れを変えるように思われたのが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）の2013年改正における「生活の本拠を共にする交際」（以下、「交際」）という概念の導入である。同改正により、事実婚に至らない恋人関係も含めた「交際」そのものが保護命令の対象に含まれることとなった。一見したところ、「交際」は同性カップルをも含む広い概念である。しかし、立法過程においてその可能性を否定する答弁等もみられ、法令解説でも同様の傾向がみられる<sup>6)</sup>。改正前の「事実婚」規定が女性の同性カップルに適用された判例に鑑みれば、「交際」から同性カップルが明示的に排除されていない以上、最終的には裁判所の判断に委ねられることとなる。

このような同性カップルに関する法的な無視の状況に一石を投じたのが、地方自治体による同性カップルの公的承認手続きである。同性カップルを婚姻相当の関係性と認め、2人の関係性を証明する「パートナーシップ証明」を発行する手続きである。東京都の渋谷区と世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市など、動きは全国に広がってきた。それぞれ要件や効果

に細かい違いはあるものの、双方もしくは一方が当該自治体に住民票をもち、先述の公正証書の作成や任意後見契約などにもとづいて安定した関係にあることなどが要件とされている。「パートナーシップ証明書」そのものの法的効果は自治体内で留まるものであり、婚姻や家族に関する法制度に何ら影響を及ぼさないという点において希薄である。ただし、公的機関によって同性カップルの承認が行われたことにより、国家レベルの議論に繋がっていった例は諸外国にも多くみられる。日本法は現在、解釈による事実婚的保護の可能性をはらみつつ、法制化に向けた社会的基盤が形成されている途上にあるとみることもできよう。

### 3. 権利保障運動の歴史と特徴

これまでみてきたとおり、諸外国が同性カップルの国家レベルによる権利保障を実現している一方、日本法は同性カップルを想定してこなかった。一定の積極的な変革もみられるものの、現実的な権利保障はほぼ皆無の状況にある。このような現状について、市民社会ないし当事者運動はどのように展開してきたか。以下、1990年代から10年区切りでその特徴を見ていきたい。

#### (1) 差別への異議申立と異性婚制度との共存 —1990年代

同性愛ないし性的指向をめぐる日本の権利保障運動として、1987年頃のエイズ予防法案への反対運動や1990年代の東京都府中青年の家の宿泊拒否に関する裁判闘争が知られている。また、辞典等における同性愛の記述をめぐる訂正要求やメディアにおける差別表現への抗議行動なども展開されてきた<sup>7)</sup>。ところが、同性カップルをめぐる権利保障や法制化への要求は弱いものであった。議論を呼んだ第3回レズビアン・ゲイ・パレード宣言案(1996)も、差別対策の要請に特化しており、同性カップルの問題は中心課題として位置づけられていない<sup>8)</sup>。

この時期、婚姻や家族に関する話題としては、同性カップルの権利保障ではなく、異性との婚姻を強いる社会との共存が多くみうけられる。とくに、婚姻圧力の中で余儀なくされた異性との婚姻生活(=不本意結婚)と、婚姻圧力を回避するための意図的な婚姻生活(=友情結婚)に関する議論が中心であった。前者では、家族や社会からの圧力により婚姻を選択せざるを得なかった人々が、不本意な婚姻生活と本意にもとづく同性の相手方との生活をいかに両立させるかが主題となる。男性カップルの場合には、社会的な男性の優位的な位置づけから、比較的自由に同性の相手方との生活を営める。ところが、女性カップルの場合、家事労働や育児介護など、家そのものに女性が絡みとられている現状を反映して、同性の相手方との生活が不可能というジェンダー格差が浮き彫りとなる<sup>9)</sup>。後者の議論においても、異性愛者との友情結婚では、とくに女性の側が不均衡な立場におかれることへの批判が展開されてきた。レズビアン女性とゲイ男性の友情結婚についても、婚姻圧力の帰結として、女性の側に不均衡な性別役割期待が向けられてしまうため、お見合い企画などは失敗に終わっていた<sup>10)</sup>。

既存の婚姻制度を前提とする不本意結婚や友情結婚をめぐる賛否の議論と並行して、諸外国における同性カップルの権利保障を紹介する動きも散見される。1989年にデンマークで登録パートナーシップ制度が開始され、同時期にアメリカのカリフォルニア州でも自治体によるパートナーシップ証明書発行の動きがはじまっていた。家族法を中心とする学術領域からの発信だけで

なく、市民社会ないし当事者視点の情報発信も実践された<sup>11)</sup>。ただし、日本における権利保障や法制化の実現に向けた具体的戦略にはほとんど意識が向けられていないのもこの時期の特徴といえる。

## (2) 多角的な権利保障運動の始動 —2000年代

2000年代に入ると、諸外国における同性カップルの権利保障の流れも活発化し、日本国内でも情報発信や意識啓発活動が増加していった。

たとえば、東京都女性財団の助成を受けて作成された『ACT!：関係性の可能性 vol.1 公正証書』<sup>12)</sup>は、法的な認知がなされない同性カップルの関係性を公正証書によって形作る方法を紹介した先駆的な事業であった。当事者向けに創刊された雑誌媒体においても、同性カップルのライフスタイルのあり方についてさまざまな議論が紹介された<sup>13)</sup>。またこの時期には、より専門的な書籍も相次いで刊行されている。同性カップルの生活に密接に関係する問題について、法律や社会制度の現状と活用方法を包括的に紹介した永易至文 2009『同性パートナー生活読本』(緑風出版)は、権利保障の法制化が進んでいない現在にも通用する良書である。また、日本や諸外国の法制度を概説した杉浦郁子ほか 2007『パートナーシップ：生活と制度』(緑風出版)は、副題に「結婚、事実婚、同性婚」と記載されているとおり、異性カップルの事実婚の保護と同性カップルのあり方の差異に着目した点において重要である。さらに、同性カップルの権利保障について根元的な問題となる戸籍制度にまで踏み込んだ赤杉康伸ほか編著 2004『同性パートナー：同性婚・DP法を知るために』(社会批評社)は、日本における法制化に向けた総合的な議論の先例と位置づけられる。フランスの法状況を詳述したロランス・ド・ペルサン／齊藤笑美子訳 2004『ボックス：新しいパートナーシップの形』(緑風出版)や、アメリカにおける議論の展開を分析したジョージ・チョーンシー／上杉富之・村上隆則訳 2006『同性婚：ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』(明石書店)など、学術業界における諸外国の議論の紹介も行われていた。

書籍等による情報発信だけでなく、市民社会や当事者に向けた意識啓発のシンポジウムも多く開催されている。2002年の第3回東京レズビアン&ゲイパレードでは、「東京・人権2002フォーラム」の第2部として、動くゲイとレズビアンの会主催の「同性カップルを支える制度」が開催された。2004年にはユニオンステーション主催のシンポジウム「同性パートナーを考える」が大阪市で、gid.jp主催のシンポジウム「パートナーシップ法を考える」が東京都小金井市で開催され、2005年の第14回東京国際レズビアン&ゲイ映画祭のシンポジウムでは「なぜ、今、同性婚／DP法か：同性パートナーと生きるこれからのために」とのテーマが設定された。これは2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下、性同一性障害者特例法)が性別変更許可審判の要件として「現に婚姻をしていないこと」を規定したことに端を発している。さらに2005年、当時大阪府議会議員であった尾辻かな子のカミングアウト<sup>14)</sup>を契機として、「同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム」が開催された。十分な準備や宣伝の期間が確保されないままの開催であったにもかかわらず、大阪、東京(第1回)、高松、札幌、東京(第2回)とのべ5カ所で開催されたシンポジウムでは活発な議論が展開され、権利保障への関心の高さがうかがわれた。

同性カップルの権利保障に関するニーズ調査や研究分析も散発的に実施された。血縁と婚姻を

越えた関係に関する政策提言研究会による2004年の「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」は、はじめての本格的な量的調査であり、社会学者による専門的な分析も公刊されている<sup>15)</sup>。先述の「同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム」を契機に組織されたRT2006調査プロジェクトでは、2006年から2009年にかけて社会調査の専門家による面接調査が実施され<sup>16)</sup>、2007年に「同性カップルの生活と制度：聞き取り調査から考える現在と未来」と題する大規模なシンポジウムも開催された。

2000年代の権利保障運動には、各々がプロジェクトベースで組織されている点やレズビアン・バイセクシャル女性の当事者団体が中心的な役割を果たしている点、そして東京や大阪といった大都市圏が中心であった点などの特徴がみてとれる。生活実態の把握や法的ニーズの調査については社会学や社会調査の専門家、関連領域の研究者の関与もみられるが、その連携は限定的なものであった。一方で、2003年の性同一性障害者特例法における「現に婚姻していないこと」要件の規定や、政治家のカミングアウトという出来事は、同性カップルの権利保障にむけた運動を促進する契機ともなった<sup>17)</sup>。とくに前者は、日本法のもとで同性カップルの婚姻から排除されている事実を立法府が明示的に確認したものである。権利保障の実現ないし法制化のためには、立法府などに対するロビイングが不可欠であることを改めて認識させることとなった<sup>18)</sup>。

### (3) 権利保障の法制化に向けて —2010年代

2010年代に入ると、同性カップルの権利保障の法制化そのものを目的とする組織が形成された。2010年に設立された「特別配偶者法全国ネットワーク（パートナー法ネット）」は、2000年代に個別に活動を展開してきた人々が集結した全国組織である。婚姻とは別の新しい制度による権利保障のあり方として「特別配偶者法案」を提唱し、省庁への陳情や国会議員との交流などを実践している<sup>19)</sup>。また、2014年に設立されたNPO法人「EMA日本」は、2020年のオリンピック東京大会を念頭に、婚姻の平等化を目指している<sup>20)</sup>。法制化に向けた署名活動や国会議員へのロビイングをはじめ、経済界や外資系企業、海外のNGOと連携をはかりつつ、大規模な活動を展開している。具体的な形式は異なるものの、同性カップルの権利保障という同一の基本目的をもつ2つの組織は、国会議員との交流やロビイング活動、国政選挙における候補者へのアンケート調査など、情報共有や協働作業も実施してきた。両組織を含め、2005年に6つの組織<sup>21)</sup>が中心となって結成された「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）」<sup>22)</sup>は、より広く、性的指向や性自認にもとづく差別禁止の法制化に向けて運動を展開している。LGBT法連合会は、LGBTに関する課題を考える議員連盟（超党派）<sup>23)</sup>の発足当時から密接な連携関係をとっているが、議連の中では同性カップルの権利保障の法制化そのものについて、見解は必ずしも一致していない<sup>24)</sup>。

省庁や国会議員への働きかけが可能となった背景に、同性カップルの権利保障に関する社会的な認識の高まりがある。諸外国における立法化の増加もさることながら、同性カップルの当事者らによる一般向け書籍も大きな影響を与えている。レズビアンであることをカミングアウトしたタレントが執筆した牧村朝子2013『百合のリアル』（星海社）、メディア等で積極的に同性カップルの権利保障を訴えかけ、渋谷区のパートナーシップ証明第1号となった2人による東小雪・増原裕子2014『レズビアン的結婚生活』（イースト・プレス）、日本でアメリカ総領事の職にあっ

た人物とそのパートナーによるパトリック・リネハン／エマーソン・カネグスケ 2014『夫夫円満』（東洋経済新報社）、弁護士どうしのゲイカップルであることを公言して活動する南和行 2015『同性婚』（祥伝社）などが立て続けに公刊された。実際に同性カップルで婚姻届を提出したところ、不受理扱いとなった事例も報道され、世間の注目を集めている<sup>25)</sup>。また同時期には一般誌や経済誌においてもいわゆる「LGBT 特集」が組まれた<sup>26)</sup>。各紙の特集内容はさまざまであるが、同性カップルに関連するものとして、諸外国の法制度の紹介や日本法の現状、同性カップルの抱える生活上の問題（住宅、家族、介護、子ども）、同性カップルの企業内処遇（福利厚生、休暇、意識啓発）、同性カップル向けのビジネス（家族割り、ウェディング、住宅、旅行）などが取り上げられている。一般誌や経済誌が同性カップルの課題を真摯に取り上げたことは、メディアにおいて「際物」と扱われがちであった同性カップルの社会的位置づけを変化させることに少なからず寄与したものと思われる。住民基本台帳にもとづく訪問調査を実施した一般市民の意識調査においても、同性カップルの婚姻の賛否は、賛成（賛成+やや賛成）が51.1%、反対（やや反対+反対）は40.3%と、賛成が上回っている<sup>27)</sup>。

省庁や国会議員への働きかけに呼応し、法解釈による解決の試みもはじまっている。同性カップルを婚姻から排除する現行法は憲法違反すなわち人権侵害であるとして、約450名の当事者が日本弁護士連合会（以下、日弁連）に対して人権救済を申し立てたものである<sup>28)</sup>。周知のとおり、日弁連の人権救済申立手続きは、「基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をなし、人権を侵犯された者に対し、救護その他適切な措置をとる」（会則75条）ためのものである。司法院による判断ではないが、裁判官と同じ法曹による法解釈を経た措置として、その結論には一定の正統性がある。最終的な措置に関する判断もいずれ公表されるが、仮にいずれかのレベルにおいて憲法違反が認定されれば、婚姻届の不受理や同性カップルと異性カップルの権利保障の差異について具体的な裁判へと繋がりうる。裁判外の準司法的な手続きを経て、司法院の判断が下される日も近いかもしれない。

2000年代に個別に展開されてきた同性カップルの権利保障運動は、2010年以降に専門的な組織化とネットワーク化が行われ、省庁や国会議員に対するロビイング活動も本格化してきた。その要因ないし動機づけのひとつが2009年から2012年にかけて生じた政権交代であったことは間違いない。2012年に再び政権交代が行われると、次第に党派を超えたロビイングが功を奏し、議員連盟の形成や具体的な法制化に向けた動きがみられるようになった。同時に、性的指向や性自認に関する権利保障の議論の中では、同性カップルの権利保障への否定的な意見も併存している。憲法24条の改正に関する主張内容も含め、今後の議論の推移を注視したい。

#### 4. おわりに ―権利保障運動は「遅れている」のか

同性カップルの権利保障を法制化してきた諸外国とは異なり、日本法には前段階となるソドミー法や包括的な差別禁止法が存在しない。身分登録の根幹にある戸籍という独自の制度も、婚姻や家族に関する社会認識に多大な影響を与えている。このような特徴を踏まえて展開されてきた権利保障運動は、権利意識の醸成や具体的な困難の把握、社会の認識変革など、さまざまな取り組みを同時並行していく必要に迫られる。したがって、諸外国に比べて日本の権利保障運動が

「遅れている」と単純に評価することは適切でない。

同性カップルの当事者による情報発信および同性婚や婚姻の平等化をめざす市民団体の活動が活発化している今日、学術領域の役割も重要性を増している。国勢調査や各種の統計によって把握が困難な同性カップルの実情については、社会科学等の領域における専門的な分析が不可欠である<sup>29)</sup>。法制化を目指す前段階として位置づけられる日弁連への人権救済申立においても、学術領域からの情報発信が求められている。また、権利保障運動が進んでいく際に見落とされがちな問題に目を向けるのも学術領域の役割である。当事者の困難を解決するという大義のために、権利保障や法制化への根元的な批判がないがしろにされる場面も見受けられる。より適切な制度や国家のあり方そのものを俯瞰的に分析することは、同性カップルの権利保障という個別課題の解決と両輪で進めるべきものである。そうすることは結果的に、日本で展開している他の権利保障運動から学ぶことや、近接課題との連携へと繋がりを。同性カップルがかかえる具体的な困難として、国籍が異なるカップルの査証発給や国外で婚姻した同性カップルの法的位置づけ、生殖補助医療を用いて子どもをもつカップルや連れ子養子、継親子関係の構築などがある。いずれも同性カップルの問題であると同時に、外国籍の人々の処遇や子どもの権利、科学技術の進展と生命倫理といった問題でもある。また、同性カップルの権利保障は、労働者の就労環境を改善し、高度人材の流出を防止するとともに、購買層を拡大するといった経済効果をもたらすと主張も根強い。重要な視点ではあるものの、その反射的影響にも目を向けなければならない。同性カップルとしての生活を営んでいる人々を含めたすべての人が安全に過ごせる社会のために、あらゆる課題への不断の問いかけが求められている。

(以上)

## 注

- 1) 掛札悠子 1992 『「レズビアン」である、ということ』(河出書房新社) 67頁。
- 2) たとえば、毎日新聞の世論調査では、1,018人の回答のうち賛成44%、反対39%、無回答17%であった。「同性婚『賛成』が『反対』を上回る」毎日新聞 2015年3月16日。
- 3) たとえば、北陸中日新聞(2013年11月27日)では、「同性婚“後進国”、扉開いて：『家族のカタチ』を考える〈前編〉」と題する特集記事が組まれている。
- 4) 堀江有里 2015 『レズビアン・アイデンティティーズ』(洛北出版) 245-253。
- 5) 詳細は、永易至文 2009 『同性パートナー生活読本：同居・税金・保険から介護・死別・相続まで』(緑風出版)。
- 6) 永野豊太郎 2013 「法律解説 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」『法令解説資料総覧』381:20。
- 7) 稲場雅紀 1997 「同性愛に関する表現の多様化と『差別』」湯浅俊彦・武田春子編『多文化社会と表現の自由』(明石書店) 97-107。
- 8) この時期の権利運動史として、堀川修平 2015 「日本のセクシュアル・マイノリティ運動の変遷からみる運動の今日的課題：デモとしての『パレード』から祭りとしての『パレード』へ」『女性学』23: 64-85。
- 9) 掛札(前掲注1) 80-81。



- 10) 前川直哉 2014 「1970年代における男性同性愛者と異性婚：『薔薇族』の読者投稿から」 小山静子ほか編『セクシュアリティの戦後史』（京都大学学術出版会）209-214。
- 11) 代表的なものとして、たとえば、二宮周平 1990 『事実婚の現代的課題』（日本評論社）233-277、別冊宝島 1990 『女を愛する女たちの物語』（JICC 出版局）184-195、角田由紀子 1991 『性の法律学』（有斐閣）207-214、伊藤悟 1993 『男ふたり暮らし：ぼくのゲイ・プライド宣言』（太郎次郎社）、出雲まろう『まな板のうえの恋』（宝島社）、クィア・スタディーズ'97 編集委員会編 1997 『クィア・スタディーズ'97』（七つ森書房）（特集：婚姻法／ドメスティック・パートナーシップ制度）、ひろこ・あきこ 1997 「Better Life for Better Dyke：女性同士の『結婚』方法としてあなたはどれがお好み？」（全5回連載）『LABRYS DASH』5-9号、性意識調査グループ編 1998 『310人の性意識：異性愛者ではない＜女＞たちのアンケート調査』（七つ森書房）146-151 など。
- 12) Sexualities-2nd B.B. 2001 『ACT!：関係性の可能性 vol.1 公正証書』。
- 13) 永易至文編集 2002 『にじ』vol.1-4（にじ書房）。
- 14) 尾辻かな子 2005 『カミングアウト：自分らしさを見つける旅』（講談社）。
- 15) 有田啓子・藤井ひろみ・堀江有里 2006 「交渉・妥協・共存する「ニーズ」：同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査から」『女性学年報』27: 4-28。
- 16) 杉浦郁子・釜野さおり・柳原良江 2008 「女性カップルの生活実態に関する調査分析 法的保障ニーズを探るために」『日本＝性研究会議会報』20(1): 30-54。
- 17) たとえば、筒井真樹子 2003 「消し去られたジェンダーの視点：『性同一性障害特例法』の問題点」『インパクション』137:174-181、谷口洋幸 2008 「性同一性障害特例法の再評価：人権からの批判的考察」石田仁編著『性同一性障害：ジェンダー・医療・特例法』（御茶の水書房）249-272、堀江有里 2010 「性的少数者の身体と国家の承認」『解放社会学研究』21: 49-50 など。
- 18) 2003年には「同性パートナーの法的保障を考える有志ネットワーク」が家西悟衆議院議員（当時）を招いて「国会へのロビイングに関するブリーフィング」を実施している。ただし、この組織も散発的にプロジェクトベースで形成されたものであった。
- 19) パートナー法ネット Website (<http://partnershiplawjapan.org>)。「『特別配偶者法』を創設し、同性同士が不安なく家族としての生活を営める社会の実現を目指す」。共同代表：大江千東、赤杉康伸、池田宏。
- 20) NPO 法人 EMA 日本 Website (<http://emajapan.org>)。「EMA は Equal Marriage Alliance の略で、平等な結婚、つまり同性結婚が認められる社会を目指す」。理事長：寺田和弘。
- 21) パートナー法ネット、EMA 日本のほか、NPO 法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ全国ネットワーク（共生ネット）(<http://www.kyouseinet.org/index.html>)、レインボー金沢 (<http://www.rainbowkanazawa.jp/>)、LOUD (<http://space-loud.org/>)、いのちリスペクト。ホワイトリボンキャンペーン (<http://ameblo.jp/respectwhiteribbon/>)。
- 22) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 Website (<http://lgbtetc.jp>)。「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備」を目的とする。
- 23) 会長：馳浩衆議院議員（自由民主党）、事務局長：谷合正明参議院議員（公明党）、顧問：細

野豪志衆議院議員（民主党）をはじめ約 40 名が参加。

- 24) 「性的少数者（LGBT）の超党派議連発足へ：同性パートナー条例案には『同床異夢』」産経ニュース 2015 年 3 月 11 日 (<http://www.sankei.com/politics/news/150311/pl1503110044-n2.html>)。
- 25) 「青森の女性カップル：婚姻関係がないと制度上『生きづらい』」THE PAGE、2014 年 7 月 8 日、「同性婚の一ノ瀬&杉森：婚姻届不受理」デイリースポーツ online、2015 年 5 月 8 日 (<http://www.daily.co.jp/newsflash/gossip/2015/05/08/0008006244.shtml>)。
- 26) たとえば、『週刊東洋経済』6403 号（2012 年 7 月 14 日、「知られざる巨大市場：日本の LGBT」）122-135 頁や『週刊ダイヤモンド』4439 号（2012 年 7 月 14 日、「国内市場 5.7 兆円：『LGBT 市場』を攻略せよ！」）130-147 頁、『日経ビジネス』1804 号（2015 年 8 月 24 日、「究極のダイバーシティ LGBT：あなたの会社も無視できない」）24-45 頁、『経済界』1046 号（2015 年 8 月 25 日、「LGBT と向き合う」）100-114 頁、『AERA』1525 号（2015 年 9 月 14 日、「LGBT あなたに会えて未来が開けた」「企業の対策はアライが鍵」）35-47 頁。
- 27) See. 石田仁ほか 2015 「日本におけるセクシュアル・マイノリティに対する意識 (2)：同性婚の賛否を規定する要因の探索的分析」『第 88 回日本社会学会大会（2015 年 9 月 19-20 日）報告要旨集』104 頁。
- 28) LGBT 支援法律家ネットワーク Website (<http://lgbt.sakura.ne.jp/lgbt/humanrights/>)。人権救済申立書の概要版（全 19 頁）が公開されている。
- 29) 杉浦ほか（前掲注 17）39-40。

# **A Critical Analysis of Same-sex Marriage Law as Politics of Recognition**

Yuri HORIE

(Kyoto Human Rights Research Institute)

From the early 1990s, lesbians and gays started to speak out on their rights in Japan. In their activism, one of the important issues was the demand for recognition of same-sex partnerships. They demand their rights as an essential (or critical) element in the politics of recognition that should be considered seriously. Although there is a marriage system for heterosexual partnerships, that is a union of a man and a woman, there is no law and/or system to recognize same-sex partnerships in Japan. Thus, those who have same-sex partners do not have access to legal benefits.

However, arguments in such activism also have several problems. They mostly rely on analysis and arguments in Europe and North America, and their cases and experiences are quoted. However, there are cultural and social gaps between Europe and North America, and Japan.

This paper introduces and analyses the debate about the demand for legal recognition of same-sex partnerships in the context of Japan. By discussing strategies to address the issues surrounding same-sex marriage, which has been treated as a political problem and has been a target of backlash by conservative groups, this paper attempts to seek an alternative way of considering same-sex partnerships.

# 日本における同性カップルの権利保障をめぐる 可視化戦略の陥穽

堀 江 有 里

(公益財団法人世界人権問題研究センター)

## 1. 問題の所在 —— 「家族」としての同性カップルを考えること

同性カップルの法的保護についての話題が、とりわけ2015年にはマスメディアでも大きく取り上げられることになった。後述するように、行政の「同性パートナーシップ証明書」発行などもあったからだ。異性カップルが法的家族となる選択肢があるにもかかわらず、同性間にはその選択肢も存在しない日本の現状は、不平等な状態であると指摘されることがある。筆者もその前提を共有する立場にある。しかし、法制度への包摂のみに焦点を当てることは、マイノリティの人権を考えるにあたり、十分ではないと考えられる。というのも、法制度に包摂されようとする際に、対象となる人びととそうではない人びととのあいだに線引きが生みだされることは必然だからだ。従来、想定されていなかった事柄を包摂するための理路はどのように導き出されるのか。まさにそこで“こぼれ落ちるもの”あるいは“意図的に落とされるもの”があるのではないか。

本稿では、このような問いを出発点として、法制度への包摂を求める際に採用される、性的マイノリティの可視化戦略の問題点を検討したい。そのひとつとして、「家族」というユニットを枠組とすることで再生産される規範——マジョリティの価値観を前提視し、あらたな排除を導き出すこと——に注目したい。

以下、同性カップルへの行政対応として大きく報道された東京都渋谷区の事例をもとに、そこで生じている問題点を素描する（第2節）。つぎに同性カップルの法的保護を求める際にユニットとして再生産される「家族」規範について批判的見解を考察する（第3節）。その上で、同性間カップルの法的保護を要求する動きが、現在の日本における「家族」規範と、どのように連関するのかを批判的に検討していくこととしたい（第4節）。これらの作業をとおして、法的保護を求める性的マイノリティの可視化戦略のなかに抱え込まれるジレンマを浮かび上がらせ、「家族」をめぐる規範への抵抗可能性を探ることによって、問題提起的に提示することが本稿の目的である。

## 2. マイノリティの分断 —— 東京都渋谷区の事例

### (1) 報道と現実のギャップ

2015年春、東京都渋谷区で「同性パートナーシップ条例」が提案されるという情報が話題を呼び、数々のメディアでも報道された。なぜ、話題となったのか。その誤解が生みだされた背景も含め、問題点をみていきたい。ここで渋谷区の事例を取り上げる理由は、2点ある。ひとつには、

日本で初めての「同性パートナーシップ条例」として、しばしばマスメディアで取り上げられた点である。もうひとつには、他の施策との関連で人権をめぐるギャップが横たわっているとされ、性的マイノリティのコミュニティからも異論や批判が上がった点である。

渋谷区の条例は、2015年3月31日に議会で可決され、11月にはパートナーシップ証明が発行される運びとなった<sup>1)</sup>。正式名称は「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」であり、「男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め」、さらに「多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする」ものである（第1条）。「男女の人権の尊重」と同時に「性的少数者の人権の尊重」を掲げており、性的マイノリティを施策の対象として定めた、画期的なものではある。とりわけ、区や公共団体、区民、さらには事業者の責務が明記されている点には注目しておきたい。たとえば、条例は区内事業者に対して、「就業条件の整備」に関する条例の趣旨の遵守を促し、「一切の差別を行ってはならない」と定めている（第7条）。また、相談や苦情申立てについても明示しており、必要に応じて調査の実施、助言および指導、さらには是正勧告をも定めている（第15条）。つまりは、性差別や性的マイノリティに対する差別が起こったときに、渋谷区はその実態に踏み込むことを示唆している。

このような「差別禁止」とも認識できる条項をもつ条例だが、実際にマスメディアで注目されたのは、同性パートナーシップ証明の発行であった。同条例は「パートナーシップ」を「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう」と定義し（第2条8号）、「公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明（パートナーシップ証明）をすることができる」（第10条）と定めている。これが日本で初めての試みであり、マスメディアでも注目された項目である。

しかし、この「パートナーシップ証明」をめぐる報道には、事実誤認とまでは断言しがたいものの、ミスリーディングな表現が少なくはなかった。「同性パートナーシップ」もしくは「同性婚」を認めるものとして報道されるケースである<sup>2)</sup>。実際には区の証明を受けるためには、具体的な手続きとして、パートナーシップを育む当事者双方の任意後見契約に係る公正証書の作成・登記が必要である。すなわち、婚姻届の提出とは異なり、経済的・時間的コストがかかる<sup>3)</sup>。また、法的効力がない点でも、婚姻とは大きく異なる<sup>4)</sup>。

なぜ、「同性婚と同等」などというミスリーディングが起こったのだろうか。興味深いことは、成立当日に、この条例に尽力した人びとが「祝・同性パートナーシップ条例!」、「Thank you, Shibuya」などの横断幕を掲げて取材に応じている点である。マスメディアがこれに呼応し、同性パートナーシップ証明のみを特徴として取り上げたと考えることもできる。なおかつ、性的指向は外見では判断できないため、同性愛者の人権を主張する際に、同性カップルというかたちは、同性愛者の人権を主張する際に“わかりやすい”ともいえる（cf. 堀江2016）。

## （2）他課題の人権施策とのギャップ

さらに、条例が公表された時点で、渋谷区の人権をめぐる他施策とのギャップが指摘されてきた。数年間にわたって問題化されていた渋谷区内の公園閉鎖と、そこで生活していた野宿者排除の問題である。とくに、今回の条例を推進し、後に渋谷区長となった長谷部健区議会議員（当時）が双方にかかわってきた点——一方では同性パートナーシップ証明を含む条例づくり、他方

では公園閉鎖による野宿者排除——が「人権の二重基準にも映る」対応ではないかと批判されることとなった<sup>5)</sup>。

野宿者排除の問題について概要を示しておく。渋谷区にある宮下公園で、2009年にスポーツメーカーに命名権を委託し、公園の改造が計画された。長谷部はメーカーと区の橋渡し役を務めたという。2010年9月15日には渋谷区の行政代執行による野宿者の強制撤去が実施され、翌年に公園は夜間閉鎖され、野宿生活者の寝泊まりのみならず、支援団体の炊き出し作業にも支障を生み出すこととなった<sup>6)</sup>。性的マイノリティの立場から問題を追ってきた団体に「レインボー・アクション」がある<sup>7)</sup>。また、1990年代よりレズビアンとして活動してきた土屋ゆきは、つぎのように指摘する。

宮下公園で野宿者を閉め出す行政が、人権施策を打ち出すこと自体に違和感がある。人権問題としてのLGBT問題ではなく、おしゃれな渋谷の演出のために欧米発のファッションブルなトレンドとして、LGBTに利用価値を見いだしたのではないか<sup>8)</sup>。

これらの問題点を踏まえると、一定の方向性がみえてくるのではないかと指摘されることとなった。東京では、2020年にはオリンピック・パラリンピック開催が予定されている。そのなかで、①グローバル・スタンダードになりつつある「性の多様性」の称揚<sup>9)</sup>と、②街の「浄化」としての野宿者排除が同時に行われようとしているのではないかという指摘である。すなわち、どのようなマイノリティを利用することによって——あるいは逆に、棄却することによって——、マジョリティの利益を最大限に生み出すことができるのか、という点が重視されている方向性が浮かび上がってくるとの批判である。

もちろん、このような異なる課題間のギャップとして指摘された出来事は、同性カップルの法的保護を軸として考えた場合、本来的な問題ではないという反論もあるだろう。しかし、人間の生存をめぐる出来事として、社会のあり方をとらえようとする場合、ひとつの課題における利益のみを優先し、他方の課題を棄却することができるのか——まさに野宿者排除の場合、人間の生命にかかわる問題である——という倫理的な問いが生まれてくる。そもそも異なる課題を取り上げはじめたらキリがない、という反論もあるだろう。しかし、このようなギャップは、むしろ、合州国の文脈で論じられてきた状況と類似した事例として把握することも可能である。この点については後に立ち戻ることとしたい。

いずれにしても、ここでは、渋谷区の条例をめぐって「人権」施策をめぐるギャップとして指摘されてきたことは看過できない問題であることを確認し、同性カップルの法的保護というテーマに戻ることとしよう。渋谷区の事例は、同性カップルというユニットを承認するものであったことに注目したい。同居する「家族」として行政が承認することは、どのような意味を持ちうるのだろうか。次節にて、性的指向をめぐる人権が、「家族」というユニットに焦点化されることによって生じる問題点を考えてみたい。

### 3. 「家族」というユニット ——再生産される規範

#### (1) どのような規範をもたらすのか? ——「家族」規範をめぐって

同性カップルの法的保護についての議論が進み、不平等の是正の論理構築と具体的な実現に向けた政策提言など、丁寧な作業はすでに日本でも積み上げられつつある。しかし、他方では、同性カップルの法的保護を求める戦略への批判もなされてきた。たとえば、婚姻制度を性中立化して同性間にも適用することによって、「家族」というユニットがカップルを中心に形成されることが前提視されるなどの規範が再生産される。筆者は、これまで、同性カップルを法的家族として包摂することよりも、婚姻制度やそれと関連しつつ存在している家族や性にかかわる規範の再生産への批判に重きを置いてきた（堀江 2011；2015a：第2部；2015b）。もちろん、何らかの法制度への包摂の要求と、現存する婚姻制度への批判は両立しうる。いずれに思考や実践の力点を置くかのちがいにすぎないとも考えられる。

同性カップルの法的保護を求める動きへの批判は、おもにつぎの三点を挙げることができる。すなわち、①モノガミーな関係性——「一対一」でつがうという関係性——のみに「特権」を与えることによって生み出される排他性、②カップル主義を称揚することでセクシュアリティをめぐって創出される階層秩序、③異性間のみに限定された婚姻制度が創出し、維持してきた異性愛規範の再生産である（堀江 2015a）。以下、それぞれの論点を概観しておく。

まず、①モノガミーな関係性のみに「特権」を与えることによって生み出される排他性について。同性間パートナーシップを保護する制度は、モノガミーな関係性とそれに付随する子どもとの関係性を保護することを目的として求められる。そのため、モノガミー以外の関係性およびその可能性を否定することによって、カップル主義という規範を再生産していく。さらには、そのモノガミーな関係性を終身にわたって継続することが奨励されることとなる。すなわち、長く継続するモノガミーな関係性を「あるべき」かたちとし、その規範が異性間のみならず同性間にももちこまれ、規範化されることになる。モノガミーな関係性が規範として再生産されることによって、それ以外の関係性——シングル生活や、複数の関係性としてのポリガミーな関係性——に対する排他性が生み出される。

また、モノガミーの規範化の結果として創出される排他性は、②セクシュアリティをめぐる階層秩序をも生み出すこととなる。文化人類学者のゲイル・ルービンは、セクシュアリティをめぐる事柄が、ほかの人間の行動に関わる事柄と同様、つねに「人間行動の所産」であり、かつ「利害の対立や政治的な策略というようなもので溢れかえっている」とし、そのために「常に政治的」に機能すると述べる（Rubin, 1982 = 1997：94-95）。

どのような行動をとるか、どのような属性を有するかという自己選択は、つねに人種や民族、経済的階層や出自など、その人自身がつまほかの要素と相互に影響を及ぼしあう。いくつもの要素が重層的に絡み合うことによって、そこにセクシュアリティをめぐるヒエラルキー（階層秩序）が形成される。ルービンは、そのヒエラルキーという装置のなかで生み出される状況についてつぎのように述べる。

このヒエラルキーの中でその行動が高い位置にあるような人たちには、メンタルヘルスの

保証や尊厳、合法性、社会的および物理的移動、制度的支援、物質的な恩恵などが与えられている。序列のなかで性的行動あるいは仕事のランクが下がっていきにしたがって、それらの行動や仕事を行う人は精神病、不敬、犯罪、社会的および物理的移動の制限、制度的支援の喪失、経済的制裁に服従することになる（Rubin, 1982 = 1997 : 106）。

ここでルービンは、ヒエラルキーの上方に位置しているものとして、「安定し、長期間続いているレズビアンやゲイのカップル」を例示する（Rubin, 1982 = 1997 : 105）。反対に、不安定で、短期間で終焉を迎える関係や、シングル生活を営む人びとは劣位に置かれるということだ。異性間パートナーシップをめぐる状況においてすら、シングル生活を営む人びとへの偏見や社会的プレッシャーは、いわゆる先進国では減少傾向にあるとはいえ、依然として存在している。それと同様、同性間であっても、パートナーシップをもつことがシングル生活よりも優位に位置づけられる。

また、社会学者の風間孝も、同性婚に賛成・反対のいずれの立場を採用するかは明示していないものの、既存の婚姻制度の枠組に則った同性婚要求の立場が「婚姻関係・カップル関係を『善良』『正常』かつ『自然』とする性の価値観を肯定することになり得る」と指摘する（風間 2011 : 89）。そのため、モノガミーな関係性が社会規範として形成されている以上、それが「道徳的性倫理」として認識されるのであり、そこに参入しようとする際に「市民権の獲得が社会のメンバーとして受け入れられることを意味するなら、愛情や相互扶助といったこれまでの『家族』の中で称えられてきた道徳的な性倫理を採用する圧力につねにさらされていることも事実であろう」と述べる（風間 2011 : 91）。

風間が示唆していることは、たとえ、同性カップルが「家族」を形成する権利を法的に認められたとしても、そこにはあらたな問題が生じるということである。というのも、「家族」を形成する権利が付与されていないときには存在しえなかった境界が引かれるからだ。そこでは「家族」の性倫理を機軸として、同性間パートナーシップを育む当事者たちのあいだに分断が生み出されていく様相が浮かび上がってくる。

さらに、③婚姻制度が創出し、維持してきた規範の問題について。そもそも婚姻制度は異性カップルを保護するために構築されたものであり、その背景には異性愛主義という規範が存在しているという指摘もある。そこでは、異性間の関係のために設計された制度が同性間にも適用されることによって、機会の「平等」が生み出されるというよりは、むしろ、ひとつの「同化」政策として機能しうるものだとする解釈である。ここでいう「同化」政策とは、異性カップルの排他的でモノガミーな関係性を奨励するシステムに、同性カップルが組み込まれていくことが積極的に促進される結果を意味する。もちろん、そのような解釈に対しては、異性間に限定されていた婚姻制度が同性間にも適用される時点で、すでに当初の異性愛主義という規範は瓦解しているのだとする反論もある。しかし、理念として考える場合、わざわざ既存の婚姻制度に則る方向性ではなく、制度自体を解体し、個人単位での住民登録を思考することも可能なはずである。婚姻制度の同性間への適用の推進が、「正しい家族」を標榜する「家族の価値」尊重派の主張のような差別的言説を併発するものなのであれば、なおさら、既存の婚姻制度への批判を検討することも必要になってくるのではないだろうか。この点については、さらに検討していく必要があるだろう。



おもな三つの論点を概観してきたが、これらを踏まえると、つぎのような点が浮かび上がってくる。同性カップルの法的保護への批判的見解は、カップルの「家族」としての保護を求めるという行為が、どのような背景をもち、また実際にどのような波及をもたらすのかを根源的に問うものでもあった。というのも、同性間パートナーシップに法的保護は、当事者間のみならず、性倫理を含めた規範を再生産する機能にも着目して批判を展開しているからである。パートナーシップというモノガミーの関係性を法的に保護することによって、対象者は人権保障の対象として、社会に包摂される。しかし他方では、あらたな階層秩序が生み出され、排除や差別は横たわったまま、人権保障から外れる人びとが残存しつづける。この点をこそ問題化した点に、批判の大きな意義をみいだすことができるのではないだろうか<sup>10)</sup>。

もちろん、このような分断線が引かれようとも、一部の人びとの利益を優先させることが、まずは第一歩だとする考え方もある。とっかかりをつくることによって、さらにその足場から法律制度への包摂の範囲を徐々に広げていく方法もあるからだ。しかし、ここでは、包摂がなされる社会的文脈をもう少し掘り下げることによって、問題点を検討していくこととしたい。

## (2) どのような文脈でなされるのか？——個人化・消費・〈脱〉政治

昨今、日本において、同性カップルの権利保障のみならず、性的マイノリティをめぐる状況はマスメディアで取り上げられ、行政の施策の対象にもなるなど、大きく変化してきた。もちろん、その背後には、性的マイノリティ当事者たちによる可視化の動きも存在する。しかし、この可視化は、かならずしも、性的マイノリティというカテゴリーに内包される人びとすべてを包摂するものではない。しばしば、参照されるアメリカ合州国<sup>11)</sup>では、つぎのような指摘もなされてきたことに注目したい。

婚姻制度の同性間への適用は、たとえば、合州国の文脈では、市民権の要求のひとつとして広がってきた。ここで語られてきたのは、弾圧に対する抵抗の営為として、婚姻制度の性中立化がアジェンダに載せられてきたという、ひとつの動因である (Chauncey, 2004 = 2006)。政治学者でありクィア理論の研究者であるリサ・ドゥガンはつぎのような考察を行っている (Duggan, 2003)。1960年代から70年代にかけて、一部のレズビアン・ゲイ解放運動のなかでは、帝国主義やレイシズムを内包する社会構造や法制度を問う視点が存在していた。しかし、1980年代以降、運動の資金調達や選挙政治へと、かれらの関心が変容し、おもに国家政策における包摂や保障に主眼を置く方向性へと舵をきった。さらに、1990年代にネオリベラルな政治・経済体制の台頭により、その流れに包摂されることで、体制を補完する役割を果たす結果を生み出してきた。

ドゥガンが注目するのは、このような動きが、結果的に、保守党の諸政策とネオリベリズムの連携のなかに見事に位置づけられていくという点である。そこで行われているのは、プライベートの領域として家族や消費活動を最も重視する動きである。それに伴い、レズビアンやゲイに対する社会的排除や抑圧を生み出してきた異性愛規範 (ヘテロノーマティヴィティ) への異議申し立てや抵抗の企図は縮減されて行く。このような状況に、ドゥガンは「新しいホモノーマティヴィティ」という名称を与えている。すなわち、異性愛規範への抵抗として生み出されてきた社会運動が衰退し、あらたな可視化戦略として立ち現れたのが、ネオリベラルな政治・経済体制のなかでマジョリティの価値観を再生産し、強化する振舞であるということだ。

ここで、前節でみた渋谷区の事例を振り返りたい。渋谷区では、同性パートナーシップ証明の発行を含む条例を可決した。しかし、他方では、公園封鎖をはじめとする野宿者排除の施策をも遂行しつづけている。一見、他の課題にみえる事柄ではあるが、ドゥガンの議論を踏まえれば、つぎのように把握することも可能なのではないだろうか。すなわち、資本主義社会のなかで、社会に資するとみなされるものは包摂し、資するものとはみなされないものは排除されたまま、とどめおかれる。まさに、ドゥガンが分節化した「新しいホモノーマティヴィティ」と照応する状況が、いま、日本に生まれてきているといえるのではないだろうか。市民として享受できる個人の「幸福」が追求されること、家族形成や消費活動が前景化し、ネオリベラルな社会との親和性をもちつづけること——合州国で進行している状況と、日本の状況とを単純に並列することはできないかもしれない。しかし、マジョリティの価値観が規範として存在するなか、それを問う営為が後景化している社会の現状のただなかで、素朴に法的な「家族」を形成する権利を主張することが意味するところを、立ち止まって考える必要があるように思えてならない。

#### 4. 日本という文脈——「家族」規範の強化が目論まれる体制のなかで

現在の日本社会において、「家族」をめぐる状況は変容してきている。一方では、個々人のライフコースの変化、生涯未婚率や離婚率の上昇などに伴い、「家族」は、構造と機能の両側面において多様化してきている（木戸 2010）。他方では、このような実態が「家族の崩壊」として認識され、「家族」規範が強化される傾向も存在する。

とりわけ、2012年に発表された「自民党憲法改正草案」については、フェミニズムの立場からもすでに多く議論され、その方向性が危惧されているところである。危惧されるべき点のひとつに「家族」をめぐる記述があらたに加筆されている点がある。同草案の24条1項に記されているのはつぎのような文言である。「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」（自由民主党 2012：8）。ここでは、それまでに存在しなかった「家族」をユニットとして定義し、かつ、相互の扶助を明記していることに特徴がある。このような「家族」を「社会の自然かつ基礎的な単位」としてみる家族観は、2015年に最高裁において夫婦同性制度が合憲であると判断された判決（2015年12月16日）においても、また2016年4月に施行された「女性活躍推進法」においてもみとれる。

法学者である清末愛砂は、自民党改憲草案における24条と同時に、第2次安倍晋三政権以降に推進されてきた「女性活躍」に関する施策に注目し、女性のあいだに起こされる分断について考察している。現行憲法24条の意義は「外部から見えにくい私的領域である家族における個人の尊厳と両性の平等を謳うことで、家庭内における男性支配からの克服や解放を求めるものとして解釈できる」点である（清末 2015：76）。しかし、その24条に「家族の助け合い」が導入されることにより、2つの問題点が生じると、清末は指摘する。ひとつには「家族構成員間の権力・支配関係があろうとも、そこから生じるさまざまな暴力を含む、DV等の家族内の問題を〈家族の絆〉の名の下で覆い隠すことで、社会の秩序を守ることを意味する」。そしてもうひとつには「福祉の縮小と自己責任」の問題である（清末 2015：78-79）。

では、なぜ、「家族」がユニットとして措定されるのか。清末は、安全保障政策との結びつき

をつぎのように指摘する。

経済成長戦略の一つとしての人材活用策である女性の活躍推進政策の次なる目標とは、現在、安倍政権が、積極的平和主義の名の下で強力に推し進めている安全保障政策、すなわち〈戦争ができる国家〉作りに向けての動員と強力ということになる。すなわち、それは同政策を支える将来の人材を産み育てるということを意味する。このような観点から女性の活躍推進政策と改憲による家族主義の復活を再検討していくと、相反するかのように見えるこれらの二つの事柄が、密接に重なりあっていることを見出すことができる。〈国民〉を国家政策へ動員・協力させていくときに有効な手段となり得るのが、〈家族の絆〉の名の下での家族主義である（清末 2015：80-81）。

同性カップルを「家族」として法的に包摂していくことは、このような社会的文脈のなかで、どのような意味をもちうるのだろうか。ここで考えておきたいことは、国家政策を「家族」というユニットで支えていくことの問題である。労働力（同時に兵力）としての「国民」再生産や、それを支えるための性別役割分業こそ、同性カップルには期待できないかもしれない。しかし、生殖をなさない異性カップルと同様、生殖補助技術を使用することで子どもを産み、育てることも可能であるし、また実際にゲイ男性のカップルに代理母等を利用して子育てを促すビジネス・モデルもすでに日本において提示されつつある。

すでに、マーケットの分野では「LGBT」が消費ターゲット層として描出されつつある日本のなかで、危惧すべきは、このような、もうひとつの「家族」の機能——国家を支える基礎単位としての「家族」に、同性カップルも寄与していく道筋についてである。「家族」を形成する権利を求める行為は、その意味において、両義的な側面をもつのではないだろうか。そもそも、性的指向をめぐる差別の問題を考えると、そこには排除装置として働く性別二元論や異性愛主義という規範を問う営為があった。「家族」としての法的承認を求める営為は、それらの規範を不問に付す、あるいは後景化させる傾向をもってきた。法的な「家族」に同性カップルを包摂することは、「家族」の定義を広げる契機をもたらす。その点において、制度における性規範の内破が達成されるとの指摘もある。しかし、現行の日本政府の方針が、より豊かな国づくり——経済力および兵力の増強——をめざすなか、相互扶助の役割を担わされるような「家族」のあり方に、わたしたちは仮託してしまって、ほんとうに良いのだろうか。

## 5. むすびにかえて ——今後の課題

本稿では、性的指向をめぐる人権を考えようとするとき、同性カップルの法的保護に話題が集中しがちであることを憂慮し、そこで生じる陥穽を問題提起的に考察してきた。

マスメディアでも大きく取り上げられた東京都渋谷区の「同性パートナーシップ証明」に象徴的に現れた問題としての人権課題間のギャップ、同性カップルの法的承認を求める際に捨象されがちな規範の再生産、現行の日本政府がもつ方向性のなかで「家族」をとらえることの必要性——これらの課題は、本文でも示してきたとおり、それぞれ、より詳細に考察していく必要がある。

この点については今後の筆者の課題としたい。

同性カップルをユニットとして法的承認を求めることをめぐって、そこに生じる諸現象は、おそらく、その人自身の立場によって、読解方法が異なるであろう。どこに立って、誰とつながり、そして何をみているのか——現代社会を生きるわたしたちは、それぞれ、その経済的・社会的地位によって、日常の風景のなかで感得する事柄は大きく異なるにちがいない。

筆者は、異性愛主義という規範の諸現象を考察する研究を継続すると同時に、性的マイノリティにかかわる社会運動や相談業務に長らく従事してきた（堀江 2006；2015a）。とりわけ、相談業務のなかで“生きがたさ”を抱える人びとと出会っていくとき、「家族」として法的に包摂される手前で考えるべきことが多く存在することを痛感する。パートナーや生まれ落ちた家族、また他者によって加えられつづける暴力から、どうやったら逃れることができるのか。自らいのちを絶とうとしたときに搬送された病院で、現状をどのように説明するのか。不安定な非正規雇用や派遣労働のなかで、ときには将来どころか“明日”の見当もつかない日々をどのような生きのびるのか。精神的な病を抱えて、友人関係もほぼ皆無なかで、どのようにセイフティ・ネットを構築することができるのか。“生きがたさ”は、ときに、幾重にも重層的に、ひとりの人間にのしかかってくる。何よりも、忘れてはならないのは、それらの人びとの背後に、他者に対して助けの声を挙げることでできない人びとが存在しているであろうことへの想像力、だ。

このような“生きがたさ”の横たわる〈現場〉のただなかに立ちつつ、学問という領域における営為をつなげていくことも、筆者にとって、これからもつづく大きな課題のひとつである。

#### 【付記】

本稿は、日本ジェンダー学会第 19 回大会シンポジウム「セクシュアリティとジェンダー——性的指向の権利保障をめぐって」における研究報告の後、いただいたコメントを振り返りながら大幅に加筆修正したものである。同シンポジウムにお誘いくださった伊藤公雄先生、二宮周平先生、三成美保先生に感謝申し上げたい。

#### 【文献】

Chauncey, George: *Why Marriage?: The History Shaping Today's Debate Over Gay Equality*, Basic Books, New York 2004. (= 上杉富之・村上隆則訳『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店, 2006).

エスマラルダ・KIRA 『同性パートナーシップ証明、はじまりました。——渋谷区・世田谷区の成立物語と手続きの方法』ポット出版, 2015。

堀江有里 『「レズビアン」という生き方——キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社, 2006。

—— 『「反婚」思想／実践の可能性——〈断絶〉の時代に〈つながり〉を求めて』『論叢クイア』第 4 巻, 50-65 頁。

—— 『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版, 2015a。

—— 『〈反婚〉試論——家族規範解体をめぐる覚書』『現代思想』第 43 巻・第 16 号, 2015b, 192-200 頁。

——「話題化する『同性婚』——行政の承認とマーケティング戦略をめぐって」『PACE（パーチェ）』第10号、2016、61-68頁。

自由民主党『日本国憲法改正草案（現行憲法対照）』（2012年4月27日）、2012。

[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)

——「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」（2016年5月24日）、2016。

[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132172\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132172_1.pdf)

自由民主党政務調査会 性的指向・性自認に関する特命委員会「議論のとりまとめ」（2016年4月27日）、2016。

[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132172\\_2.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132172_2.pdf)

風間孝「同性婚のポリティクス」日本家族社会学会『家族社会学研究』第14巻・第2号、2003、32-42頁。

——「セクシュアリティと人権」市野川容孝編著『人権論の再定位1——人権の再問』法律文化社、2011、47-92頁。

木戸功『概念としての家族——家族社会学のニッチと構築主義』新泉社、2010。

清末愛砂「女性間の分断を乗り越えるために——女性の活躍推進政策と改憲による家族主義の復活がもたらすもの」『平和研究 第45号——「積極的平和」とは何か』、2015、65-83頁。

竹内絢「“多様性”として利用される性的少数者」『ふえみん』第3089号（2015年5月25日）、2015、4頁。

谷口洋幸「『同性婚』は国家の義務か」『現代思想』第43巻・第16号、2015、46-59頁。

## 注

- 1) 同様の動きは東京都世田谷区でもあった。世田谷区は条例ではなく、区長の裁量範囲内で制定可能な要綱として策定し、区長が同性パートナーシップ宣誓書の提出により、受領書を発行することを区議会に報告（2015年7月29日）するという手続きを採用している。渋谷区とは異なり、公正証書等の提出を義務付けておらず、経済的負担がない。渋谷区と世田谷区については、エスムラルダによる関係者へのインタビューを踏まえた記述に詳しい（エスムラルダ・KIRA 2015）。また、2016年7月現在、三重県伊賀市（2016年4月）、兵庫県宝塚市（2016年6月）、沖縄県那覇市（2016年7月）でも世田谷区と同様の要綱によるパートナーシップ証明がはじまっている。
- 2) つぎのような見出しにその傾向がみえる。「『同性婚』に証明書：東京・渋谷区、全国初の条例成立」（『日本経済新聞』2015年3月31日）、「同性婚 道開く一歩：渋谷区で条例成立」（『朝日新聞』2015年4月1日）など。
- 3) 渋谷区の同性パートナーシップ証明をめぐる問題点については（竹内 2015）に詳しい。また、アンバサンド法務行政書士事務所が詳細な解説を提供している（清水雄大「渋谷区『同性パートナーシップ条例』の解説」[http://andlaw.jp/blog/2015/04/29/commentary\\_on\\_shibuya\\_same\\_sex\\_partnership\\_legislation/](http://andlaw.jp/blog/2015/04/29/commentary_on_shibuya_same_sex_partnership_legislation/)、最終閲覧日：2015年11月30日）。
- 4) ただし、筆者は、法的効力がないことが無意味であると主張したいわけではない。たとえ

ば、国際法の観点から谷口洋幸は、他国において「地方自治体の動きが国家の制度としての『同性婚』の原動力となった例は多い」と指摘する（谷口 2015：57 [注 6]）。また、証明書発行により、病院や賃貸住宅などにおける権利として法的家族に限定されていないものの、同性パートナーには制約があった事柄が「婚姻に準ずる」関係と認識されることによって利用できる可能性があることも付け加えておきたい。

- 5) 「同性パートナー条例：渋谷区『人権』使い分け？」『東京新聞』2015年2月20日。
- 6) 宮下公園の夜間施設などの野宿者排除と支援団体への弾圧については、「みんなの宮下公園をナイキ化計画から守る会」(<http://minnanokouenn.blogspot.jp/>)や「渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合（通称：のじれん）」(<http://nojiren.wix.com/index>)のサイトに詳細が掲載されている（いずれも最終閲覧日：2015年12月7日）。なお、この問題については、渋谷区を被告とする裁判（東京地裁、2011年4月）において違法との判決が出され、東京高裁においても区の控訴は却下されている（2015年9月）。
- 7) 「レインボー・アクション」は、「渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合」(のじれん)との共催で、「同性パートナーシップ証明と野宿者排除：渋谷区・人権・使い分け」をテーマに公開勉強会を開催（2015年3月20日）。集会の様子は「レインボー・アクション」のサイトに動画で保管され、公開されている（<http://rainbowaction.blog.fc2.com/blog-entry-227.html>、最終閲覧日：2015年12月17日）。
- 8) 「同性パートナー条例：渋谷区『人権』使い分け？」『東京新聞』2015年2月20日。
- 9) とりわけ、オリンピックに関してはつぎのような出来事がある。国際オリンピック委員会は、2014年12月に開催された臨時総会において、オリンピック改革「オリンピック・アジェンダ2020」で「オリンピック憲章」に定める基本理念第6項に「性的指向によって差別されない」という文言を追加することを示している。2014年2月に開催されたソチ冬季オリンピックの直前にロシアのプーチン大統領がいわゆる「反同性愛法」を制定し、問題化されたことは記憶に新しい。
- 10) たとえば、条件付きで戸籍の性別変更を認める「性同一性障害・特例法」成立時（2003年）にも同様のことが生じた。法的な包摂という出来事によって、このように分断線が引かれ、マイノリティ自身に抱え込まれるジレンマについては拙著（堀江 2015a：第5章）で詳述したのでご参照いただきたい。
- 11) 2015年には合州国で、婚姻を異性間に限定する法律をもつ州（ケンタッキー州、ミシガン州、オハイオ州、テネシー州）への違憲判決が出されたことも記憶に新しい（2015年6月26日）。判決文のなかには、「結婚ほど深淵なる関係（union）はない」、「結婚により、二人は、これまで以上にすばらしい人間となる」、「結婚する権利は誰にでも認められるべきである」、「家庭をもつことは社会（人類）維持（繁栄）の要である」との文言が記載されている。傍論に記載された文言ではあるものの、ここでは「結婚」に特別な価値付けがなされていることがわかる。これらは婚姻の性中立化に反対する勢力であるキリスト教の一部への対抗言説としてみることも可能であり、キリスト教神学の観点から批判的に検討する必要もあるだろう。この点については稿を改めることとしたい。

# Same-gender marriages in Sweden -In order to contribute to the institutional design in Japan -

Haruhiko OYAMA  
(Shikoku Gakuin University)

This study has two purposes. It 1) critically considers some Japanese terms regarding the provision of legal protection for same-gender couples, especially same-gender married couples, and 2) summarizes the Swedish systems of same-gender marriages.

In Japanese, '同性婚' (DoSeiKon) is a word that means marriage between persons of the same gender. On the other hand, the word '異性婚' (ISeiKon), referring to the marriage between persons of opposite genders, is rarely used. Therefore, I argue that it should not be used as a technical term currently from the viewpoint of anti-heterosexism. Besides, in this study, I point out that some terms should not be used technically since almost all studies on gender and family in Japan confirm only the genders, not sexual orientations, of subjects.

Marriages have a three-layer structure: 1) legal marriages; 2) marriages by institutions, which are equivalent to legal marriages; and 3) common-law marriages. Further, in order to understand the same-gender marriages that take place in Western countries, I mention the differences between Japan and these countries in terms of the marriage systems they follow.

Five systems of legal protection are offered for same-gender couples: 1) legal marriage, 2) registered partnership, 3) legal cohabitation, 4) Pacte legal de solidarite (PACS), and 5) domestic partnership. In Sweden, there are three systems of same-gender marriages, which are as follows: 1) legal marriage, 2) registered partnership, and 3) Sambo (legal cohabitation). In addition, it is a characteristic of Swedish rituals of legal marriage to admit publicly the involvement of religious leaders. Although a review of Swedish same-gender marriages is very useful, there are not many Japanese studies on such marriages.

In Sweden, women use the registered partnership and legal marriage systems more than men and at a younger age. In terms of regional differences, these systems are used more in metropolitan areas. Their use seems to differ by ethnicity, as well. Further, in Sweden, some people cannot enjoy the benefits of same-gender marriages.

Finally, based on the above discussion, I consider the problems of same-gender marriages in Japan. Shibuya-ku and Setagaya-ku, Tokyo, issue to same-gender couples certificates recognizing their same-gender partnerships as being equivalent to marriage. I understand that the two local governments have recognized these partnerships as common-law marriages. In Japan, some forms of legal protection for same-gender couples should be put into practice as soon as possible. In addition, I claim that the legal protection provided in Japan should be based on two neutralities, as in Sweden, that is, gender and the lifestyle. In addition, if we want to offer effective legal protection for same-gender couples, we should create an equitable world where LGBTIQ+ can come out easily when they want to do so.

# スウェーデンにおける同性間の結婚 ——わが国における制度設計のために——

大山 治彦  
(四国学院大学)

## 1. 小論の目的

小論の目的は次の2つである。まずひとつは、同性カップルの法的保護、とりわけ同性間の結婚について論じるさいに用いられる、いくつかの用語について、批判的な検討をくわえることである。それは、従来の家族研究やジェンダー研究などに含まれているヘテロセクシズムを意識化することでもある。そして、もうひとつは、他国にはない特徴をもつスウェーデンにおける同性間の結婚について概括することである。

なお、小論では、結婚を中心に同性カップルの法的保護について論ずるが、それは主として、カップル関係に関する権利の保障について焦点をあてている<sup>1)</sup>。そのため、監護権などの親としての権利義務、すなわち親子関係に関する権利の保障や義務については、ほとんどふれていない。小論の限界について、予め明らかにしておきたい。

## 2. 用語の検討

まずは、同性間の結婚について論じるさいに用いられる、いくつかの用語、具体的には、「同性婚」や、「同性愛カップル／異性愛カップル」、「同性愛パートナー／異性愛パートナー」について、批判的に検討したい<sup>2) 3)</sup>。

### 1) 同性婚

「同性婚」という用語は、同性間の結婚を意味するものとして、一般的にもよく使われている。しかし、少なくとも学術用語として、「同性婚」が当然のように用いられることに、筆者は疑念を持っている。

現在、一般に、同性間の結婚を「同性婚」と呼ぶが、その一方で、異性間の結婚のことは、単に結婚と呼び、ほとんどの場合、「異性婚」とは言わない。それは、異性間の結婚のみを〈普通〉の結婚とみなす一方で、同性間の結婚は〈普通ではない〉ものと考えているからに他ならない。それは、同性間の結婚は、異性間のそれとは異なるもの、あるいは異なって当然のものであり、権利や義務において劣るものでもよいということになりかねない。

結婚は、同性間であろうと異性間であろうと、同じ結婚である。にもかかわらず、同性間の結婚のみを有徴化して、「同性婚」と表現することは、性指向による差別、すなわちヘテロセクシズムである。



このように「同性婚」という用語は、現状ではヘテロセクシズムを内包している。そのため、ヘテロセクシズムや、性指向の非対称性を考慮すれば、少なくとも当面の間は学術用語として、「同性婚」を用いることには、慎重でなければならないと、筆者は考える。したがって、小論では、原則として、「同性婚」ではなく、「同性間の結婚」とする<sup>4)</sup>。

## 2) 同性愛カップル、同性愛パートナー

次に、「同性愛カップル／異性愛カップル」、「同性愛パートナー／異性愛パートナー」という用語の問題点について、述べたい。

なぜかと言えば、実態に即し、かつ統計データにおいても、ある程度、確認可能なものは、「同性カップル／異性カップル」、「同性パートナー／異性パートナー」であり、「同性愛カップル／異性愛カップル」、「同性愛パートナー／異性愛パートナー」ではないからである。そこで、小論では、「同性カップル／異性カップル」、「同性パートナー／異性パートナー」の用語を使用し、「同性愛カップル／異性愛カップル」、「同性愛パートナー／異性愛パートナー」は用いない。

従来、わが国における結婚、家族に関する調査のほとんどは、性指向を考慮することなく行われていた。調査対象者にその性指向を確認することなく、同性カップルなら同性愛者、異性カップルならば異性愛者とみなしてきたのである。しかし、現実にはそうとは限らない。

なぜなら、ヘテロセクシズムな社会、すなわち異性愛を強制する社会では、大多数の人々は本人の性指向とは関係なく、異性と結婚をするからである。したがって、異性カップルが、必ずしも異性愛者同士から成り立っているとはいえない。つまり、異性カップル／異性パートナーに関する研究は、あくまで異性カップル／異性パートナーに関する研究であって、異性愛カップル／異性愛パートナーの研究ではないのである。このことはきちんとふまえておく必要がある

こう考えると、わが国には、異性愛カップルに限定された研究もほぼ存在しなかったと言えよう。ヘテロセクシズムはまた、異性愛（者）に関する知見を得ることすら阻害してしまうのである。

また、親密圏と表現される、多様な家族的なあり方を視野に入れるとき、カップル関係はともかく、パートナー関係に、性愛を、すなわち性的な結合や排他的な二者間の〈愛〉なるものを想定することが、常に適切とはいえないからである。それは、後述するフランスの民事連帯契約(パックス)について考えてみても明らかである。

さらに言えば、〈愛〉という言葉を含むことで、近代のラブ・ロマンティック・イデオロギーを、暗黙のうちに研究に持ち込んでしまうことも、問題点として指摘できよう。

そして、統計的に確認できるものも、同性カップル／異性カップル、同性パートナー／異性パートナーである。なぜなら、現在のところ、日本国内における結婚や家族に関する各種の統計データにおいて、セクシュアリティに関する項目は、ほとんど性別だけと言ってよいからである。

しかしながら、ここにも問題が残されている。実は、その性別のデータもまた、不完全なものだからである。なぜなら、ほとんどの調査において、性自認と、性他認、すなわち他人によって認識されている性別と、書類上の性別とを区別して収集していないからである。同じ性別カテゴリーの中にいる人であっても、その人が性別違和のあるトランスジェンダーなのか、性別違和のないシスジェンダーなのか、これまでは区別してこなかったのである。

また、インターセックス（性分化疾患）の人たちのことを考えれば、誰が女性／男性なのか、そして誰と誰が同性／異性といえるのか、その問題はさらに複雑となる。

こうしたことを踏まえると、同性カップル／異性カップル、同性パートナー／異性パートナーと用語もまた検討の余地がある用語であることを認識しておかなければならない。小論も、性別に言及する以上、性別や性指向などセクシュアリティに関する、さまざまな問題とは無縁ではありえない。いずれにせよ、こうした困難性についてもまた、きちんと認識しておくべきであろう。

### 3) 結婚の三層構造

わが国では、実態においても意識においても、ほぼ結婚イコール法律婚である。しかし、結婚は法律婚のみを意味するものではない。そこで、まず結婚の種類について、整理しておきたい。

結婚（marriage）とは何か。それを社会学的に一義的に定義することは難しい。しかし、おおよそのところ、結婚は、性関係を含む、社会的に承認されたカップルの持続的な結合であって、一定の権利・義務を伴う、全人格的な関係であるといえる<sup>5)</sup>。従来は男女関係を前提としていたが、今日ではそれに限られるものではない。法的には婚姻という<sup>6)</sup>。

結婚は、次のように3層構造をなしている。すなわち、法的な要件が厳しく、またその保護の厚い順に、①法律婚、②法律婚に準ずる地位を認める諸制度による結婚、そして③事実婚、である。しかし、先述したように、わが国では結婚イコール法律婚という考え方が根強く、②や③の存在が十分に意識されていないように思われる。

それぞれについてみていこう。法律婚とは、法律に基づく結婚のことである。②の法律婚に準ずる地位を認める諸制度は、法律婚とは異なる形で、カップルの権利を法的に保護しようとする、公的な制度による結婚のことである。近年、欧米を中心に整備されている。その権利義務や保護のありようはさまざまである。

一方、事実婚は、法律や制度に基づくものではなく、生活の実態として結婚状態にあると認められる関係のことである。また事実婚は、公的な届け出をしていない結婚であり、内縁や同棲と呼ばれることもある。また、あえて法律婚を選ばないという意味を込めて、ふたりの関係を事実婚、あるいは非婚カップルと表現する場合もある<sup>7)</sup>。

法律婚は扶養や相続などにおいて、さまざまな権利や義務が認められており、その関係は法的に保護されている。それに対して、事実婚の場合、内縁と同棲とでは、その扱いが大きく異なる。

内縁とは、婚姻の意思があって共同生活しており、社会的にも夫婦と認められているが、婚姻届を提出していないため、法律上の正式な夫婦と認められない男女関係のことである。わが国では旧民法の時代から、内縁を法律婚に準ずる関係としてとらえ（準婚理論）、手厚く保護してきた<sup>8)</sup>。そのため、民法が法律婚カップルにあたえている効果のうち、かなりの部分が内縁と認められた異性カップルにも認められている。

それに対して、同棲は、婚姻の意思を持つにまだ至っていない、あるいは婚姻の意思を持たないで共同生活をしている、一時的な男女関係とされている。そのため、同棲とされると、内縁のような権利義務は認められていない。

#### 4) 届出婚主義と協議離婚

一般にはあまり認識されていないと思われるが、わが国の法律婚のあり方は、西欧のそれと大きく異なっている。簡単にいうと、相対的にみて、わが国の法律婚は、結婚も離婚もしやすい制度になっているのである。結婚や離婚について法的な拘束が少ないのである。

まず、わが国の法律婚は、婚姻届を出せば結婚が成立する届出婚主義を採用している。これは、何らかの儀式を必要とする西欧と比べ、手続きが簡易といえよう。

離婚についても同様である。わが国には、離婚の方法として、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚がある。これらの中では、両者の合意と届出のみで離婚が成立する協議離婚が、87.1% (2012年)と大多数を占める。一方、西欧にはそもそも協議離婚の制度自体がない。離婚する場合、裁判所が関与することになる。したがって、協議離婚の制度があるわが国は、離婚もまた西欧と比べ、簡単なのである。

なお、これは制度の問題ではないが、結婚や日々の生活、個人のアイデンティティにおいて、宗教の比重が比較的小さいことも、わが国の独自性として指摘できるかもしれない。

このように、わが国の結婚に関する意識や制度は、西欧のそれとは大きく異なっている。後述する同性カップルの法的保護について論ずるときも、こうした差異を意識しておく必要があるように思われる。

#### 5) すでに結婚しているセクシュアル・マイノリティ

いよいよ次章から同性間の結婚について述べるのであるが、その前に、もう一つだけ意識化しておきたいことがある。それは、LGBTなどのセクシュアル・マイノリティは、実は既に結婚をしているということである。

これまで私たちは、結婚を、セクシュアル・マジョリティ、すなわち、シスジェンダーでヘテロセクシュアルの男女2人が夫婦になることだと考えてきた。正確に言えば、それ以外の可能性があるとは想像もしてこなかったのである。しかし、わが国でもセクシュアル・マジョリティのみが結婚してきた訳ではない。先述したように、ヘテロセクシズムな社会では、レズビアン／ゲイでも、さまざまな理由で異性と結婚してきた。また、トランスジェンダーのカップルは、書類上の性別と見た目とが逆になるが、法律婚をすることができるし、実際にしている人たちもいる<sup>9)</sup>。このように、個人レベルで考えれば、セクシュアル・マイノリティもまた、結婚をしているのである。

そして、さらに言えば、実はカップルレベルにおいても、セクシュアル・マイノリティは、既に結婚をしている。レズビアン／ゲイなどの同性カップルの中には、事実婚としての内実を備えている場合もあるからである。お役所のお墨付きはなくとも、周囲の人たちから結婚として受容されている例もある<sup>10)</sup>。これらは、結婚＝法律婚という思い込みと、結婚は異性カップルだけのものというヘテロセクシズムによって、不可視化されていただけなのである。

### 3. 同性間の結婚

現在、西欧を中心に、同性カップルを法的に保護する制度が整備されている。同性カップルを

法的に保護する制度には、次の5つがある。それは、①法律婚、②登録パートナーシップ制度、③法定同居、④民事連帯契約、⑤ドメスティック・パートナー制度である<sup>11)</sup>。

②から⑤の制度は、先述した結婚の三層構造でいえば、法律婚に準ずる地位を認める諸制度にあたるものである。これらは、ドメスティック・パートナーの英語の頭文字をとって、DP制度と呼ばれることもある（以下、DP制度という）。パートナーシップとは、同性間、異性間を問わず、継続的で、親密で家族的な二者関係のことをいう。わが国では法律婚のみを結婚と考えがちである。しかし、これらの4つDP制度もまた、すべて結婚である。実際、法律婚のみならず、これらの制度を利用しているカップルは、同性間、異性間を問わず、自分たちの関係を結婚とみなしている。また、差別や偏見があるとはいえ、周囲も結婚しているものとして扱うようになってきている。

なお、日本のマスコミ報道などでも、法律婚とDP制度の区別をせずに、いずれも「同性婚」と表現していることがほとんどである。しかし、これは法律婚とDP制度のいずれもが結婚であると認識しているというよりは、両者が異なる制度であり、差異があることに自覚的ではないためではないかと思われる。

## 1) 同性間の法律婚

同性間の法律婚は、2000年に世界で初めて、オランダで導入された。2016年現在、同性間の法律婚を認めているのは、オランダ、スペイン、カナダ、南アフリカ、スウェーデン、アルゼンチン、フランス、英国などである。まだ西欧に偏ってはいるが、世界に広がりつつあると見てよいだろう。

筆者の知る限り、同性間の法律婚は、既にある婚姻に関する法律から、法律婚を異性間に限定する規定、性別に関する規定を取り除くことによって実現されている。すなわち、婚姻に関する法律を性中立（gender neutral）にすることによって成し遂げられているのである。「同性婚法」といった別の法律を、新たに制定した訳ではない。同性間の結婚と異性間の結婚は、法的にも同一のものなのである。つまり、同性間の法律婚の問題は、結婚の平等（marriage equality）の問題なのである。

ちなみに、意外に思われるかもしれないが、わが国の民法には、法律婚を異性カップルに限定するという明確な規定はない。ただし、夫婦などの文言が使用されていることから、暗黙のうちに、異性カップルのみを対象としていると解釈されているのである。

## 2) DP制度

同性カップルを対象とするDP制度は、1989年に世界で初めて、ベルギーで導入された。

DP制度は、その名称や法的保護の内容、手続きなどが、国や地域によって実にさまざまである。法律婚とはほぼ同等のものから、事実婚と変わらないものまでである。また、DP制度は、同性カップルのみを対象とするものと、同性、異性にかかわらず利用できるものとの、大別することができる。

### (1) 登録パートナーシップ制度

DP制度のひとつである登録パートナーシップ制度は、法律婚を同性カップルに拡大すること

に根強い反対があったことから、もともとは同性カップルのために設けられた制度であった。その意味では、これは、法律婚が同性カップルに認められるまでの過渡期的なものとも考えることもできる。一方で、異性カップルにも開かれた場合は、法律婚と異なるもうひとつの結婚制度と位置づけることもできる。

同性カップルのみを対象とする制度の中には、法律婚と遜色のない内容となることもある。ドイツの「ライフ・パートナーシップ制度」(Lebenspartnerschaftsgesetz) や、イギリス「シビル・パートナーシップ制度」(Civil Partnership) などは、この例である。しかし、こうした登録パートナーシップ制度については、実質的に法律婚と変わらないと評価する声がある一方で、別の制度にしたこと自体が、性指向による差別だとする否定的な見解もある<sup>12)</sup>。

先述したように、登録パートナーシップ制度には、異性カップルも利用できる制度もある。この場合、法律婚よりは軽い権利義務をもつ、もうひとつの結婚の形として、位置づけることができる。オランダなどでは、法律婚も登録パートナーシップ制度も、同性、異性いずれのカップルにも開かれている。

同性間でも可能な法律婚があり、かつ何らかの DP 制度がある国や地域では、同性、異性のカップルは、それぞれのライフスタイルにあわせて、いずれかを選択することができる。しかし、同性カップルに開かれた法律婚がなく、かつ、法的保護の狭い DP 制度しかない場合、それは、同性カップルにとっては、法的保護の制限であり、差別的な対応といえよう。

#### (2) 法定同棲

法定同棲は、事実婚である同棲に一定の法律上の地位を認めるものである。スウェーデンのサンボなどがこれにあたる<sup>13)</sup>。

#### (3) 民事連帯契約

民事連帯契約 (PACS : Pacte civil de solidarité、以下、パックス) は、フランス独自の制度である。これは財産的効果を中心に、法律婚をしていない成年 2 人間の共同生活の枠組みを定める契約で<sup>14)</sup>、同性間、異性間いずれでも結ぶことができる。また、貞操義務がない<sup>15)</sup>。つまり、特定の 2 人間の排他的な性的結合を、さらにいえば、性的結合すら前提としないということである。これは、他の制度に例をみない、パックスの特徴である。したがって、いわゆるカップルのみならず、性愛の伴わない生活上のパートナーや、友人同士の共同生活でも、この制度を利用することが可能だといえる。なお、パックスは、内容的には、法律婚よりは法定同棲に近いものであるといえよう。

#### (4) ドメスティック・パートナー制度

鳥澤によると、ドメスティック・パートナー制度は、国レベルの制度ではなく、地域政府政府(地方自治体)や自治体が、福祉や病院訪問権、相続権、埋葬権などについて、法的保護を行う制度をさす<sup>16)</sup>。このように、国レベルの制度と、それ以外の地域政府の制度を区別し、論ずることは、議論を整理する上で有益であると思われる。

## 4. スウェーデンにおける同性間の結婚

これまで述べてきた結婚に関する用語の検討をふまえた上で、本章では、小論のもうひとつの

目的である、スウェーデンにおける同性間の結婚について概括したい。

### 1) スウェーデンをとりあげる意義

わが国では、アメリカやドイツ、フランスに比して、スウェーデンの同性間の結婚について、十分に紹介されてきたとはいえない。しかし、同性間の結婚について論ずるにあたり、スウェーデンのありようについて概括することには、意義があると思われる。その理由は2つある。まずひとつは、スウェーデンには2つの異なる制度を、すなわち、法律婚と法律婚に準ずる地位を認める諸制度のいずれをも備えており、同性間の結婚のあり方について論ずるのに都合がよいからである。もうひとつは、スウェーデンでは同性カップルの法律婚について、法的に宗教団体の関与を認めるなど、同性間の結婚と宗教の関係について考える上で、多くの示唆を得られると思われるからである。

それでは、スウェーデンにおける同性間の結婚、すなわち、サンボ、登録パートナーシップ制度、そして法律婚について、その成立の古い順にみてきたい。

### 2) サンボ

サンボ (sambo) とは、スウェーデン語で同棲を意味することばで、法定同棲の一種である。サンボは、法律婚に比べて簡便な制度である。何らかの儀式も課せられない。また、離婚時の財産分与の仕方なども異なる<sup>17) 18)</sup>。サンボには、法律婚をする前の試行期間ともいえる婚前同居と、法律婚はないオルタナティブな結婚という異なる性質のものが含まれている<sup>19)</sup>。サンボ・カップルについても、本人たちも、および周囲の人たちも、その関係を結婚とみなしていることがふつうである。

なお、異性カップルのデータであるが、法律婚カップルの9割以上が、結婚前に短期ないし長期のサンボ登録を含む同棲を経験しているといわれている<sup>20)</sup>。

かつて、法律婚することなく同居生活を営む同棲は、「ストックホルム式結婚」(stockholmsäktenslap) と呼ばれていた<sup>21)</sup>。こうした同棲はその後、合法化された。1987年、異性カップルを対象に「同棲者の財産所有権に関する法律」(Lag om sambors gemensamma hem)、いわゆるサンボ(同棲)法がまずつくられた。そして、その後を追うように、同年、同性カップルを対象とした「ホモセクシュアル・サンボ法」(Lag om homosexuella sambor)も成立した(施行は、いずれも、1988年)。そして、2003年、性中立化され、「サンボ法」(Sambolag)となった。

スウェーデンでは、サンボを含む同性間の結婚などの多様なライフスタイルが許容されている。その背景には、まず、税制や社会保障などの単位を世帯ではなく、個人に置く「個人単位社会」へと変換したことがあげられる。そして、家族に関する法律は、人々の共同生活に対し<中立>でなければならないこと、つまり、ライフスタイルに対する中立性という概念があることも忘れてはならないだろう<sup>22)</sup>。

### 3) 登録パートナーシップ制度

サンボに次いで設けられたものが、登録パートナーシップ制度である。「登録パートナーシップに関する法律」(Lag om registrerat partnerskap)は1994年に成立した。

登録パートナーシップ制度は、同性カップルのみを対象とするもので、内容的には法律婚と遜色のないものであった<sup>23)</sup>。ただし、法律婚とは異なり、その成立において儀式が必須とされなかった。

「登録パートナーシップに関する法律」は、その後、2009年に性中立化した婚姻法の成立とともに廃止された。そのため、現在では、新たに登録をすることはできない。しかし、効力は持続するとされ、すでに登録したカップルの権利は守られる<sup>24)</sup>。

ちなみに、性中立の婚姻法が制定された2009年、登録パートナーシップから同性間の法律婚に移行したスウェーデン人は、女性431人、男性430人であった<sup>25)</sup>。なお、法律婚への移行については期限が設けられていない<sup>26)</sup>。

#### 4) 法律婚

##### (1) 性中立化された婚姻法の成立

それでは、スウェーデンにおける同性間の法律婚について述べよう。スウェーデンの婚姻法(äktenskapsbalk)は、2009年4月、性中立に改正され、同性間の法律婚が可能となった(同年5月施行)。改正前の婚姻法では、結婚できるのは、「一人の女性と一人の男性」(En kvinna och en man)と明文化されていたが、新しい婚姻法では、「ふたりの人」(De två)と改められたのである(第1条)。

2007年のSOU(立法関係等調査委員会報告)は、婚姻法の性中立化を認めるものであった。SOUには、現在では異性間による生殖が婚姻の役割ではなく、婚姻に生殖や子の養育が要求されず、性別は決定的に重要な問題とはならないと結論づけたのである。その上で、婚姻法の性中立化が盛り込まれた。しかし、2008年の政府原案は、SOUの結論とは異なるものであった。そのため、SOUを反映した議員提案が行われ、政府原案が修正された<sup>27)</sup>。そして、保守中道の連立政権の下で、与党の一部であるキリスト教民主党が反対するものの、野党を含め賛成多数で成立した(賛成261、反対22、棄権16)。

##### (2) 同性間の結婚と司婚権

この新しい婚姻法の特徴は、性中立化によって同性間の法律婚を認めたことだけではない。実は同性間の法律婚と宗教の関係において、他の国に例を見ない制度を導入したのである。それは、法律婚を成立させる儀式の形式において、民事婚(以下、市民婚)のみならず、宗教婚(以下、教会婚)も選択可能な制度にしたことである。

既に述べたように、欧米では、法律婚を成立させるためには、婚姻の儀式が必要不可欠である。オランダをはじめ、同性間の法律婚を実現した国では、市役所などの公共施設で行われる儀式である市民婚を義務としている。教会などの宗教施設で行われる儀式である宗教婚だけでは法的に有効とはならない。それに対して、スウェーデンは、宗教団体に司婚権を認め、同性の法律婚を実現したのである。つまり、同性間であろうと異性間であろうと、宗教婚のみで法律婚が法的に成立するのである。

司婚権(vigslerätt)とは、法的な結婚式を執り行う権利であり、同時に義務である。なお、宗教団体の司婚権は、「信仰のコミュニティ内における司婚を行う権限に関する法律」(Lag om rätt att förrätta vigsel inom trossamfund)に基づいて付与される。現在、スウェーデン教会をはじめ、

同法で認められたいいくつかの宗教団体が、司婚権を保持している。

ところで、スウェーデンにおける同性間の法律婚が認められたのは、2009年である。これは、後述する「ホモセクシュアル・サンボ法」の1988年や「パートナーシップ登録法」の1995年の制定に比べると、やや時間がかかったという印象がある。それは、このように宗教団体に司婚権を認めたまま、同性の法律婚を実現しようとしたためなのである。

### (3) スウェーデン教会の決断

スウェーデン教会 (Svenska kyrkan) は、スウェーデン国内最大の教派であると同時に、プロテスタント・ルター派の中では最大の教団である。スウェーデン国民の大多数がその信徒であり、スウェーデン社会において、大きな影響力を持っている。

スウェーデン教会は、以前から SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity; 性指向と性自認) の問題と向かい合ってきた。同性カップルの法的保護についていえば、2007年からは、教団に所属する牧師が、同性カップルに対して宗教的な祝福を与えることも容認してきた。

また、教団には、カミング・アウトをしている聖職者も少なくない。ストックホルムの司教であるエヴァ・ブルネ司教 (Bishop Eva Brunne)<sup>28)</sup> は、2001年にスウェーデンの聖職者として初めて、登録パートナーシップ制度による結婚を行い、子育てもしている。ちなみに、パートナーは同じスウェーデン教会の司祭である。

そして、スウェーデン教会は、同性間の法律婚の法制化を受け、ついに同性間の法律婚を認める決断を下した。性中立化された婚姻法の制定から半年遅れたものの、2009年10月、スウェーデン教会は、同性カップルに対しても教会婚を行うことを決定し、翌11月より実施したのである。これによって、スウェーデン教会は、世界ではじめて、同性間の法律婚を承認した、主要なキリストの教派となったのである。それはまた、世界の主要宗教の中ではじめて、同性間の結婚を公認するものであろう。

このスウェーデン教会の決断は、スウェーデンらしい現実主義の表れともいえる。従来の教義にこだわるのではなく、どのようにしたら人々が、幸せに、安心して暮らせるのか、熟慮した結果と考えられるからである。これは、宗教の問題に限らず、自己の理念や理想、正義を振り回すことへ批判を含むものであろう。

なお、スウェーデン教会の牧師は、個人として同性カップルの司式を拒否することができると思われる。しかし、スウェーデン教会としては、教会での挙式を保障している。

## 5) 同性間の法律婚の現状

ここでは、スウェーデンにおける同性間の結婚の現状についてふれたい。

まず、ジェンダー別に見てみよう。表1によると、2013年、同性のパートナーと法律婚をしたスウェーデン人は、女性652人、男性498人で、女性の方が多い。また、その初婚年齢も、女性の方が若い傾向にある。スウェーデン統計局 (Statistiska centralbyrån) によると、2003年以降、同性間で登録パートナーシップや法律婚をする人は、一貫して女性の方が多いという<sup>29) 30)</sup>。



表1 同性間で法律婚をしたスウェーデン人の数・ジェンダー別(2012年)

	女性	男性
30歳未満	223	55
30-39歳	307	119
40-49歳	137	108
50-69歳	63	116
70歳以上	3	11
合計	733	409

※ 人数が偶数でないのは、統計がスウェーデン人のみを対象としているからである。

出典：スウェーデン統計局 ウェブ記事（2013年11月14日号）

<http://www.scb.se/sv/Hitta-statistik/Artiklar/Fler-kvinnor-an-man-ingar-samkonade-aktenskap/> 2016.7.10

では、なぜ女性の方が、しかも若い年齢で、同性間で登録パートナーシップや法律婚をするのだろうか。確かなことはわからない。しかし、筆者は、女性の同性カップルの方が、男性の同性カップルよりも、子育てとの関係で、同性間の結婚へのニーズが高いからではないかと想像している。子育てをする場合、二人の関係が、法的にも実質的に安定的である方がよいと思われるかである。また、監護権などの問題を含め、子どもとの関係を考えても、赤の他人よりも法的に親である方が望ましいであろう。

ちなみに、二人の女性の保護者をもつ子どもは1,200人、二人の男性の保護者をもつ子どもは60人である<sup>31)</sup>。こうしたことも、女性の方が同性間の結婚へのニーズが高いことと関連があるかもしれない。

なお、スウェーデンでは、2003年より同性カップルによる養子縁組が可能となり、また、2005年からは、登録パートナーシップ制度により結婚をしている女性が、生殖補助医療（人工授精）を受けることが可能となっている<sup>32)</sup>。

一方、男性の同性カップルは、比較的高齢で、法律婚や登録パートナーシップをしている。男性の同性カップルの場合は、愛情の確認や老後の生活の安定のために、これらを利用しているのではないかと、筆者は考えている。

ところで、スウェーデンにおいても、同性間の結婚の恩恵を享受できる人たちとそうでない人たちがいる。

地域別にみてみよう。表2によると、2013年現在、同性間で登録パートナーシップや法律婚しているスウェーデン人は、全国で、女性4,522人、男性3,654人である。地域別にみると、やはり、首都を擁するストックホルム・レーンや、ヨーテボリを含むヴェストラ・ヨーランド・レーン、マルメを含むスコネ・レーンの3大都市圏での利用が多く、地域差がみられる。

表2 同性間で法律婚をしたスウェーデン人の数・レーン別（2012年）

レーン	女性	男性
ストックホルム・レーン	1,607	1,726
ウプサラ・レーン	191	110
セーデルマンランド・レーン	88	61
エステルヨータランド・レーン	164	108
ヨシショーピン・レーン	48	38
クロノバリ・レーン	52	24
カルマル・レーン	56	23
ゴットランド・レーン	22	14
ブレイキング・レーン	34	21
スコーネ・レーン	667	598
ハッランド・レーン	91	62
ヴェストラヨータランド・レーン	795	527
ヴェルムランド・レーン	85	49
エレプロ・レーン	115	63
ヴェストマンランド・レーン	57	36
ダーラナ・レーン	66	54
イエヴレボリ・レーン	81	34
ヴェステルノルランド	73	29
イエムトランド・レーン	46	14
ヴェステルボッテン・レーン	105	28
ノルボッテン・レーン	79	35
合計	4,522	3,654

※ 人数が偶数でないのは、統計が、スウェーデン人のみを対象としているからである。

出典：スウェーデン統計局 ウェブ記事（2013年11月14日号）  
[http://www.scb.se/sv/\\_/Hitta-statistik/Artiklar/Fler-kvinnor-an-man-ingar-samkonade-aktenskap/](http://www.scb.se/sv/_/Hitta-statistik/Artiklar/Fler-kvinnor-an-man-ingar-samkonade-aktenskap/) 2016.7.10

また、地域差以外にも、エスニシティによる格差もあると思われる。とりわけ、イスラム系や東アジア系など、西欧以外の地域や文化圏にルーツを持つ人たちは、こうした制度は利用しにくいと考えられる。法的な保護を十分に生かすためには、2人の関係が、親やきょうだい、親族などから肯定的に認知されている必要がある。しかし、同性愛について否定的な文化の中では、それは難しい。地域差の問題も同様であるが、カミング・アウトが難しい環境では、法的保護も利用しにくいのである<sup>33)</sup>。

## 5. まとめにかえて

2016年7月現在、G7の中でわが国だけが、同性間の結婚を認めていない。一方で、近隣諸国でも台湾などで、同性間の結婚への動きがみられる。このような世界的な潮流の中で、わが国でも、同性間の結婚について、何らかの取り組みが求められている。そこで、これまでの議論をふ

まえ、わが国における同性間の結婚のありかたについて問題提起をすることで、小論のまとめとしたい。

もちろん、わが国においても、同性カップルの法的保護に向けた動きがみられる。その嚆矢となったのは、東京都渋谷区の取り組みである。同区は、2015年11月から、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づき、「パートナーシップ証明書」の発行している。また、同じく世田谷区は、同11月から、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、区長の前でのパートナーシップの宣誓<sup>34)</sup>と、「パートナーシップ宣誓書」の発行を開始した。こうした同性カップルの公的な認知の動きは、いくつかの自治体に広がりつつある。

これらの制度は、地域政府が具体的に何らかの法的保護を行う、鳥澤のいうところのドメスティック・パートナー制度には相当しないであろう。しかし、こうした両区の取り組みは、画期的なものといえる。なぜなら、まず、両区とも条例や要綱の文言で、一定の条件を満たした同性カップルを事実婚として認めたからである<sup>35)</sup>。そして、それらは、同性カップルを、社会的逸脱ではなく、特別な関係として公的に保護すべきものへと、大きく変化させたのである。これは、渡邊のいうところのシンボリック効果である<sup>36)</sup>。そして、渋谷区などの取り組み以降、企業などにおいて、同性カップルやパートナーに対して、異性の配偶者や家族に対するのと同様のサービスを提供したり、福利厚生制度を適用したりする動きが広がっている。

また、こうした行政や企業による取り組みは、同性カップルが事実婚の範疇に含まれるという認識を社会的に深めるであろう。そして、それは同性カップルに対する法的保護を進めることにつながる。すなわち、同居している同性カップルは、ただの同棲ではなく、より法律婚に近い内縁として認知されるようになる可能性が高い。渡邊は、わが国においても、同性カップルにも準婚理論による内縁として、法的に保護される可能性があることを指摘している<sup>37)</sup>。内縁を厚く保護してきたわが国では、内縁と認知されるだけでも、かなりの法的保護の効果が期待できると思われる。

さて、先にもふれたように、同性間の結婚の問題は、結婚の平等の問題である。したがって、同性間の結婚が内容的に法律婚と同等だとしても、別の制度であれば、ヘテロセクシズムによる差別であるとの批判は免れ得ない。同性カップルの法的保護の世界的潮流は、性中立の法律婚へと向かっている。わが国においても、同性カップルにも法律婚が開かれるべきだと、筆者は考える。

しかし、同性間の法律婚を実現した国の多くでも、一足飛びに法律婚が認められた訳ではない。まず認められたのはDP制度である。したがって、わが国でもまずはDP制度の導入が、まずは現実的であろう。内縁を厚く保護してきたわが国では、同性間の結婚として、公的に登録された内縁ともいえる、スウェーデンのサンボのような法定同棲や、フランスのパックスのような制度を導入することも一案であろう。

ところで、わが国では、西欧やイスラム圏とは異なり、同性間の結婚と宗教との衝突はほとんどないかもしれない。しかし、わが国では、その独特の問題として、明治時代に一般化した家父長的な家制度や戸籍制度との軋轢が存在する。

法律婚重視のわが国では、法律婚ができるか否かということが、大きな意味を持つてくる。血縁、とりわけ血のつながったわが子による家族の存続を重視する人たちは、法律婚を特別なもの

として、異性間に限定しようとするだろう。このように、わが国では、同性間の結婚を<本物の結婚>として認める／認めないという争いは、わが国では、宗教論争ではなく、家制度や戸籍制度との関係で生じるのである。

また、先にも述べたように、わが国の法律婚は、個人の意思によって結婚や離婚ができるなど法的な拘束が少なく、西欧のそれに比べて、緩やかである。渡邊が指摘しているように、わが国の法律婚は西欧の DP 制度に近いからである<sup>38)</sup>。そのため、わが国では、異性カップルにも開かれた DP 制度ができた場合、内容的に法律婚との差異が見出しにくくなる可能性がある。だからこそ、法律婚という名称をめぐる争いは、精神的、象徴的な意味合いが大きくなるであろう。

一方、家制度や戸籍制度に反対する人たちは、それらを支える制度である、現行の法律婚制度にも深い疑念を抱いている。そのため、同性カップルがそこに取り込まれることを警戒し、同性間の法律婚に反対している<sup>39)</sup>。

ゆえに、わが国において同性間の DP 制度を導入することは、2つの妥協の産物ということになろう。すなわち、同性間の法律婚を認めないことで、家制度や戸籍制度と重視する立場と妥協し、同性間の結婚を法律婚とは別の制度にすることで、家制度や戸籍制度に反対する立場と妥協するからである<sup>40)</sup>。現実問題として、同性カップルにもカップルとしての、何らかの保護は必要である。DP 制度は、両者をそれなりに納得させる、意味がある制度になると思われる。

いずれにせよ、民主主義や基本的人権の尊重を共通の価値としている国として、わが国でもできるだけ速やかに、何らかの形で同性カップルの法的保護がはかられるべきである。そのさい、その制度は、2つの中立性、すなわち、スウェーデンにおけるライフスタイルに対する中立性と、世界的潮流である性に対する中立性とを踏まえたものであること、さらには、個人単位社会にふさわしいものであることが求められるであろう。そして、理想を、性急にかつ完全に実現することに拘るのではなく、同性カップルを含む、この国の人々が、より幸せに、安心して暮らせる社会を実現できるのか考え、まずは可能な制度を構築すべきと、筆者は考える。その点で、スウェーデン教会の決断の背景にあった現実主義に学ぶ点もあるだろう。

そして、同性カップルに対する法的保護が実効あるものにするためにも、セクシュアル・マイノリティが、必要なとき、安心してカミング・アウトができる社会が形成されることが望まれる。そのためには、まずセクシュアル・マイノリティへの理解を進めていかなければならない。

小論が、最近、急速に可視化されてきた、わが国における同性間の結婚に関する議論や制度設計に資することができれば幸いである。

(付記) 小論は、日本ジェンダー学会第 19 回大会シンポジウム「セクシュアリティとジェンダー～性的指向の権利保障をめぐる～」(2015 年)において報告した「ヨーロッパにおける同性カップルの権利保障－スウェーデンを中心に」を加筆修正したものである。

(献辞) 本論文を、恩師であり、スウェーデン研究の泰斗である故高島昌二先生(龍谷大学名誉教授)に捧げます。

## 注

- 1) わが国では、同性パートナーの権利を守るために、養子縁組の制度を活用している例がみられる。しかし、養子縁組は、親子関係を創出するものであって、カップルやパートナーとしての法的保護を図るものではない。したがって、小論では取り上げない。
- 2) 本章の主な内容は、出版の順の都合から、3) の文献に既に収録されている。
- 3) 大山治彦「現代家族とジェンダー・セクシュアリティ」、松信ひろみ『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち [第2版]』八千代出版、2016年、172-181頁。
- 4) 全体として、「同性婚」と「」付で使用することも考えたが、ヘテロセクシズムや性指向の非対称性を考慮すれば、小論では、やはり不適切であると考え、採用しなかった。
- 5) 森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣、1993年、375頁。
- 6) 婚姻というと、わが国の、いま現在の法的な結婚制度、とりわけ法律婚のありように引きずられるように思われる。そこで、社会学的に論を進めるためにも、小論では、婚姻ではなく、結婚という用語を用いる。
- 7) 『〈近代家族〉を超える 非法律婚カップルの声』青木書店、1997年。
- 8) 高橋朋子・床谷文雄・棚村政行『民法7 親族・相続 [第4版]』有斐閣、2014年、114-115頁。
- 9) 例えば、平安名祐生・恵『Search～きみがいた GID（性同一性障害）ふたりの結婚』徳間書店、2000年。
- 10) 例えば、レズビアン・マザー（子どもをもつレズビアン）2人とその子どもたちをとりあげた、NHK ETV「ゲイ／レズビアン特別編（1）、（2）」『ハートをつなごう』（2011年2月21日、22日放送）など。
- 11) 鳥澤孝之「諸外国の同性婚制度について—2010以降を中心に—」国立国会図書館『調査と情報』798号、2013年、1-2頁。
- 12) 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束編『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版、2007年、93頁。
- 13) 鳥澤（前掲）では明示していないが、筆者は、サンボを法定同棲とあつかう。
- 14) 鳥澤、前掲、1頁。
- 15) L. de ペルサン（斉藤笑美子訳）『パックス—新しいパートナーシップの形』緑風出版、2004年、165頁。
- 16) 鳥澤、前掲、1-2頁。
- 17) 善積京子「スウェーデンの家族はどこへ行く」、布施晶子・玉水俊哲・庄司洋子編『現代社会のルネサンス』青木書店、58頁。
- 18) 高島昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』ミネルヴァ書房、1997年、53頁。
- 19) 高島、前掲、53頁。
- 20) 善積、前掲、57頁。
- 21) 高島、前掲、53頁。
- 22) 善積京子「個人単位社会のスウェーデンの家族政策」、善積京子編『スウェーデンの家族と

パートナー関係』青木書店、2004年、11-12頁。

- 23) 釜野さおり「レズビアンカップルとゲイカップル」、善積京子編、前掲、118-119頁。
- 24) 井樋三枝子「【スウェーデン】同性婚及び挙式に関する改正法」、国立国会図書館『月刊版外国の立法』2009年、14-15頁。
- 25) スウェーデン統計局、ウェブ記事「Fler kvinnor än män ingår samkönade-äktenskap」(2013年11月14日号)、[http://www.scb.se/sv\\_/Hitta-statistik/Artiklar/Fler-kvinnor-an-man-ingar-samkonade-aktenskap/](http://www.scb.se/sv_/Hitta-statistik/Artiklar/Fler-kvinnor-an-man-ingar-samkonade-aktenskap/) 2016.7.10
- 26) 井樋、前掲、14-15頁。
- 27) 井樋、前掲、14-15頁。
- 28) 大山治彦「スウェーデンにおける同性間の結婚(2)－同性間の法律婚とスウェーデン教会－」『セクシュアリティ』77号、2016年、145-146頁。
- 29) スウェーデン統計局、前掲。
- 30) 善積京子『離別と共同養育－スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」』世界思想社、2013年、13頁。
- 31) スウェーデン統計局、前掲。
- 32) 善積、前掲、19頁。
- 33) 大山前掲、189頁。
- 34) 松信ひろみ「結婚の『社会的承認』としてのパートナーシップ」、『駒沢社会学研究』2016年、84-85頁。
- 35) 渡邊泰彦「ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護」、『東北学院大学論集 法律学』63号、2004年、74頁。
- 36) 区長の前での宣誓は、西欧の法律婚の儀式の形式に似ている点で興味深い。
- 37) 渡邊、前掲、75-76頁。
- 38) 渡邊、前掲、75-76頁。
- 39) 杉浦・野宮・大江編、前掲、204-205頁。
- 40) 佐藤文明「婚姻かパートナー法か－その効力の範囲と変化」赤杉康伸・土井ゆき・筒井真樹子編著『同性パートナー』社会批評社、107頁。

#### 参考文献

レグランド塚口淑子『新版 女たちのスウェーデン』ノルディック出版、2006年。

三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法』明石書店、2015年。

内閣府経済社会総合研究所・家計経済研究所編『スウェーデンの家庭生活』国立印刷局、2005年。

## The Situation of the same sex marriage in Vietnam

KOZO KAGAWA  
(Osaka Jogakuin University)

Vietnamese Minister of Justice, Ha Hung Cuong, announced that the government had a plan to legalize the same sex marriage in May 2012. In July 2013, Ministry of Justice submitted a bill to remove the prohibition on same sex marriage from the Marriage and Family Act. On 24 September 2013, the Government issued the decree abolishing the fines on same sex marriage wedding ceremony effective from 11 November 2013. But the National Assembly approved to remove the provision giving legal status of same sex marriage and cohabiting same sex couples from the Marriage and Family Bill. This bill became effective from 1 January 2015.

As the background, LGBT movement has become widespread in Vietnam from 2012. This movement has been supported by foreign organizations, for example, UNDP , UN Women and UNAID. But majority of Vietnam people do not approve the same sex marriage owing to the idea of Confucianism and gay-rights movements has been facing opposition. Therefore National Assembly did not approve the same sex marriage.

But in the future the same sex marriage will be approved in some Asian countries, especially in Vietnam, Thailand and Taiwan.

# コメント：ベトナムにおける婚姻の性中立化をめぐる動き

香川孝三  
(大阪女学院大学)

## 1. 司法大臣の発言

ベトナムで2012年5月24日司法大臣 Ha Hung Cuong 氏がはじめて同性カップルを合法化する法案を考慮しているという発言をおこなった。司法大臣は「この問題は文化、法律、慣習、倫理など多様な側面から注意深く考慮しなければならない。個人的には、ベトナム家族の慣習や感情と矛盾しない範囲で個人の自由を考慮しつつ同性婚の是非を判断すべきであろう。同性愛に対する社会的偏見を作ることは受け入れがたい」と述べていた。

司法大臣からの問題提起を受けて、司法省から政府関係機関に同性婚についての意見を求める文書が送られ、それにもっとも反応したのは保健省である。ホーチミン市で1990年にはじめてのHIVが報告されてから、2000年には12万人、2005年26万人、2015年30万人にまで拡大している。2006年エイズ予防法が制定されているが、その実効性に問題があった。ベトナムでのHIV拡大の最大の要因は麻薬のまわし注射であるが、同性間の性交渉も要因の1つである。そこでHIVやAIDSを防止する政策を実施する対象として同性カップルを把握しやすくするという視点から保健省は婚姻家族法改正に関心を寄せた。

## 2. LGBTの運動

2012年はベトナムのLGBT運動にとって記念すべき年であった。同性愛はベトナムの伝統社会ではタブーとされており、2002年国営のメディアでは同性愛を「社会悪」と表現したり、同性愛を病気と位置づけたり、「ベトナムの慣習や良俗に反する常軌を逸した行為」とみなされていた。しかし、一方、21世紀に入ってLGBTの権利意識が認識されはじめ、2008年にみずからの権利擁護のために団体がはじめて結成された。一党独裁体制の中でLGBTの団体が結成されることは困難を伴うことであった。ベトナムではNGOや市民団体が結成されるためには内務省(海外のNGOがベトナムで活動する場合は外務省)から登録を認められる必要があり、そうでなければ銀行口座も持てないし、資金を入手することもできないし、印刷物を発行することもできない。LGBTの団体が結成されたことは画期的なことであったと言える。LGBTの団体が認められたのはHIVやAIDSを防止する役割を強調することによって可能になったと思われる。そうでなければ秘密団体として活動しなければならず、警察や公安からの介入やいやがらせを受けたり、場合によっては賄賂を渡してお目こぼしを受けざるをえなくなる。

その団体(Information, Communication, Sharing, ICS Center)が海外からの資金援助を受けて活動し、2012年8月5日はじめて自転車によるゲイパレード(Viet Pride)がハノイやホーチミン



で実施された。150名ぐらいが参加した。8月2-4日はハノイのゲーテ研究所で350名ぐらいが参加した集會が開催された。第2回のパレードは2013年8月ハノイやホーチミン、その他のハイフォン、ダナン、カントウ、ニャチャンなどの都市で開催された。ホーチミンでは1000名ほどが道を控えめに行進したので警察の取り締まりの対象にはなっていない。インターネットの普及によってオンラインを使った意思疎通がやりやすくなっており、反政府的な言動がないかぎり規制を受けることがなくなり、LGBTの運動がしやすくなってきている。

2013年ホーチミンでLGBTの国内會議が開催された。これは、婚姻家族法改正案の中で同性婚を認める規定を挿入することを促進する動きを喚起しようとしていた。国会議員の代表とLGBTの運動活動家との間の會合が2013年5月10日ハノイで、2013年7月27日ホーチミンで開催された。さらに司法大臣と婚姻家族法改正起草委員とLGBTの活動家との會合も2013年9月17日開催された。そこでは国会に提起する最終草案について議論がなされた。この會合は初めての會合であり、共産党の一党独裁体制のなかでLGBTの活動家と司法大臣との會合が実現したことは画期的な出来事と言えよう。

よく知られているLGBT団体として次の5つがある。

Center of Creative Initiatives in Health and Population (CCIHP)

ICS Center

Institute for Studies of Society, Economy and Environment (ISEE)

Institute of Social Development Studies (ISDS)

Living My Life

### 3. 家族法改正の動き

ベトナムではじめて婚姻家族法が制定されたのは1959年であるが、それが1985年、2000年に改正された。2000年の改正時に同性カップルを違法とする明文の規定が5条10項におかれた。

2012年8月には2000年婚姻家族法改正の政府案が提示された。これは国会に提起される前の段階での政府案であった。この時には同性カップルを禁止もしないし、かといって承認するものではないという内容であった。つまり、改正法案16条では、婚姻登録は認めないが、同居することが認められ、財産の共同管理や子どもに対する親権は認めていこうとするものであった。

2013年6月に国会に提出された法案では、婚姻家族法から同性婚を禁止する規定を削除して、同居する権利を認めるという内容であった。改正法案16条には、「同性による夫と妻の同居に関する法的処理」というタイトルがついており、その内容として「同性カップルの同居中の当事者間の子どものための権利義務、財産、契約関係については当事者間の合意によって処理する。合意がない場合は、民法その他の法令によって処理される。共同生活の維持のための家計やその他の仕事は報酬を伴う労働とみなされる。」という規定があった。これは2013年秋の国会で議論されたが、決着がつかなかった。次の国会である2014年5月には、同性婚を承認しないという規定が加わり、先の規定はすべて削除されてしまった。この法案が2014年6月23日に可決された。

なお、生殖医療を認める規定は2014年5月の改正によって成立している。商業的目的による

生殖医療は禁止し、人道目的による生殖医療は認められ、代理妊娠によって出生した子は代理妊娠を依頼した夫婦の子となる。代理妊娠者は依頼をする夫婦の親族に限定している。この規定は、同性カップルには適用にならないが、将来同性カップルが認められる場合には適用可能となるであろう。

さらに今回の改正で、外国要素のある婚姻や家族の規定が定められた。ベトナム国民と外国人の婚姻がベトナムでおこなわれる場合は婚姻家族法 126 条 1 項によってベトナム法が適用になり、同性カップルは認められないことになる。ベトナムに常駐する外国人同士の婚姻もベトナムでおこなわれる場合は 126 条 2 項によってベトナム法の適用をうけるので、同性カップルは認められないことになる。

この国会で討議されている間の 2013 年 9 月 26 日、政府は同性婚の儀式をおこなうことに罰則を科すことを廃止する議定を出した (Decree 110/2013/ND-CP)。議定は日本の政令に相当するものである。2001 年の議定では、同性婚の儀式をあげることに對して、罰金 (最高 50 万ドン・2800 円ぐらい、最低 10 万ドン・560 円ぐらい) が科せられていたが、それが廃止されたことになった。これまで儀式をしても罰金は科せられたり、科せられなかったり、必ずしもきちんと施行されてはいなかった。

国会での審議の結果、婚姻家族法では、婚姻とは男女間での結婚とするという定義はそのまま残ることになったし、8 条 2 項では「国家は、同性者同士の婚姻は承認しない」という明文の規定がおかれた。この婚姻家族法改正案 16 条では、同性婚者の同居の承認と財産の共同管理を認める規定であるが、これが否決された。この婚姻家族法の改正は 2015 年 1 月 1 日から実施されたが、同性カップルを法律上の婚姻と認められないことになった。以上のように、司法大臣の問題提起にもかかわらず、法案内容は後退し、ついには国会での決議には至らなかった。

婚姻家族法改正案と並行して審議されていた 2013 年の憲法改正によれば、憲法 16 条には「すべての人は法の下で平等である。何人も政治、民事、経済、文化、社会生活において差別されない」と定められている。しかし、憲法 36 条には、男性と女性は結婚し、離婚する権利を保障し、婚姻は一夫一婦の原則にしたがってなされるという規定があり、この憲法改正でも同性カップルを認める規定はない。

しかし、一方、同性婚自体や同性間の性交渉を刑法違反として罰則を科すという規定は存在しない。消極的に同性で同居すること自体を法律上禁止することはしていないという状況にある。

#### 4. 婚姻家族法改正と国際的動き

婚姻家族法の改正案作成にあたって、司法省は UNDP (国連開発計画) へも意見を求めた。UNDP は国際的な動向や経験を知るための研究会を組織し、国際人権規約の趣旨が生かされることを司法省に申し出た。法案が出された時には、UN Women と UNAID (アメリカの開発援助機関) とともにジェンダーや性的指向に関わらず平等の原則からのコメントをベトナム国会の社会問題委員会に提出した。さらに LGBT の団体の意見を法案に取り込むために司法省と会合を持つことを提案した。これによって、先に述べた司法省と LGBT の団体との話し合いの場が設けられた。

USAID が婚姻家族法改正の法整備支援をおこなっていた。2014 年には UNAID は UNDP と共

同で LGBT についての報告書をまとめ、その中で同性カップルの保護を促進することを提言している。オバマ大統領の LGBT 支援の政策を受けて、アジア諸国にそれを広げる活動がおこなわれている。カンボジア、中国、インドネシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、タイ、ベトナムで活動を進めている、その動きを受けて、ベトナムで具体的に法整備支援事業の中で生かそうとした。今回は同性カップルを認める制度は取り込まれなかったが、今後婚姻家族法改正の提案につながる可能性を持っている。

## 5. ベトナム国内の状況

ベトナムの社会・経済・環境研究所長のビン氏 (Le Quang Binh) は、ベトナムには 165 万人の 15 歳から 59 歳までの同性愛者 (ゲイ、レスビアン、バイセクシュアルを含む) がいると述べている。国民の数は約 9000 万人であるので、その割合は 1.83% である。この研究所は LGBT の権利保護を求めて活動しているもっとも活発な NGO である。最近になってベトナムの LGBT は変わりつつある。これまで社会の中で差別をうけてきたために、LGBT であることを公にすることが困難であった。それが同性カップルの儀式を上げる者が増加傾向にある。

2014 年 12 月、在ベトナムのアメリカ大使 Ted Osius 氏は配偶者である Clayton Bond 氏と一緒にハノイに赴任し、2 人の間に息子を養子としていて子育て中であり、このことは同性愛者に対する受け止め方に変化をもたらしている。

しかし、ベトナムの伝統社会は儒教の影響が強くみられた。その影響が今も残っていると思われる。世論調査でも同性カップルに肯定的な国民の割合は過半数を超えてはいない。国会の審議で同性婚が否定されたのも国民感情を考慮した結果であると思われる。LGBT に否定的な政府内の保守層 (これにはベトナム女性同盟も含まれる) の考えが過半数を占めていることを意味する。司法大臣は進歩派に属するがそのグループは多数派にはなっていない。さらに一党独裁という政治体制はそれを維持するために一党独裁体制を危うくする要因を排除する傾向が強く見られる。同性婚はこれまでの社会慣習とは相反するものであり、これを認めることは社会変革をもたらす可能性がある。これは共産党にとっては危惧するところであろう。

法律によって同性カップルは認められなかったが、LGBT への差別問題は解決されるべき論点として残っている。ベトナム女性同盟が中心として制定された男女平等法には LGBT への配慮はなされていない。男女間の平等を求めているが、LGBT について考慮した形跡は見られない。

## 6. 他の東南アジアでの動き

司法大臣の発言から、東南アジアで初めて同性婚を認めたという誤報がながれた。マスコミがベトナムで同性婚が認められるかもしれないという情報を流したためである。しかし、実際には同性婚は法律によって異性間の結婚と同じ扱いとはされなかった。ニュージーランドが 2013 年 8 月同性婚を認める法律を制定させており、これがアジア太平洋地域ではじめて同性婚を認めた国になった。タイや台湾では同性婚を認める動きはあるが、まだ法律上みとめる制度は採用されていない。

今後アジアから同性カップルを認める国としてベトナム、台湾、タイのどちらかであろうとされている。

台湾では、最高裁で同性婚を認めることを求める訴訟事件が2000年にあった。2003年11月人権保護法案の中で、同性カップルにも男女間の婚姻と同じ権利を与えるパートナーシップ制度を導入し、養子をとることも認める内容を盛り込んでいたが、成立には至らなかった。2012年には同性愛者の人権団体が同性婚を認める法案を提案したが、廃案となっている。2013年にもパートナー制度を盛り込んだ同性婚法案を立法議会に提出を目指したが、これも実現しなかった。しかし、高雄市と台北市では同性パートナーシップ条例が2015年5月20日から施行された。これによれば登録証明書が交付され、パートナーが手術のときに同意できるが、相続権は認められていない。これが台中市、台南市、新北市にも広がっている。さらに2016年1月16日同性婚を支持することを公言する民進党の蔡英文さんが総統に選出されており、同性婚を法的に承認する動きが加速していく可能性はある。

タイはゲイに寛大な風土とされ、同性愛は比較的受け入れられているが、まだ同性婚を認める法律は制定されていない。2011年にはタイの国家人権委員会と「性の多様性ネットワーク」とが共同で同性婚を認める法案の作成を提案したことがあるし、同性愛団体が政党に働きかけて立法案の作成を求めてきた。さらに、2015年憲法に同性婚を承認する規定を設ける案がだされているが、この憲法草案は否決された。

## 参考文献

Experts support recognition of same sex marriage,

<http://www.eatingsaigon.com/2012/08/27/experts-support-recognition-of-same-sex-marriage.pdf>

Vietnam Prolongs LGBT Discrimination,

<http://thediplomat.com/2014/06/vietnam-prolongs-lgbt-discriminarian>.

LGBT rights in Vietnam

[http://en.wikipedia.org/wiki/LGBT\\_rights\\_in\\_Vietnam](http://en.wikipedia.org/wiki/LGBT_rights_in_Vietnam)

Same sex marriage in Vietnam

[http://en.wikipedia.org/wiki/Same\\_sex\\_marriage\\_in\\_Vietnam](http://en.wikipedia.org/wiki/Same_sex_marriage_in_Vietnam)

UNDP and USAID ed., *Being LGBT in Asia : Vietnam Country Report*, 2014

The Political Consequences of the LGBT Movement in Vietnam: understanding mobilization and impact in a non-democratic context

<http://www.ceu.edu/sites/default/files/attachment/event/9520/political-consequences-vietnam.pdf#search='draft+of+marriage+and+family+law%2c+vietnam'>

Pauline Oosterhoff, Tu-Anh and Trang Thu Quach, *Negotiating Public and Legal Spaces: The Emergence of an LGBT Movement in Vietnam*, Institute of Development Studies, June 2014

<http://opendocs.ids.ac.uk/opendocs/bitstream/handle/123456789/3976/ER74%3Asequence%20of%20an%20LGBT%20Movement%20in%20Vietnam.pdf?sequence=1>

Victoria Hsiu-wen HSU, *Diverse Families Movement in Taiwan*,

Vu Cong Giao, Same-sex marriage in Vietnam: Situation and Perspective,  
(paper submitted to International Symposium on the Present Legality of Same –Sex Marriage in Asian  
Countries held at Nagoya University on 4–5 March, 2016)

香川孝三「ベトナム：男女平等法案について」『法学教室』313号、2006年

香川孝三「ベトナム第4次男女平等法案」『日本ジェンダー研究』9号、2006年

光成歩「ベトナム：改正婚姻家族法」『外国の立法』265-2号、2015年

藤倉哲郎「ベトナム：婚姻家族法の改正」『外国の立法』261-2号、2014年

## **Thinking about discourse of adoption 19-20C Japan**

Shizue OSA  
(Kobe University)

For sexuality research, family diversity and its historical change is an important theme. But the studies of Modern family history in gender perspective have tended heterosexual family image. On comment, I noticed a discourse of adopted child in 19-20C Japan. In Meiji Era, such as Fukuzawa Yukichi, many famous intellectuals denied the adoption system. Because it was not an ideal institution of marriage image.

# コメント・近代家族論と反養子言説

長 志珠絵  
(神戸大学)

## 1. ヘテロセクシズムとしての近代家族論

婚姻及び家族のありようを、ヘテロセクシズムや性志向の非対称性から問い直す本シンポの試みは、例えば「同性<愛>」など、これまでの概念そのものの妥当性にも踏み込んだ。一定の蓄積を経たLGBT視座をめぐる問題構成は、ジェンダー射程を必要とする段階にある。とはいえ、ジェンダー研究の蓄積はフェミニズム研究と親和性を持つ一方、セクシュアリティ研究や男性研究の課題と重なるものではなかったことも明らかだろう。

たとえばジェンダー射程研究の開いた功績の一つは近代家族論を歴史化・相対化する営為であり、家族のあり方の多様性が議論されて久しいことはよく知られてきた。身分制に変え、人びとを2つの性によって「生まれながらの」境界線に区分する近代国民国家は、一夫一婦とその「実子」による家族を基礎単位とすることで次世代再生産を強制的な異性愛と結びつけ、その制度化を強力にすすめてきた。国民国家がいかに産む性への強い統制を要したか、この点はフェミニズムの系譜を引くジェンダー研究にとって重要な課題であった。しかし家族規範の再検討は、想定されがちであった、ヘテロセクシュアルそのものが問われる段階にもある。また同性カップルによる婚姻の制度化は、多様な家族像をめぐる議論を不可欠とする。ところが現代日本において、「近代家族」規範の強固さは必ずしも過去に属する事項ではなく、国際比較的な視点から日本社会はしばしば家族の多様性への想起が弱いとみなされる。その際の指標の一つは例えば「養子」制度に向けられた言説や法整備の進捗である。子どもの福祉のための「特別養子縁組制度」も1988年と遅く、2010年代を経てなお統計的にも成人養子を一般的とする。以下では近代家族モデルへの問いかけへの手がかりとして、「近代家族」論に敵対的な社会慣習として登場する、19—20世紀での養子言説の推移をたどってみたい。

## 2. 近代化と養子慣行へのまなざし言説の推移

ところで近年の多くの歴史研究が指摘してきたように、日本の伝統社会にあって性的指向をめぐる言説やその制度は次世代再生産に直結するものではなかった。しかし、19世紀近代を覆う言説は、多様な性的指向を過去像にとどめる一方、世紀転換期の学知はこれらを「変態性欲」と称し、逸脱した慣習として不可視の存在に押し込んでいった。他方で近代国民国家の婚姻制度の基本原則としてのヘテロセクシズムは輸入された理念でもあった。このため19世紀半ば、啓蒙知識人たちが説く文明の論理として強固な一夫一婦言説は、19世紀日本社会での現実の家族のあり方への批判を含む。上層女性たちに対し啓蒙知識人は、生む身体であることを求め、さらに乳母にかえ、授乳のレベルまで文明規範に即した「正しい」性別役割を求めた。その成果として

の家族像は、家制度を支えてきた「養子」慣行への激しい排除をも伴ったのである。

ちなみに日本の伝統社会にあって、家格継承のための養子慣行は身分を越えた普遍性を持つ。家父長制言説の典型と目されることの多い「女大学」の元となった18世紀前半のテキスト、貝原益軒「女子に教ゆる法」は、女性の側に様々な条件を課し、あるいは父系の血統を前提にするとはいえ、実子を生むことを代替可能な事項とみる。他方、19世紀半ば以降の文明化言説において、実子を生子家族を形成することは女性にとっての「天然の約束」に属した。近代黎明期の啓蒙雑誌として名高い『明六雑誌』誌上、米国での外交官僚の経験も備えた森有礼は、「養子制度」はヨーロッパの「血統ヲ正スル」「血統ヲ重」みる規範に敵対的であると同時に、「妾腹ノ子ヲシテ其家系ヲ嗣」がせる「常例」を許容することにつながる慣行と見た。「嗣子ハ無縁ナル父ノ妻ヲ認メテ其ノ母ト仰キ却テ実母ニ対スル恰モ乳母ニ於ケルカ如クス」「親子愛敬ノ情義ニ通セス」という、近代家族が共有すべき親密な関係に悪しき事態を招くととらえたのである。

「一夫一婦」というヘテロセクシズム原理にもとづいた制度婚像を、脱階層的に「平等」を求める近代言説は、明治末、皇太子夫妻の婚姻（1900）を「文明的」と賞賛する。その一方、一夫一婦家族の理念化は、同年での明治天皇を父とする皇后以外の女性との間の皇子誕生と早世、明治天皇世代の家族関係を非文明視する論理を伴った。また皇太子の婚姻当日の性行動は宮内省官僚から伊藤博文に伝えられる公事であり、皇太子妃の懐妊と翌年での皇子誕生以降、天皇一家の肖像写真からは次第に、一夫一婦婚姻外の明治天皇皇女たちに替わり、孫皇子世代を焦点とした3世代父系家族の一家肖像が流布していく。性的志向の帰結としての実子を伴う「一夫一婦」理念は、「国民」男性の出自を整える一方、社会に偏在する養子慣行をネガティブなイメージによってとりまいた。養子慣行とはまずは非文明社会の旧弊と見なされた。

第一次世界大戦後の「男子普通選挙」が現実化する段階では、家族形態として周縁化された「養子」論を見いだすことが可能である。同時にこの時期の言説において養子慣行は、家制度の維持や社会福祉政策の代替措置でもある。社会運動家の戸塚松子は「我國に於ける養子制度の是非」と題した評論で、女性の「隠居生活」を薦める一方、「実子のない場合には他人の子供を貰って養育しておく必要」「他人の生んだ子供を我子として公認する制度が即ち養子制度」とし、「養子制度がないとすれば養老院が十分に完備されなければならない」と社会政策不在段階での必要悪として養子制度をとらえた（143頁、『恋愛教育の基本的研究』婦人教育研究叢書第1編、盛林堂書店、1924）。著名な法学者であった中村進午も「養子制度の可否」と題した論考で、「婚姻の制度を紊乱するものであるから不可」「子で無いものを子とするものである即ち偽りであるが故に不可」との議論を紹介しながら、養子を得るという行為は「公の秩序、善良の風俗に反せざる限り」は私的なものであり、「養子とは子に非ざる者を子とし親に非ざる者を親とするので即ち偽りであることは何人も知る所なるが法の擬制が之を認むること必ずしも悪なりとせぬ」（125頁、『法制上の女子』清水書店、1925）とする。実子による「家族」モデルが、ヘテロセクシズムを前提とする婚姻関係と分ち難く結びついていることが分かる。

では社会制度が大きく変わる戦後の法整備において、養子言説はどのように捉えられるのか。LGBT視点による近年の研究は、戦後日本の憲法24条の持つ可能性を高く評価する。とはいえ強固な異性愛とその実子による「家族」イメージから24条解釈がどれほど自由であったのか、この点については社会との関わりにおいて、改めて議論の余地を残すように思われる。ここでは、



今後の作業の手がかりの一つとして、占領軍による検閲資料、当時の日本語雑誌図書等から収集されたプランゲ文庫を紹介してみたい。ここでも、社会的慣習としての「養子」慣行に関する関心は低くはない。実際に検閲対象となった例ではないものの、地方紙レベルに及ぶ養子関係記事が集められている。それらは、「法律相談 / 養子縁組と持参金」(『北日本新聞』1949.6.20)、「人生教室 養子縁組は世間体が悪い」(『高知日報』1949.1.13)、「生活相談室 引揚者の養子入籍」(『北海道新聞』1949.8.21)、「浮浪児を養子に」(『河北新報』1948.9.15)等々、社会変動に伴う養子慣行動向をイレギュラーな例として紹介する。ことに2世代にわたって19世紀型の実子家族モデルを実現した天皇一家についての関心は高い。旧皇室典範で否定された皇室一家に対する養子禁止事項について改めて、「天皇皇族には養子を認めぬ - 新皇室典範成る」(『新潟日報』1946.11.26)との記事の存在は、強固な近代家族像の再構築と関わって検討の余地があるだろう。

### 3. 「家族」の多様性に向けて

シンポジウムの後、2015年から2016年にかけては『日本経済新聞』も含め、同性カップルの婚姻を認める行政の内外の動きを伝えるニュースが散見される時期でもあった。筆者は2016年、マルディグラのパレードで有名なシドニーのオックスフォード・ストリートを訪れる機会があった。6色のレインボーカラーフラッグを掲げたカフェが点在するなか、テラー・スクエアのほど近く、LGBT専門の書店には専門書の他、奥には絵本を置くコーナーがあった。その中の一つ、北米でシリーズ化され、イギリスでも発行された絵本、`This Is My Family; A FIRST LOOK AT SAME-SEX PARENTS',` (横綴じB5判、本文27頁、Thomas Pat, 2012)<sup>1)</sup>は、男性カップル、女性カップルの親世代を持つ子ども目線から、学校や社会でのトラブルを想定した場面とその対処法として、開かれたコミュニケーションの必要性と可能性、そもそも同性カップルがけしてネガティブなものでも間違ったものでもない点、世界は多様性に満ちていることでもっと興味深いものになる、と説く。また末尾にも、早期就学年齢の教育現場を想定する点、ゲイやレズビアンの子供たちのためだけでなく、子供の友人やその親の双方を意図するなど幅広い読者に向けたメッセージとある。LGBT射程を架橋することでジェンダー史研究に求められる課題がどのように組み替えられるのか。19世紀型近代家族イメージへの批判的検討もまた、新たな観点を必要とする段階にあるように思われる。

#### 参考文献

- 大口勇次郎他編『ジェンダー史(新体系日本史9)』山川出版、2019  
長志珠絵「家族イメージの形成と天皇・皇室像」(三成美保他編『国民国家と家族・個人』早稲田大学出版会、2005)  
中里見博「『同性愛』と憲法」(三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法』明石書店、2015)  
横田冬彦「『女大学』再考」(『ジェンダーの日本史・下』東京大学出版会、1995)

#### 注

- 1) Thomas Pat, 2012

## The Retelling and the Reconstruction of “The Princess Who Loved Insects”

Hideko TANIGUCHI  
(Kyushu University)

This paper explores modern alternations and adaptations of an old fairy-tale-like short story, “The Princess Who Loved Insects [Mushi Mezuru Himegimi].” The paper analyzes the reevaluation and reconstruction of the heroine in the modern altered and adapted versions of “The Princess Who Loved Insects,” to clarify why the “unique” heroine in the old story has been welcomed by modern writers and how it is reflected in the reconstruction of the heroine in the retold versions.

“The Princess Who Loved Insects,” believed to be written sometime between the 10th and the 14th century, features an adolescent heroine, who loves and collects caterpillars, refuses to follow proper decorum and conventions, wears male clothes, and refutes criticism through sharp logic. The narration of “The Princess Who Loved Insects,” actually the commentary of the unknown author, criticizes the heroine for her serious deviation from the conventions and the gender norms imposed upon female grown-ups of those days. Despite the narrator’s criticism and satire on the “unique” heroine, not a few readers in modern times have welcomed the free-spirited heroine, who seeks her own individuality and identity in a time when women’s behaviors were much more restricted. Some modern writers have altered and adapted “The Princess Who Loved Insects,” to show their empathy for and appreciation of the heroine. In the retellings of the original story, the attributes of the young princess, such as self-reliance, cleverness, deep insight, and interest in nature, are highly appreciated. Moreover, in some contemporary adaptations, the heroine has been reconstructed into a modern tough heroine, who acts to save the country and people from crisis by using her cleverness and specialized knowledge about insects and nature.

The paper mainly examines three altered versions of “The Princess Who Loved Insects,” published in 1954, 1977, and 2003 respectively, and a light novel adaptation for girls, *The Princess Who Loved Insects: Another Story* [Mushi Mezuru Hime Ibun] (2014). The paper also reveals the influence of Hayao Miyazaki’s *Nausicaa of the Valley of the Wind* [Kaze no Tani no Naushika] (1984: animated film, 1982-1994: manga) on the reconstruction of the heroine in the contemporary adaptations such as *The Princess Who Loved Insects: Another Story*.

# 現代児童文学における「虫めづる姫君」の語り直しと再構築

谷口 秀子  
(九州大学)

## 1. はじめに

物語集『堤中納言物語』に収録されている「虫めづる姫君」<sup>1)</sup>は、平安時代末期から鎌倉時代の間にかかれたと考えられている作者不詳の物語であり、その主人公である姫君の存在は、きわめて異彩を放っている。按察使(あぜち)の大納言<sup>2)</sup>の娘であるヒロインは、毛虫などの醜い虫を集めて観察することを好み、当時の慣習に逆らい、眉を剃らずお歯黒もしないままである。作者の代弁者である語り手は、当時の成人の女性<sup>3)</sup>に課せられる慣習や常識に従わず、「異様な」身なりや振る舞いをし続ける主人公を冷笑的に描いている。

このような変わり者の姫君を主人公にした「虫めづる姫君」は、姫君に対する原作者の冷笑的で批判的なまなざしにもかかわらず、数百年後の現代において、ユニークで好感の持てるヒロインの物語として絵本化され、小説やマンガとなり、さらには、虫めづる姫君を主人公にした翻案作品や、虫めづる姫君の人物像に触発された多様なジャンルの作品が生み出されている。また、近年の子ども向けの本では、虫めづる姫君をシンデレラや白雪姫などと並ぶ主要な「お姫さま」のひとりとして扱う傾向も見られる。<sup>4)</sup>このように、原作の「虫めづる姫君」において、当時の慣習や社会規範に反するがゆえに、半ば揶揄するように描かれた「異様な」ヒロインに対する評価が、現代においては大きく変化しているように思われる。

本論文では、現代の児童文学作品における虫めづる姫君の評価に着目して、戦後以降に出版された「虫めづる姫君」をもとにした子ども向けの作品のうち、基本的には原作に即しているが、姫君像に関わるプロットの重要な改変を含む作品を取り上げ、そこに見られるヒロインに対する評価とその提示の方法を分析する。さらに、これらの、いわば現代における語り直しの作品において提示される姫君に対する作者の解釈と評価を分析し、現代の作者たちが、原作では「異様」とされる姫君のどのような要素に共感し、現代の物語にふさわしいヒロインとして姫君を再構築していったかを明らかにする。加えて、語り直しの延長線上にある少女向けの翻案作品におけるヒロイン像にも検討を加えることにより、虫めづる姫君に現代人が見いだしたヒロインとしての現代性を明らかにする。<sup>5)</sup>

## 2. 虫めづる姫君の「特異性」とジェンダー

「虫めづる姫君」の中核をなすのは、主人公である姫君の「特異性」<sup>6)</sup>である。姫君は、成人の女性としての身だしなみを整えるべき年齢になっても、「人は何ごとにつけても、とりつくろう

ところがあるのはいけない」(65)として、眉を抜かず、「わずらわしいだけ、きたないわ」(65)として、お歯黒を施さず白い歯のままである。また、姫君は、ものの本質を教えてくれるのは、蝶ではなく毛虫であるとして、毛虫をはじめ様々な虫を収集してはその成長を観察し、姫君の「風変わりな」行動が結婚に差し障ることを案じる両親に対して、理路整然と反論を行い、男性用とされる白袴を身につけ、男文字である片仮名や漢字を好んで用いるなどする。このように、姫君に見られる「特異性」とは、姫君が、当時の女性の規範や社会通念から大きく逸脱しており、いわば、ジェンダーを超えた振る舞いをしていることに他ならない。作者の代弁者である語り手は、たとえば、「得意げに言いまくって」(69)などという否定的な表現を用いることによって、女性の「あるべき」姿からの姫君の逸脱を揶揄している。比較の対象として作中で言及される蝶めづる姫君が、当時の常識や慣習を踏まえた「望ましい」女性像を暗に象徴しているとすれば、虫めづる姫君は、当時の「望ましい」姫君像から逸脱した、いや、その対極にすらある、世間から受け入れられがたい「あるべからざる」女性像として描かれているのである。

「虫めづる姫君」が舞台としている王朝期の女性のあり方は、服藤早苗によると、以下の通りである。当時の社会は男性優位社会であり、女性の学問は禁じられてはいなかったものの、平安中期を過ぎた院政期以降、「女のあまり才かきこきは、ものあしき」との女性観が貴族層に定着していく。また、結婚は、男性主導の招婿婚であり、妻は、夫が通ってくるのを待つのみで、夫が通ってこなくなれば離婚が成立するという不安定な立場にあった。また、理想的な妻像は、「自己主張はしない。夫に従う」というものであった。<sup>7)</sup> 当時の女性のあり方を具体的に示す例としては、紫式部が、一という漢字すら書けないふりをしたという『紫式部日記』の逸話<sup>8)</sup>や、『源氏物語』の理想的な女性とされる紫の上が、女性が自分の意見や感情を表に出さずに押し殺さなければならないことを嘆く場面<sup>9)</sup>がある。

このような当時の女性のあり方に比べれば、「異様な」外見や昆虫好きについてはいうまでもなく、主体性を持って意思を貫き、自己主張をし、自らの賢さや知識を隠さない姫君が、いかに当時のジェンダー規範から逸脱しているか、また、見方を変えれば、姫君がいかにジェンダーの制約から自由であるかが、よくわかる。姫君のジェンダー越境性は、白い袴、片仮名、漢字、毛虫の観察などの、男性的とされていた要素を、姫君が好んで取り入れていることにも端的に表れている。そして、ここには、当時のステレオタイプのな「女らしさ」とらわれない姫君の生来の指向性、および、成年の女性として、結婚に最適化され、女性のジェンダーを押しつけられることへの姫君の抵抗感が、反映されているのである。

ジェンダー規範からの逸脱とジェンダー越境的な行動という姫君の「特異性」が、作品の時代の社会的文化的通念を共有する語り手や他の登場人物たちによって批判されるのは、当時の貴族の女性の結婚のあり方とも関係がある。「虫めづる姫君」においても言及されているように、当時の貴族にとっては、娘を条件の良い男性と結婚させることが重要であり、娘を権力と財力のある高位の貴族と結婚させることが、一族の栄達につながるのであった。このような価値観を持つ社会においては、姫君の「特異な」振る舞いは、姫君を条件の良い結婚から遠ざけ、一族に不利益をもたらす、非常識な行為と考えられるであろう。作者は、語り手や他の登場人物の批判的なコメントに加え、位の高い貴族の息子である右馬佐(うまのすけ)という若い男性の視点を通して、姿形は美しく気品があるのに、身だしなみを整えもせず、「女らしい」返歌も返さず、毛虫

に夢中になっている姫君は、結婚を前提として最適化される当時の女性の規範から大きく外れており、このままでは、姫君に求婚する男性は現れないことを読者に印象づけ、姫君を批判的に描くのである。

### 3. 虫めづる姫君に対する評価

当時の「女らしさ」の規範から大きく逸脱している姫君の「特異性」をどのように捉えるかが、姫君に対する解釈や評価に大きな影響を与えるように思われる。「虫めづる姫君」の作者が依拠している王朝時代の社会通念や女性観をもとに姫君を評価する場合、それらから逸脱する姫君の「異様さ」が強く意識されるのは、当然であろう。このヒロインについて、「萎黄病」の症状を持つ「異常な性格の姫君」<sup>10)</sup>、「特異性・珍奇性・異常性」を有する<sup>11)</sup>などと論じる学術的な論考は、その例である。また、虫めづる姫君を、「異常」で「猟奇的」趣味を持ち「女らしい魅力に欠けるさかしい姫君」と評し、「このさき姫君が世間でどう取沙汰されるか、虫好きがどうなるとどんな結婚をするか。そんなことが思いやられる結びである」<sup>12)</sup>と、姫君の将来を不安視する論調もある。このように、毛虫を好むなどの姫君の「特異性」を、姫君の病気や性格異常という個人的な事情によるものと捉え、姫君の言動を否定的に解釈する論考も少なくない。このような解釈の多くは、原作で描かれている時代や社会の価値観に沿ったものであり、女性がジェンダー規範や社会通念に従うことは当然であるという前提に立って、姫君の逸脱を彼女の個人的性癖の問題として論じているように思われる。<sup>13)</sup>

一方、現代の作家をはじめとして、虫めづる姫君を原作の時代的社会的コンテクストから切り離し、現代の視点から姫君の人物像を捉える傾向も顕著である。この場合、姫君は、慣習や「女らしさ」の押しつけに屈せず、自分の意思と主体性を持った、変わり者ではあるが、賢く生き生きとした、新しい魅力を持ったヒロインとして、肯定的に解釈されることが多い。たとえば、干刈あがたは、「この姫君の『ものごとの本質を知るには——。』という考えは、仏教の影響などあるようなのですが、現代に生きている私は、“元祖ウーマンリブ”“理科系少女”などということばをチラと思ひ浮かべたりして、彼女をととても生き生きと感じました」<sup>14)</sup>と、姫君の魅力を語っている。赤木かん子は、姫君を、「〈自分を自分でなくさせてしまうもの〉と戦っている女性」<sup>15)</sup>と評し、中村桂子は、虫の生態の観察に没頭し、身を飾ることを好まない姫君の中に、「科学の精神」と「自然志向」を見いだし、高く評価している。<sup>16)</sup>

### 4. 現代児童文学における「虫めづる姫君」

#### 1) 「虫めづる姫君」の語り直しと改変

戦後以降に出版された、「虫めづる姫君」をもとにした絵本や読み物などの子ども向けの作品は、大きく分けて、原作に忠実な作品、原作の改変を含む作品、原作に触発されて創作された翻案作品の3つに分けられる。そのうち、一部改変を含む作品や翻案作品には、姫君に対する作者の解釈と評価が表れている場合が多い。原作の「虫めづる姫君」は、右馬佐が、姫君の生来の美しさを認めつつも、あまりにも「異様」で姫君らしくない様子にあきれて、「いや、こんなお姫

さまはまたとないでしょう。遠慮します」<sup>17)</sup> という趣旨の皮肉な歌を残して姫君の屋敷から立ち去った直後、「この続きは、第二巻にあるはずである」(97) という語り手の言葉で唐突に終わる。このオープンエンディングは、「特異な」姫君のその後について、読者の想像を大いにかき立てるが、まさに、このことが、現代の作家たちの創作意欲を刺激し、姫君に対する独自の解釈を試みる余地を与えている。慣習やジェンダー規範から逸脱した姫君の今後の結末をどのようなものかと考えるかは、姫君や姫君の行動に対する読み手自身の考え方や評価の反映である。現代の作者たちは、自らの価値観に従って、「虫めづる姫君」の結末を改変し、あるいは、姫君を主人公にした独自の物語を創作し、姫君と姫君の逸脱に対する自らの評価や価値判断を示そうとするのである。

「虫めづる姫君」にかなり忠実にもとづいた現代の子ども向けの作品には、絵本、読み物、マンガなどがあるが、姫君の解釈に関わるような結末の重要な改変は、主として、絵本作品に見られる。そのような原作の改変を含む現代の絵本作品には、「むしのすきなおひめさま」(1954年)、『虫めづる姫君』(1977年)、『虫めづる姫君』(2003年)などがあり、これらの作品は、改変の程度と重要性に差はあるものの、現代の作者がどのように姫君を評価し、それをどのように作品に反映させようとしたかをよく表している。

## 2) 森田曠平(文)・土川留女子(絵)「むしのすきなおひめさま」(1954年)

「むしのすきなおひめさま」(1954年)<sup>18)</sup> は、低年齢児向けの短い絵本作品であるため、プロットがかなり単純化されてはいるものの、原作において右馬佐が登場する直前の場面までは、概ね原作を踏まえたものとなっている。本作品において、ヒロインの姫君は、原作同様、毛虫などを集めて飼育し観察することを好み、姫君の虫好きをたしなめる両親には、「きぬいとをとるかいこだって、このむしとおなじですわ」(24)などと、理詰めで反論するなど、ステレオタイプ的な女性像とは異なる少女として描かれている。しかし、作者は、原作に見られるヒロインの「女らしさ」の押しつけへの反発やジェンダー越境性を、明示的に示してはいない。姫君の化粧拒否についての叙述はなく、原作の姫君が身につけている男性用の白い袴は、すべての挿絵において、女性用の赤い袴に変えられており、原作の姫君の外見における逸脱は、この姫君には見られない。また、原作の冷笑的な語り手と姫君を覗き見る右馬佐は、この作品には登場せず、作品全体を通して、毛虫を飼い蝶にするのを楽しむ、賢く元気で生き生きとしたヒロインの姿が、ほほえましく描かれている。

原作の結末の部分は大幅に改変され、春が来て姫君が飼っている毛虫が蝶になり、多くの蝶が舞う中、姫君が扇を手に舞を舞うシーン(30-31)で、作品が終わる。この場面は、飼っていた毛虫が蝶になったのを喜ぶ姫君の「女らしい」側面を印象づける一方で、毛虫がいつまでも毛虫ではいられず、必ず蝶に変わるように、虫好きの変わった姫君も、いずれは成長し、「あるべき」大人の女性へと変化するであろうことを、示唆していると思われる。作者は、このような形で、虫好きの少し変わったヒロインに対する肯定的な評価を示しているのであるが、これには、性別役割に疑義が唱えられることが少なかった1950年代という時代の制約を感じざるを得ない。とはいえ、作者が、「むしのすきなおひめさま」において、「女らしさ」のステレオタイプからはみ出したヒロインを、ジェンダーを逸脱した「異様」で「異常」な姫君としてではなく、しっかり

した意見を持つ虫好きの元気な姫君として肯定的に描いていることは、特筆すべきである。

### 3) 今関信子(文)・白根美代子(絵)『虫めずる姫ぎみ』(1977年)

絵本『虫めずる姫ぎみ』(1977年)<sup>19)</sup>(以下、今関版)は、基本的には原作に忠実であり、姫君の人物造型も原作と同じであるが、原作の皮肉な語り手は登場せず、結末に重要な改変が見られる。作者は、冒頭から、「ふうがわりな」(4)という言葉を用いて、慣習に従わないヒロインが、当時のステレオタイプの女性像から大きく逸脱していることを印象づける一方で、侍女の口を通して、ヒロインが「うつくしく かしい ひめぎみ」(14)であることを示す。また、作者は、姫君が「ふうがわり」だという噂が世間に広がれば、良い婿が迎えられず、一族郎党にとっても不利益になってしまうだろうことを侍女に嘆かせる。ここで示されているのは、高貴な姫君にとって大切なのは、条件の良い相手と結婚して一族の栄達に寄与することであり、姫君の価値は良い条件の整った結婚ができるかどうかによってはかれるという、原作にも見られる、当時の女性の結婚についての社会通念である。

一方、作者は、この社会通念を逆手にとることによって、ジェンダー規範から逸脱した姫君に対する作者自身の肯定的な評価を効果的に表している。その方法として、作者は、原作にも登場する高貴な貴族の若者うまのすけ(以下、原作に合わせて、右馬佐)の視点を、原作とは逆の方法で利用している。本作品の右馬佐は、姫君からの風変わりな返歌にあきれはするものの、同時に、「とても かしい人のようだ」(27)と、姫君の賢さを認める発言を行う。その後、右馬佐は、姫君の変った身なりと毛虫集めに夢中になっている様子を目の当たりにし、思わず身を乗り出すところで、物語から姿を消す。原作では、右馬佐は、あなた(姫君)にふさわしい人はいないという趣旨の歌を残して立ち去り、物語は唐突に終わりを告げるのだが、今関版の絵本では、その一連の部分はすべて省略され、代わりに、右馬佐に見られたことを知った姫君の心の動揺を示す場面が、物語の結末として新たに加えられている。ここでは、原作と同様、右馬佐に姿を覗き見られたことを意に介さない旨の発言をしたはずの姫君が、頬を火照らせ、「わたし どうしたのかしら、なにも はずかしいことなど ないはずなのに」(30)と、当惑する様子が描かれている。

右馬佐の存在を意識して動揺する姫君の描写には、右馬佐に対する姫君の関心の芽生えが示唆されており、作者は、この結末の場面を補強し、姫君の今後を暗示するような挿絵を、この結末の場面の直後の見開きページ(32-33)に用意している。並んで立つ姫君と右馬佐の周りには、色とりどりの蝶が舞い、それまで毛虫にたとえられていた姫君が蝶に変わる可能性を示唆している。つまり、作者は、「あるべき」女性像の基準から大きく逸脱しているため、結婚相手は現れまいと危惧されるヒロインが、高貴な貴族の右馬佐と恋に落ち結婚するというロマンティックラブの結末を、暗示しているのである。作者は、原作の右馬佐を、姫君の主体性や個性や賢さを評価することができる男性に作りかえ、ふたりの結婚の可能性をも示唆することによって、社会通念やジェンダー規範の圧力に屈せず、自分らしさを保ち続ける虫好きの賢い姫君に対する、作者自身の高い評価と共感を表している。つまり、作者は、女性の価値は、良い条件の整った結婚ができるかどうかによってはかれるという、作品の時代の社会通念に適合するよう、姫君に結婚を用意することによって、姫君に対する肯定的な評価を表明しているのである。

同時に、姫君の結婚という結末を暗示するこの挿絵には、作者のもうひとつのメッセージが込められている。右馬佐と並んで立つ姫君は、依然として、男物の白袴をはき、眉も抜かないままである。このことは、姫君が、結婚後も、意に染まぬジェンダー規範の押しつけや社会通念に屈することなく、主体性や自分らしさを保ち続けることを示唆している。今関は、巻末の「作家のことば」において、原作の姫君を「他人の言動に左右されることなく、己を生きる人」と評し、姫君が「自分の目で観、自分の感覚で捉え、行動」し、「社会通念や慣習の枠の中で窮々としてゐる大人たちへの無言の批評を続ける」(34) ことを、高く評価している。このように、作者は、原作の結末を改変し、結婚によってハッピーエンドで終わる「お姫さま物語」の定石を採用することにより、「女らしさ」の押しつけに抗い、主体性を持って自分らしく生きる、虫好きの変わった姫君を肯定的に描き、このような姫君こそ、正当に評価されるべきであるという、作者独自の結論を提示しているのである。

#### 4) 森山京(文)・村上豊(絵)『虫めづる姫ごみ』(2003年)

『虫めづる姫ごみ』(2003年)<sup>20)</sup>(以下、森山版)は、今関版の絵本の約四半世紀後に出版された。森山版の絵本も、基本的には原作の「虫めづる姫君」の内容を踏襲しており、姫君の設定も原作とほぼ同じである。今関版と同様、森山版にも、姫君を揶揄する原作の語り手の不在と原作の結末部の改変が見られ、姫君に対する作者独自の解釈が用意されている。

作者は、世間や若い男性の視点を代表する右馬之助(以下、原作に合わせて、右馬佐)に、姫君の美点を、今関版以上にははっきりと認識させている。変わり者であるとの姫君の噂を聞いて、姫君の様子を覗きに来た右馬佐は、「あきれはてながらも、この姫ごみの かざりけのないおひとがらに、すぐには たちさりかねていたのでした」(28) というように、姫君の賢く飾らない人柄に魅力を感じ、姫君に強い関心を抱く人物として作りかえられている。

さらに、森山版では、右馬佐が、原作と同じく、「姫ごみに似あう男はとてもないでしょう」(39) という歌を残して、「にがわらいしながら」(39) 立ち去った場面以降、作者は、結末を改変し、原作にある「この続きは、第二巻にあるはずである」という結びの言葉の代わりに、以下のような独自の結末の場面を付け加えて、物語を終わらせている。

せけんのひとが どうみようと、わかい公達が なんといおうと、姫ごみは いっこうにきになさるようすもありません。

「けらを、いなごまる、そこの毛虫を もっておいで」

あかるい声をひびかせて、姫ごみは きょうも 虫とりにむちゅうでございます。(40)

作者が改変した結末の場面では、虫に興じている姿を男性に覗き見られても、まったく意に介さず、毛虫集めに熱中する姫君の姿が描かれている。ここには、女性を縛り付けるジェンダー規範や世間の目という社会通念にとらわれず、自分の気持ちを偽ったり身を飾ったりすることなく、ひたすら大好きな虫の観察に没頭して、日々を楽しく生き生きと過ごす、賢く元気で変わり者の姫君の姿が、鮮やかに描かれている。作者は、この場面によって、姫君への肯定的な評価と共感を表明し、このような、「女らしさ」ととらわれない姫君の生き方も素敵だというメッセー



ジを、読者に発信しているのである。

森山版の絵本において特徴的なのは、原作や今関版の絵本で示されている、条件の良い夫を手に入れることが女性やその家族にとって重要であり、良い結婚のためには、慣習に従い「女らしく」しておくことが求められるという、当時の社会通念への示唆や言及が、一切見られないことである。今関版の結末で示唆される姫君と右馬佐の結婚が、姫君に対する作者の肯定的な評価と共感の反映であるのに対して、森山版の絵本では、姫君のすばらしさや幸福度をはかる尺度として、結婚が用いられることはない。さらに、森山版では、姫君が慣習や世間の評判を気にせず、好きな虫の観察に没頭して人生を自分らしく謳歌している瞬間を切り取って、作品の結末の場面とすることにより、姫君と姫君の主体的な生き方に対する作者の高い評価が効果的に提示されている。西本鶏介は、この絵本の「あとがき」で、「男性中心の貴族社会のなかで、人目を気にせず、ひたすら虫とりに熱中する姫ぎみのすがたは今日の女性にまさるともおとらないたくましさを感じさせます<sup>21)</sup>」と述べ、姫君を意思の強いたくましい女性として、現代に引きつけて解釈している。このように、森山版の絵本の虫めづる姫君は、もはや単なる昔話の姫君ではなく、きわめて現代的なヒロインであり、男女を問わず、現代を生きる人々の生き方の選択肢のひとつともなり得る、自立した力強いヒロインとして再構築されているといっても過言ではないであろう。

今関版も森山版も、原作の皮肉な語り手を排し、原作の結末を大きく改変することにより、「女らしさ」の押しつけに屈することなく主体性を保ち続ける、賢くて虫好きの変わった姫君に対する好感と共感を、等しく表明しているのであるが、それを表すための結末の改変の方法の違いは、今関版が出版された1977年と森山版が出版された2003年の間にある26年という時の隔たりに感じさせる。1975年、女性の地位向上などを目指して国際女性年が国連によって設けられ、1978年に女性の自立やキャリア志向を謳う雑誌に転換した『クロワッサン』が、多くの女性の支持を得た。その後、「キャリアウーマン」という言葉が、働く女性の「かっこいい」イメージを創出し、「キャリアウーマン」はドラマでもさかんに取り上げられた。同時に、結婚だけが女性の唯一の幸福だという認識は薄れていった。<sup>22)</sup> 1985年に、男女雇用機会均等法が制定（1986年施行）され、1997年には、大幅に改正（1999年施行）されるなど、この26年の間に、とても完全とは言えないものの、女性に対する不当な差別やジェンダーの制約は徐々に解消の方向に向かいつつあった。女性の社会進出は特別なことではなくなり、女性の活躍の場も方法も多様化しつつあった。また、イギリスのフェミニズム童話<sup>23)</sup> *The Clever Princess* (1983年)<sup>24)</sup> が、『アーリーテ姫の冒険』(1989年)<sup>25)</sup> として日本で翻訳出版され、因習的な「お姫さま」像を覆す賢く主体的なヒロインの物語として大いに歓迎されたのも、この時期であった。<sup>26)</sup> このような、ジェンダーを排し、男女共同参画を目指す機運が高まりつつあった社会背景をよく表しているのが、「虫めづる姫君」を題材にした、神沢利子（文）・梅田俊作（絵）による『むしのすきなおひめさま』(1985年)<sup>27)</sup> である。翻案に近いほどの大幅な改変が見られるこの絵本は、「女らしさ」から大きく逸脱している姫君を肯定的に描いているばかりではなく、姫君のあり方を通して、「女らしさ」や「男らしさ」にこだわることなく自分らしく生きることの大切さを、幼い読者にわかりやすく訴える啓蒙的な内容の作品となっている。このような社会状況の変化が、森山版における姫君の現代的な描き方にも反映されていることは、否定できないであろう。

## 5. 現代のヒロインとしての虫めづる姫君

七穂美也子（文）・なかしろリリコ（イラスト）による少女向けライトノベル『むしめづる姫異聞——王朝スキャンダル——』（2014年）<sup>28)</sup>は、「虫めづる姫君」のヒロインを主人公とする翻案作品である。本作品は、原作を踏まえながらも、原作のプロットとはまったく異なる物語となっているため、改変作品の場合に比べて、作者による原作の虫めづる姫君の解釈と造型の自由度はかなり大きくなっている。

『むしめづる姫異聞』で展開するのは、主人公の姫君（本作では、「愛姫」）が、持ち前の知性と洞察力と行動力に加え、「賢い自然観察者」<sup>29)</sup>としての昆虫に関する豊富な知識を駆使して、帝や民衆を脅かす難事件を次々に解決し、国家や人々の危機を救う物語である。この作品に限らず、「虫めづる姫君」のヒロインに触発されて創作された翻案作品の多くにおいて、姫君の人物像は、終始一貫して肯定的で好意的に描かれており、原作の「虫めづる姫君」に見られるような、姫君の逸脱や「特異性」を理由にした姫君への冷笑的な批判などは、ほとんど見られない。

『むしめづる姫異聞』は、オリジナルのプロットを持つ翻案作品ではあるが、ヒロインの姫君の設定や姫君の発言の中には、原作の「虫めづる姫君」を踏まえたものも少なくない。ヒロインは、原作の姫君の規範からの逸脱と「特異性」を受け継いでいるが、本作品においては、この逸脱と「特異性」こそが、姫君に自立した強い意志と行動力と問題解決に必要な判断力を与え、帝や民衆を救うヒーロー的な主人公を作り上げる要素となっている。さらに、昆虫が好きで虫の生態に詳しいこと、頭脳明晰であること、慣習や規範や世間の目などに左右されず主体的であること、男装していること（男性用の白袴を着ている原作の姫君とは違い、この姫君は完全に少年用の服装をしている）などの、原作の姫君が持つ特徴的な個々の要素も、この作品のヒロインの造型において強調され強化されている。これらの要素は、原作では、姫君の逸脱の「異様さ」と「異常さ」を表すものとして、否定的に捉えられ揶揄されているのであるが、『むしめづる姫異聞』では、これらは姫君固有のすばらしい特質として、帝にも高く評価されており、姫君が難事件を解決する際にも、大いに役に立つ要素となる。

原作の「虫めづる姫君」と今関版と森山版の絵本においては、ジェンダー規範や「女らしさ」の強制と、それに従うことを拒否する姫君という、二項対立的な構図が物語の根底にある。それに対して、同じく平安時代を舞台とする『むしめづる姫異聞』においては、ヒロインである姫君が、ジェンダーの制約や性別役割の押しつけを強く意識している様子はあまり感じられない。むしろ、この翻案作品においては、慣習やジェンダー規範への反発という緊張をはらんだ対立の構図は、ほぼ消滅していると言っても過言ではない。本作のヒロインは、規範にとらわれない変わり者の姫君という周辺化された「他者」であるがゆえに、ジェンダーや社会通念などによる制約をものともせず、その障壁を難なく飛び越えることができる。この他者性は、児童文学作品におけるジェンダー越境者に多く見られる要素であり、規範にとらわれない「他者」としての姫君は、必要に応じてジェンダーを越境することが可能である。さらに、姫君の越境性は、ジェンダーや慣習にとどまらず、姫君は身分や階級をも飛び越え、帝に対しても物おじせず対等に意見を交わすことができるのである。

現代の子ども向けの作品における、強さを持ったヒロイン（タフヒロイン）のひとつの類型と

して、強い意志と主体性と行動力を持ち、国家や民衆などを守り救うために奮闘するヒロイン像があり、『リボンの騎士』や『美少女戦士セーラームーン』など、その例は枚挙にいとまがない。

『むしめづる姫異聞』の姫君も、そのような強いヒロインとして造型されており、原作の虫めづる姫君が有する特質が、強いヒロインであるための資質として姫君の人物造型に生かされている。特に、虫の観察に関する探究心と専門知識という要素は、その性格上、強いヒロインとしての姫君に独自の特徴を与えている。つまり、姫君は、少女マンガに多く見られるヒーロー的な闘う強いヒロインとは異なり、戦うことによってではなく、知性と昆虫に関する専門的な知識と洞察力を生かすことによって、事態の本質を探り当てて難問を解決し、人々を危機から救うのである。

『むしめづる姫異聞』における、このような現代的な強いヒロインとしての姫君の造型には、作品の根底に流れている現代的な価値観も寄与している。作品の時代設定は、平安時代ではあるものの、「未来だったら、そこからDNAが判別できるのだが」(182)というような、現代的な物の見方や価値観を読者に喚起し再確認させるかのような語り手のコメントが随所に見られ、語り手は、現代の価値観にもとづいて、読者に語りかけている。そのため、物語は現代的なニュアンスを持ち、姫君は、原作の時代の世界観ではなく、現代の世界観にもとづいて、形作られ、語られ、評価されるのである。持ち前の知性と昆虫に関する専門的知識を駆使して帝や国家に関わる難事件を次々に解決する姫君は、きわめて現代的なヒロインである。そして、そのヒロインの賢さや率直さや虫への興味と専門的知識などを、何の先入観もなしに受け入れ、高く評価することのできる帝の存在も、きわめて現代的であると言える。<sup>30)</sup>

さらに、原作と今関版と森山版の絵本が、社会から隔絶した閉じた世界における姫君の精神的自立と自己実現のニュアンスを持っているのに対し、『むしめづる姫異聞』においては、姫君は、社会とつながっており、ジェンダーを超えた「賢い自然観察者」としての特質を、個人レベルの自己実現のためではなく、社会や国家や人々を危機から救うために生かしている。マンガやアニメなどの現代の子ども向けの作品における強いヒロインは、社会や国家や人々を救うというような、大義ともいえる使命感を持って、ヒーロー的な行動をとることが多いが、本作品の姫君も、まさに、そのような現代の強いヒロインとして再構築されているのである。また、翻案作品における現代的なヒロインとして再構築された姫君像は、この時点ですでに類型化されているように思われる。たとえば、『むしめづる姫異聞』の7年前に出版された、同じく「虫めづる姫君」の翻案作品である、芝田勝茂(文)・小松良佳(絵)による児童小説『虫めづる姫の冒険』(2007年)<sup>31)</sup>においても、主人公の姫君は、現代的な強いヒロインであり、平安時代を舞台にしながらも、姫君はやはり外に出て、持ち前の性格と虫の知識を生かして、人々を苦しめる難題を解決し、人々を救うのである。

『むしめづる姫異聞』においては、ジェンダー規範や慣習による規制とそれに対する反発、そして、結婚か自立かという二者択一の問題は、ほとんど姿を消し、原作の時代のジェンダー規範からすれば、厳しい批判の対象であった姫君の虫好きや賢さや主体性や自己主張などの特性は、むしろ姫君の現代的なヒーローとしての個性豊かな造型に寄与している。ジェンダー規範に背を向けて自分流を貫く原作の古い時代の虫めづる姫君は、いまや、ジェンダーの制約を歯牙にもかけず、虫に関する知識を駆使して国家と民衆の危機を救う賢く強いヒロインとして再構築されて

いるのである。

## 6. おわりに

今日なら、その姫君は変わり者あつかいはされないだろう。一風変わっているにしても、自然愛好家とか個性的な趣味の持ち主として、充分社会の中に場所を見出す事が出来る。しかし、源氏物語や枕草子の時代に、虫を愛で、眉もおとさぬ貴族の娘の存在は、許されるはずもない。私は子供心にも、その姫君のその後の運命が気になってしかたがなかった。<sup>32)</sup>

「虫めづる姫君」のヒロインについて、このように述べる宮崎駿は、マンガ『風の谷のナウシカ』(1982-1994年)およびアニメ映画『風の谷のナウシカ』(1984年)において、虫めづる姫君のイメージを取り入れた虫を慈しむヒロインを世に送り出した。宮崎は、「虫めづる姫君」における虫をこよなく愛する姫君を、自然の本質を探究する強い意志と固定観念にとらわれない洞察力を持った賢く強い女性として捉え、そのイメージを、ヒロインであるナウシカの造型に生かしている。『風の谷のナウシカ』の舞台は、最終戦争によって産業文明が減じた後の遠い未来であり、宮崎は、「虫めづる姫君」の時代の因習的な社会通念やジェンダーとは無縁の世界を、ナウシカに用意している。このことによって、ナウシカは、「虫めづる姫君」におけるような「女らしさ」の押しつけや因習的なジェンダーの制約から解放され、自然に対する深い知識と洞察力をもとに、迫り来る脅威から国や人々を救う賢く勇敢で力強いヒーローとして活躍することができるのである。

ナウシカのヒロイン像は、それ以降の、「虫めづる姫君」のヒロインに対する解釈や改変および翻案作品の創作に少なからず影響を与えている。たとえば、赤木かん子は、「虫めづる姫君」のマンガ版<sup>33)</sup>を再録した子ども向けのアンソロジー『自立』において、「(「虫めづる姫君」が、『風の谷のナウシカ』のもと話だということも、いまさらいわなくてもご存じでしょう)<sup>34)</sup>と述べ、読者がすでに虫めづる姫君とナウシカの関連を知っていることを前提として語っている。さらに、翻案作品『むしめづる姫異聞』の作者である七穂美也子は、この作品の「あとがき」で、『むしめづる姫異聞』の原作が、「虫めづる姫君」であることを明言したうえで、

今までたくさんの人たちが、この飾らない、直つすぐな姫君に好感を持ち、宮崎駿さんが彼女をモチーフに『風の谷のナウシカ』を作ったことは、あまりにも有名(?)です。ただ虫を愛する心によってのみ、世界の秘密を解き明かし、人々を救った聖なる少女。

そんな姫君なら、こういうこともあったのではないかと想像し、王朝の謎めいたスキャンダルを彼女が解決する話にしてみました<sup>35)</sup>

と、原作の虫めづる姫君とナウシカを同一視するかのような発言をしている。本論文の前章において分析した『むしめづる姫異聞』のヒロイン像に、虫や自然に関する深い理解と洞察力を用いて国や人を深刻な危機から救うヒーロー的なヒロインとしてのナウシカのイメージが、反映されているのは明らかである。

虫めづる姫君に触発されて生み出されたナウシカという、自然への探究心と国を救うヒーロー的な要素を備えた強いヒロインの出現によって、姫君に対する評価や解釈の幅はさらに広がった。虫めづる姫君は、『風の谷のナウシカ』において、ナウシカとして、ジェンダーの制約から解き放たれるとともに、自然に対する探究心と本質を見通す洞察力を生かして国や民衆の危機を救う勇敢なヒロインとして再構築され、『むしめづる姫異聞』などの近年の子ども向けの翻案作品においては、ヒーロー的なヒロインとして類型化すらされつつある。古い王朝時代の社会通念やジェンダーに抗い、自分らしさを貫こうとする虫めづる姫君は、現代にも通じる要素を備えたヒロインであり、現代において、時代を反映するヒロインとしてさらに変化を遂げているのである。

## 注

- 1) 「虫めづる姫君」が収録されている『堤中納言物語』は、10世紀から14世紀の間に成立したとされている。なお、本論文における「虫めづる姫君」からの引用は、すべて、三角洋一『堤中納言物語 全訳注』、講談社、1981年における「虫めづる姫君」の現代語訳によるものとし、本作品からの引用は、本文中に頁数を示す。
- 2) 按察使（地方官の治績・民情を調査・視察する官職）を兼任する大納言。（大槻修（校注）『堤中納言物語』、岩波書店、2002年、31頁参照。）また、按察使の大納言の娘であれば、入内することも可能であった。（久下晴康『平安後期物語の研究 狭衣・浜松』、新典社、1984年、123頁参照。）
- 3) 当時の女性の成人は、早くて12～13歳であった。（三角洋一、前掲書、66頁参照。）他に13～14歳とする説もある。
- 4) 井辻朱美（監修）『決定版 古今東西 あこがれのお姫さま物語』、講談社、2011年、大泉書店編集部『おひめさまばなし：きらきらかわいい30話』、大泉書店、2012年、など。
- 5) 本論文の目的は、「虫めづる姫君」を題材にした現代の児童文学作品における、姫君の評価の考察であり、原作の「虫めづる姫君」についての詳細な分析は行わない。
- 6) 「虫めづる姫君」を論じた論考では、姫君の特徴を表す言葉として、「特異（性）」や「異常（性）」が用いられていることが少なくない。例としては、山岸徳平『堤中納言物語——付 現代語訳』、角川文庫、1963年、三角洋一、前掲書、稲賀敬二『日本古典文学大辞典』、岩波書店、1984年、など多数。
- 7) 服藤早苗『「源氏物語」の時代を生きた女性たち』、日本放送協会、2000年、20頁、46-47頁、101頁、141頁、278頁参照。
- 8) 紫式部「紫式部日記」紀貫之（長谷川政春校注）・藤原道綱母（今西祐一郎校注）・紫式部（伊藤博校注）・菅原孝標女（吉岡曠校注）、『土佐日記 蜻蛉日記 紫式部日記 更級日記』、（新日本古典文学大系24）、岩波書店、1989年、314-315頁。
- 9) 紫式部『源氏物語4』（新日本古典文学大系22）、柳井滋・室伏信助・大朝雄二、鈴木日出男・藤井貞和・今西祐一郎校注、岩波書店、1996年、132-133頁。
- 10) 山岸徳平、前掲書、26頁。なお、山岸によると、萎黄病とは、13～20歳くらいの女性がかかる病気であり、貧血症などの他、「『虫愛』でるような異嗜性を生じ、「男性化もしくは女

性脱化にも進む」可能性があるとのことである。

- 11) 福田景道「虫めづる姫君の異能性」、鳥根大学法文学部社会文化学科福祉社会教室、『鳥根大学社会福祉論集』2号、2008年、47頁。
- 12) 三角洋一、前掲書、71頁、99頁。
- 13) 近年では、女性研究者を中心に、それまでの「男性原理で論じられてきた」<sup>(1)</sup> 姫君の解釈に異議を唱え、「虫めづる姫君」の読み直しを行う研究も目立つようになってきている。たとえば、田中貴子は、姫君は病気で異常だと論じる山岸の先行研究<sup>(2)</sup> に対する批判として、以下のように述べている。

男性研究者の先入観がそのまま現れているでしょう。虫が好きな女は異常である。女らしくない女だと言い換えることができます。女らしいというのは蝶をめでたり、花をめでたり、きれいにお化粧して座っていて、男から手紙が来ると、やわらかな筆跡で手紙を返すような女性のことと考えられていたわけです。今の女らしさの基準と大分違いますね。昔の男性研究家の古い考えの人を見ると、女らしいという基準から外れたものはすべて異常だ、病気だとしてしまっている。<sup>(3)</sup>

(1) 松本侑子「世づかぬ女「虫めづる姫君」——『堤中納言物語』より」、大庭みな子監修、『テーマで読み解く日本の文学(上)——現代女性作家の試み』、小学館、2004年、559頁。

(2) 山岸徳平、前掲書参照。

(3) 田中貴子「『虫めづる姫君』——国文学の立場から1」、遠藤育枝編、『子どもの本のちから——越境する児童文学——』、第三書館、2002年、131-132頁。

- 14) 干刈あがた「『堤中納言物語』あとがき」、干刈あがた・津島佑子、『堤中納言物語・うつほ物語』、講談社、1992年、308頁。
- 15) 赤木かん子「解説」、赤木かん子編、『自立』(あなたのための小さな物語11)、2002年、ポプラ社、194頁。
- 16) 中村桂子「解説ものみな一つの細胞から」、中村桂子(文)・山崎陽子(文)・堀文子(絵)、『いのち愛づる姫——ものみな一つの細胞から——』、藤原書店、2007年、68頁。
- 17) 三角によるパラフレーズ。三角洋一、前掲書、99頁。
- 18) 森田曠平(文)・土川留女子(絵)「むしのすきなおひめさま」、羽石光志・平井芳夫・森田曠平・土川留女子・清原ひとし・田島信、『つるのおんがえし』(小学館の幼年絵本28)、小学館、1954年。本作品からの引用は、本文中に頁数を示す。
- 19) 今関信子(文)・白根美代子(絵)『虫めづる姫ぎみ』、国土社、1977年。本作品からの引用は、本文中に頁数を示す。
- 20) 森山京(文)・村上豊(絵)『虫めづる姫ぎみ』、ポプラ社、2003年。本作品からの引用は、本文中に頁数を示す。
- 21) 西本鶏介「ユニークな個性をもつ姫ぎみの物語」『虫めづる姫ぎみ』、ポプラ社、2003年、42頁。
- 22) 吉澤夏子「消費社会とジェンダー」、大口勇次郎・成田龍一・服藤早苗編、『ジェンダー史』(新体系日本史9)、山川出版社、2014年、422-423頁、427-428頁参照。

- 23) フェミニズム童話とは、因習的なおとぎ話におけるジェンダーを問い直し、おとぎ話のジェンダーを転覆させる創作おとぎ話であり、1970年代と80年代を中心に、主に欧米においてさかんに創作された。
- 24) Diana Coles, *The Clever Princess*, Sheba Feminist Publishers, 1983.
- 25) ダイアナ・コールズ『アリーテ姫の冒険』、グループ・ウィメンズ・プレイス訳、学陽書房、1989年。
- 26) 『アリーテ姫の冒険』の分析と日本での反響については、谷口秀子「おとぎ話のジェンダーとフェミニズム」、九州大学言語文化研究院、『言語文化論究』No. 11、2000年、および、“The Reception and the Adaptation of Diana Coles' *The Clever Princess* in Japan”、九州大学言語文化研究院、『言語文化論究』No. 25、2010年を参照。
- 27) 神沢利子（文）・梅田俊作（絵）『むしのすきなおひめさま』、フレーベル館、1985年。
- 28) 七穂美也子（文）・なかしろリリコ（イラスト）『むしめづる姫異聞——王朝スキャンダル——』、集英社、2014年。本作品からの引用は、本文中に頁数を示す。
- 29) 三角洋一、前掲書、76頁。
- 30) 帝は、原作の右馬佐に相当する登場人物であるが、帝の人物像は、原作の右馬佐とは大いに異なっている。なお、癖のある変わり者のヒロインに好意を抱き、彼女のありのままを受け入れる男性像は、少女マンガに多く見られる。
- 31) 芝田勝茂（文）・小松良佳（絵）『虫めづる姫の冒険』、あかね書房、2007年。
- 32) 宮崎駿『風の谷のナウシカ 1』（アニメージュコミックスワイド版）、徳間書店、1983年、137頁。
- 33) 坂田靖子「虫めづる姫君」、赤木かん子編、前掲書。本作品の初出は、坂田靖子『堤中納言物語』（マンガ日本の古典7）、中央公論社、1995年。
- 34) 赤木かん子、前掲書、94頁。
- 35) 七穂美也子、前掲書、260頁。

\*本研究は、JSPS 科研費 26370280 の助成を受けたものです。

# Research on the Frequency of Implementation of the Household Chores of Men and Women who are living with Spouse

## — Statistical analysis on the data of the questionnaire survey in Fukui Prefecture —

Toshiyuki TSUKAMOTO  
(Fukui Prefectural University)

This paper aims to examine the factors related to the frequency of implementation of the household chores of men and women who are living with spouse.

The opinion on the sharing of housework by men has an impact on the frequency of implementation of the household chores of men. Men have the more positive opinion on the sharing of housework by men, the frequency of implementation of many of the household chores of men become the higher. On the other hand, women's opinion does not affect the frequency of the implementation of the household chores of women.

The length of working hours affect the frequency of the implementation of the household chores of women. As the working time becomes longer, the frequency of implementation of some of the household chores of women become lower. In contrast, the length of working hours of men does not affect the frequency of implementation of the household chores of men.

Double-income affects the frequency of implementation of the household chores of both men and women. The frequency of implementation of the household chores of double-income women is lower than that of full-time housewives. The frequency of implementation of the household chores of double-income men is higher than that of the men who are living with full-time housewife partners. However, in the double-income men and women, only about the frequency of implementation of garbage out there is no statistically significant difference. For other household chores, the frequency of implementation of some of the household chores of women is overwhelmingly higher than that of men.



# 配偶者と同居している男女の家事実施の規定要因に関する考察 ——女性就業率高位の福井県を事例として——

塚 本 利 幸  
(福井県立大学)

## 1. はじめに

福井県の女性の労働力率は53.0%で、全国平均の49.6%を上回り、全国2位となっている<sup>1)</sup>。共働き世帯の割合は56.8%で、全国平均の45.4%を大幅に上回り、全国1位である<sup>2)</sup>。女性の雇用者(役員を除く)のうち正規の職員・就業員のしめる割合は54.8%で、全国2位となっている<sup>3)</sup>。週あたりの就業時間が35時間を超える女性の割合は63.2%で、これも全国平均の55.6%を大きく上回る<sup>4)</sup>。

その一方で、「男は仕事、女は家庭」という考え方も根強く、男性の家事分担は進んでいない。女性は賃労働と不払い労働としての家事、育児、介護の両立を求められ、二重、三重の負担を背負い込むことになりがちである。その影響で、女性が時間的な余裕を持つことは難しく、そのことがさまざまな問題を生み出していると考えられる。

福井県は就業面で女性の社会進出が進んでいる一方で、管理的職業に従事する女性の割合は低く、全国平均の14.0%を下回り、11.7%で、全国41位に低迷している<sup>5)</sup>。市町議会議員や町内会長に占める女性の割合も低い<sup>6)</sup>。さまざまな領域における方針決定過程に女性の声が十分に反映されているとは言い難い状況である。時間的な余裕のなさが、キャリアアップへのモチベーションを低下させたり、地域活動や市民活動への参加を困難にし、地域社会や地方行政における方針決定過程に関与しづらくしている可能性が高い。

本稿では、配偶者と同居している男女を対象として、家事の実施頻度を規定する要因について、アンケート調査のデータを用いて、統計的な分析をおこない、家事への関わり方の構造について検討していく。

## 2. 先行研究の検討

まず、家事分担を規定する要因に関する先行研究を概観しておきたい。

アメリカを中心とした先行研究のレビューとしては、Shelton and Jhon (1996)<sup>7)</sup>と岩井(1997)<sup>8)</sup>があり、夫婦の家事分担を説明する主要な仮説として、相対的資源説、時間制約説、性別役割イデオロギー説の3仮説が抽出されている。

日本における先行研究のレビューとしては工藤(2015)<sup>9)</sup>がある。工藤によれば、家事分担を規定する要因として、稲葉(1998)<sup>10)</sup>、永井(2001)<sup>11)</sup>、久保(2009)<sup>12)</sup>によって、上記の3仮説に加えて、ニーズ説、代替資源説、情緒関係説が提示され、合計6仮説の検証が進められている

とされる。

相対的資源説では、夫婦間で学歴や所得などの資源の少ないものがより多く家事を行うとされる。時間制約説では、時間的な制約の少ないものがより多く家事を行うと考えられる。性別役割イデオロギー説では、性別役割分業規範を強く支持していると、男性の家事参加は低下し、女性の家事参加が増加するとされる。ニーズ説では、子どもの年齢や数などの要因で、家事・育児の総量が増加すると男性の参加が高まると考えられる。代替資源説では、親など家事・育児を代替するものがあるほど男女ともに家事実施が減少するとされる。情緒関係説では、夫婦の情緒関係が強まるほど共同行動が増加し、夫の家事参加が高まるとされる。

次に、日本における各仮説の検証結果について概観しておきたい。

相対的資源説に関して、久保（2009）と高橋（2011）<sup>13）</sup>では、妻の年収が高いほど夫の家事分担の程度が高くなること、永井（2001）では、年収については仮説が支持されるが、学歴、職種に関しては支持されないこと、が検証されている。

時間制約説に関して、永井（2001）、久保（2009）、婁（2009）<sup>14）</sup>の研究では、夫の通勤・勤務の合計時間が短いほど夫の家事分担の程度が増すことが確かめられている。一方、平田（2007）<sup>15）</sup>では、ペイドワーク時間の減少がアンペイドワーク時間の増加に結び付かないことが検証されている。

性別役割イデオロギー説に関して、貴志・平田（1999）<sup>16）</sup>、高橋（2007）<sup>17）</sup>、久保（2009）では、性別役割分業に否定的で、家事分担に義務感ややりがいを感じている夫ほど家事に多くかかわっていることが確かめられている。一方、婁（2009）、永井（2001）では、夫の性別役割分業意識と育児遂行頻度に関連性が確認されず、性別役割イデオロギー説は棄却されている。

ニーズ説に関して、婁（2009）、松田・鈴木（2002）<sup>18）</sup>、永井（2001）では、末子年齢または子どもの年齢が低いと夫の家事参加の程度が高まることが検証されている。JGSS データを使用し、夫婦の学歴、子どもの有無・年齢・人数・夫婦の働く組織および所得の影響について検討した西川（2002）<sup>19）</sup>は、子どもが増えると、夫は労働時間を増加させ、妻は労働時間を減少させると結論している。

代替資源説に関して、婁（2009）では、親や親族からのサポートが、夫の育児分担を促すことが、久保（2012）<sup>20）</sup>、永井（2001）では、家事をする祖父母と同居しても、夫の家事時間は変化しないことが、確認されている。

情緒関係説に関して、久保（2012）では、妻の仕事への夫の理解が高いほど、夫の育児遂行頻度が増すこと、久保（2009）と永井（2001）では、夫婦の同伴行動の割合が高く、夫婦で協力体制を緊密にとっているほど、夫の育児遂行頻度が高くなることが検証されている。

文献によって、支持される仮説、棄却される仮説に、食い違いが見られるが、検証に用いられているデータの出所が、SSM 調査（1995年）、社会生活基本調査（1997年）、第1回全国家族調査【NFR98】（1998年）、JGSS 調査（2000年）などと多様であり、それに伴い、調査の実施方法や規模や時期が異なり、精度にもバラつきがあること、検証に用いられている変数や変数を得るための質問文や回答選択肢の構成も異なっていることなどに、起因していると推察される。

分析に用いられる変数の違い、変数を得るための質問の仕方、調査が行われた時点の社会状況などによって、検証結果が異なってくるのは、ある意味、当然のことであろう。そうした意味で、

様々なデータソースを用いて、多様な分析枠組みから、継続的に分析、検証が行われ、知見が蓄積されていく必要があるといえる。

### 3. 本稿における分析の特徴と意義

本稿で分析に用いるデータの特性と分析の切り口の特徴について説明したい。

今回使用するデータは、夫婦ではなく個人を単位として収集されたものであり、被説明変数にあたる家事の実施頻度に関しては、回答者本人の実施頻度について尋ねたものである<sup>21)</sup>。このため、夫婦間の家事分担のバランスを規定する要因について直接検討することはできない。家事分担をめぐる夫婦間の相対的な力学を俎上に載せることができないという意味では、限界のある分析であるといえる。一方で、個人単位の家事実施頻度を分析することにも相応のメリットがあると考えられる。たとえば、夫婦間の相対的な家事分担の比率が一定のままでも、外食や中食、クリーニング、食材セットの宅配サービスの利用、お掃除ロボットや食洗器の購入、などによって、炊事、洗濯、買い物、掃除の絶対量を減らすことは可能である。代替資源説では、主に親からのサポートが注目されているが、市場からのサービスや家事支援機器の購入といったオプションも存在している。個人単位の家事実施頻度を被説明変数とすることで、上記の要因による絶対量の変化を分析に反映させることが可能になる。

先行研究のほとんどで、被説明変数として用いられているのは、トータルでみた場合の家事の分担割合や実施頻度である。しかしながら、同一の規定要因に影響されて、あらゆる家事の実施頻度が一応に増加または減少するとは考えにくい。家事の種別ごとに、実施に要する時間的コスト、必要とされるスキルの水準、延期による省力化が可能かどうか、週末にまとめて実施できるかどうか、などは異なっており、それに応じて受ける影響も異なることが予想される。本稿では、家事の種別ごとに、どのように影響が異なるのかを明らかにする目的で、7種類の家事、育児、ケアのそれぞれに関して、アメリカを中心とした先行研究で検討されてきた時間制約説、性別役割イデオロギー説、相対的資源説のそれぞれについて、検証を行う。

工藤（2015）でレビューの対象となっている文献17編のうち、6仮説すべてについて検証を試みているのは、永井（2001）、久保（2009）、久保（2012）、久保（2014）<sup>22)</sup>の4編に限られる。そのうち3編は男性の家事・育児の実施頻度のみを分析の対象としており、男女両性の家事実施について分析をおこなっているのは久保（2009）に限られる。今回使用するデータでは、情緒関係説以外の5仮説について、分析の俎上に載せることが可能であり、トータルでみた場合の日常的な家事の実施頻度スコアを被説明変数として、男女両性の家事実施頻度について総合的な分析を行う<sup>23)</sup>。

個票レベルの調査データを用いた家事実施に関する実証的な研究は、日本では、それほど行われておらず、女性の多重負担の実態を明らかにし、家事分担における課題を析出することの意義は小さくないと考える。

## 4. アンケート調査の概要と仮説の検証に用いる変数

### 1) アンケート調査の概要

福井県は、18歳以上の福井県民から無作為抽出した2000人を対象とする「男女共同参画に関する県民調査」を、2015年8月から9月にかけて、郵送法で実施した。有効回収数は1076件（回収率53.8%）であった。今回の分析では、この内、配偶者と同居している男女749件のデータを使用する。回収率に関しても、データ数に関しても、仮説の検証に十分に耐えうる水準をクリアしていると考えられる。分析対象者の属性は表1の通りである。

### 2) 仮説の検証に用いる変数

性別役割イデオロギー説の検証に関しては、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛否の程度（以下、「性別役割規範」と表記）、ならびに、男性が家事を担うことについての考え方（以下、「男性の家事分担」と表記）を説明変数として使用する。時間制約説の検証に関しては、「週当たりの勤務時間」の長さを説明変数として使用する<sup>24)</sup>。相対的資源説の検証に関しては、夫婦の就労形態について、家計の支え手が「夫」の場合と「夫婦で共同」の場合の家事実施頻度の比較を行う<sup>25)</sup>。総合的な分析に際しては、これに加えて、ニーズ説に関して「末子の年齢（未就学かどうか）」を、代替資源説に関して「母親または配偶者の母親との同居」を、説明変数として投入する。

表1 分析対象者の属性

項目	カテゴリー	%
性別 (n=749)	女性	52.9
	男性	47.1
年齢 (n=746)	18～39歳	14.6
	40～59歳	40.2
	60歳以上	44.9
家計の支え手 (n=723)	夫	31.3
	夫婦で共同	59.8
	妻	5.3
	その他	3.7

## 5. 家事の実施状況

まず、家事や育児、介護の実施頻度について確認しておきたい。「食事のしたく」、「食事の後かたづけ」、「洗濯」、「掃除」、「ゴミ出し」、「育児」、「看護・介護」の7項目の実施頻度について、「いつもする」、「ときどきする」、「ほとんどしない」、「まったくしない」の4段階および「非該当」から選択してもらっている<sup>26)</sup>。男女別に度数とパーセントをまとめたものが表2である。7項目すべてで、両性間に1%水準の有意差があり、どの項目でも、男性に比べて女性の実施頻度が圧倒的に高い。

表2 性別と家事の実施頻度の関係

		いつもする	ときどきする	ほとんどしない	まったくしない	有意確率 (両側)
食事のしたく	女性(n=380)	87.6	10.5	1.8	0.0	0.000
	男性(n=329)	4.9	32.8	36.8	25.5	
食事の後かたづけ	女性(n=380)	90.2	8.7	1.1	0.0	0.000
	男性(n=379)	12.9	45.6	25.2	16.2	
洗濯	女性(n=379)	91.0	7.4	1.6	0.0	0.000
	男性(n=328)	7.9	22.9	29.0	40.2	
掃除	女性(n=375)	77.9	21.3	0.8	0.0	0.000
	男性(n=332)	11.7	46.1	27.7	14.5	
ゴミ出し	女性(n=369)	55.3	22.8	14.6	7.3	0.001
	男性(n=331)	43.5	25.4	15.1	16.0	
育児	女性(n=166)	82.5	12.0	2.4	3.0	0.000
	男性(n=147)	19.7	48.3	15.0	17.0	
看護・介護	女性(n=92)	48.9	28.3	8.7	14.1	0.000
	男性(n=82)	15.9	22.0	32.9	29.3	

「育児」、「看護・介護」に関しては、非該当の割合が高いため、残りの「食事のしたく」、「食事の後かたづけ」、「洗濯」、「掃除」、「ゴミ出し」の5項目に関して、「いつもする」、「ときどきする」、「ほとんどしない」、「まったくしない」の順に、それぞれ4から1までの点数を与え、合計したものを「日常的家事の実施スコア」とする。両性の平均値を比べたものが表3である。両性間に1%水準で有意差があり、男性に比べて女性の実施頻度が高いことが確認できる。

表3 日常的家事の実施スコアの両性比較

性別	度数	平均値	標準偏差	有意確率 (両側)
女性	366	18.69	3.440	0.000
男性	319	12.18	1.618	

7項目の実施頻度の相互関係を確認するために、男女それぞれについて、項目間の順位相関係数(Spearman)を算出したものが、表4、表5である<sup>27)</sup>。

女性の場合、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ」、「洗濯」、「掃除」、「ゴミ出し」の5項目間に、すべて1%水準で有意な相関が見られる。日常的な家事に関して、いずれかの実施頻度が高い女性は、残りの家事の実施頻度も高いという傾向が確認できる。一方、「育児」と有意な相関を示すのは「食事のしたく」の1項目、「看護・介護」と有意な相関を示すのは「掃除」と「育児」の2項目に限られる。「育児」と「看護・介護」に関して、本人の嗜好や適性にかかわらず、必要になった場合、女性が実施の中心にならざるをえないという実情が反映されていると推察される。0.4以上の比較的強い相関を示すのは、3つのペアに限られる。

表4 家事の実施頻度の相互関係（女性）

		食事の 後かたづけ	洗濯	掃除	ゴミ出し	育児	看護・介護
食事の したく	相関係数	0.435	0.507	0.388	0.228	0.234	0.113
	有意確率(両側)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.285
	度数	379	379	375	369	166	92
食事の 後かた づけ	相関係数		0.366	0.281	0.214	0.099	0.052
	有意確率(両側)		0.000	0.000	0.000	0.205	0.623
	度数		379	375	369	166	92
洗濯	相関係数			0.358	0.139	0.118	0.137
	有意確率(両側)			0.000	0.008	0.129	0.193
	度数			375	369	166	92
掃除	相関係数				0.173	0.053	0.226
	有意確率(両側)				0.001	0.496	0.033
	度数				366	166	90
ゴミ出し	相関係数					-0.094	0.044
	有意確率(両側)					0.230	0.678
	度数					164	90
育児	相関係数						0.469
	有意確率(両側)						0.001
	度数						51

男性の場合、7項目すべての間に1%水準で有意な相関が見られる。いずれかの項目の実施頻度の高い男性は、残りの項目の実施頻度も高いという傾向が確認できる。0.4以上の比較的強い相関を示すペアの数は、女性の3つに対して、男性では12に増加する。家事をする男性はするし、しない男性は徹底的にしない、という傾向が確認できる。

表5 家事の実施頻度の相互関係（男性）

		食事の 後かたづけ	洗濯	掃除	ゴミ出し	育児	看護・介護
食事の したく	相関係数	0.558	0.413	0.351	0.231	0.258	0.422
	有意確率(両側)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000
	度数	326	323	327	324	145	81
食事の 後かた づけ	相関係数		0.511	0.552	0.308	0.422	0.457
	有意確率(両側)		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	度数		327	329	327	147	81
洗濯	相関係数			0.493	0.289	0.369	0.465
	有意確率(両側)			0.000	0.000	0.000	0.000
	度数			326	324	147	80
掃除	相関係数				0.343	0.427	0.494
	有意確率(両側)				0.000	0.000	0.000
	度数				327	147	82
ゴミ出し	相関係数					0.289	0.502
	有意確率(両側)					0.000	0.000
	度数					146	80
育児	相関係数						0.392
	有意確率(両側)						0.000
	度数						65

性別ごとに、年齢と家事の実施頻度の関係を確認したものが表6である<sup>28)</sup>。男女とも子育て期にあたる年代で「育児」の実施頻度が高いことが確認できる（1%水準で有意）。それ以外では、女性で年齢が低いほど「ゴミ出し」の実施頻度が低く（1%水準で有意）、男性で年齢が高いほど食事のしたくの実施頻度が高い（5%水準で有意）。

表6 年齢と家事の実施頻度の関係

			食事のしたく	食事の後かたづけ	洗濯	掃除	ゴミ出し	育児	看護・介護
女性	年齢	相関係数	0.048	-0.005	0.017	0.092	0.242	-0.502	0.082
		有意確率(両側)	0.351	0.921	0.739	0.077	0.000	0.000	0.439
		度数	379	378	378	374	368	166	92
男性	年齢	相関係数	0.109	-0.007	-0.049	0.033	0.022	-0.609	0.110
		有意確率(両側)	0.049	0.894	0.374	0.556	0.697	0.000	0.327
		度数	327	331	327	330	329	146	82

## 6. 「性別役割規範」、ならびに、「男性の家事分担」との関係

次に、「性別役割規範」、ならびに、「男性の家事分担」についてみていきたい。

「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否について、男女別に集計すると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた「賛成派」は男性で51.2%、女性で33.7%、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた「反対派」は男性で48.8%、女性で66.7%であり、1%水準の有意差があり、男性で賛成するものが多い<sup>29)</sup>。

「男性の家事分担」への賛否について、男女別に集計すると、「積極的にするほうがよい」と「なるべくするほうがよい」を合わせた「肯定派」は男性で88.7%、女性で96.8%、「あまりしないほうがよい」と「するべきでない」を合わせた「否定派」は男性で12.3%、女性で3.2%であり、1%水準の有意差があり、女性で賛成するものが多い<sup>30)</sup>。

「性別役割規範」と「男性の家事分担」の関係について、男女とも「性別役割規範」に否定的なものほど、「男性の家事分担」に肯定的な傾向が確認でき、比較的大きな相関をしめす(Spearmanの順位相関係数は、女性が-0.359、男性が-0.389で、いずれも1%水準で有意)。

「性別役割規範」ならびに「男性の家事分担」と年齢の関係について、男女別にまとめたものが表7である。女性では、年齢と「性別役割規範」の間に有意な相関は確認できず、「男性の家事分担」との間に負の相関が見られ、年齢が若い女性ほど「男性の家事分担」に肯定的な傾向が確認できる（1%水準で有意）。男性では、年齢と「性別役割規範」の間に正の相関が見られ、高齢の男性ほど「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する

表7 年齢と「性別役割規範」、「男性の家事分担」の関係

			年齢
女性	性別役割規範	相関係数	0.093
		有意確率(両側)	0.086
		度数	346
	男性の家事分担	相関係数	-0.148
有意確率(両側)		0.004	
度数		376	
男性	性別役割規範	相関係数	0.121
		有意確率(両側)	0.034
		度数	310
	男性の家事分担	相関係数	-0.200
有意確率(両側)		0.000	
度数		330	

傾向が確認できる（5%水準で有意）。「男性の家事分担」との間には負の相関が見られ、若い男性ほど「男性の家事分担」に肯定的な傾向が確認できる（1%水準で有意）。

「性別役割規範」ならびに「男性の家事分担」への賛否と家事の実施頻度の関係を男女別にまとめたものが表8である。

表8 「性別役割規範」ならびに「男性の家事分担」への賛否と家事の実施頻度の関係

			食事のしたく	食事の後かたづけ	洗濯	掃除	ゴミ出し	育児	看護・介護
女性	性別役割規範	相関係数	0.047	-0.017	0.038	0.095	0.037	0.061	0.105
		有意確率(両側)	0.389	0.753	0.487	0.083	0.501	0.466	0.337
		度数	337	337	337	333	368	146	85
	男性の家事分担	相関係数	0.029	-0.030	0.077	0.046	-0.100	0.160	0.079
		有意確率(両側)	0.581	0.575	9.143	0.381	0.061	0.042	0.465
		度数	365	364	364	360	354	162	88
男性	性別役割規範	相関係数	-0.119	-0.188	-0.124	-0.193	-0.081	-0.255	-0.162
		有意確率(両側)	0.042	0.001	0.035	0.001	0.166	0.003	0.157
		度数	294	295	291	296	293	130	77
	男性の家事分担	相関係数	0.293	0.342	0.314	0.255	0.154	0.511	0.168
		有意確率(両側)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.006	0.000	0.139
		度数	313	316	310	315	314	139	79

女性の場合、「男性の家事分担」への賛否が「育児」の実施頻度と5%水準で正の相関を示すのみで、他に有意な相関は確認されない<sup>31)</sup>。女性が、「性別役割規範」に否定的であっても、「男性の家事分担」に肯定的であっても、家事の実施頻度の抑制にはつながらない。

一方、男性の場合、「性別役割規範」に否定的なものほど、5項目の実施頻度が有意に高く、「男性の家事分担」に肯定的なものほど、6項目の実施頻度が有意に高い。平等志向の強い男性は、そうでない男性比べて、積極的に家事を分担していることが確認できる。

1) 男性の場合、固定的な性別役割分業に否定的になれば、多くの家事で実施頻度が向上すること、これに対して、2) 女性が固定的な性別役割分業に否定的な意識を持って、ほとんど家事の実施頻度に影響を与えないこと、が確認された。対照的な影響関係が検証されたことになる。その理由については、まとめの部分で改めて考察したい。

## 7. 週当たりの勤務時間との関係

今回の調査では、有業者に週当たりの勤務時間を11段階に分けて尋ねている<sup>32)</sup>。5段階にまとめ直したものを男女別に集計したものが表9である。1%水準で有意差があり、女性に比べて男性の勤務時間が長い傾向が確認できる。

年齢と週当たりの勤務時間の関係について、男女別にみると、女性では有意な相関が見られないが、男性では Spearman の順位相関

表9 性別と週当たりの勤務時間の関係（有業者）

	10時間未満	20時間未満	30時間未満	40時間未満	40時間以上	有意確率(両側)
女性(N=229)	14.0	8.7	17.0	23.6	36.7	0.000
男性(N=160)	8.8	4.4	8.8	12.5	65.6	



係数が-0.375と、比較的大きな負の相関が見られ（1%水準で有意）、年齢の若い男性ほど勤務時間が長い傾向が確認できる。

週当たりの勤務時間と家事の実施頻度の関係について、無業者を含めて、男女別にまとめたものが表10、有業者に限定して、男女別にまとめたものが表11である<sup>33)</sup>。

表10 週当たりの勤務時間と家事の実施頻度との関係（無業者を含む）

			食事の したく	食事の後 かたづけ	洗濯	掃除	ゴミ出し	育児	看護・ 介護
女性	週当たりの 勤務時間	相関係数	-0.128	-0.003	-0.138	-0.111	-0.133	0.183	-0.040
		有意確率(両側)	0.015	0.953	0.009	0.038	0.013	0.022	0.711
		度数	357	356	356	352	347	156	87
男性	週当たりの 勤務時間	相関係数	-0.046	0.006	0.052	-0.001	-0.111	0.458	-0.044
		有意確率(両側)	0.495	0.924	0.439	0.984	0.097	0.000	0.747
		度数	222	228	223	225	225	97	56

表11 週当たりの勤務時間と家事の実施頻度との関係（有業者）

			食事のし たく	食事の後 かたづけ	洗濯	掃除	ゴミ出し	育児	看護・ 介護
女性	週当たりの 勤務時間	相関係数	-0.155	-0.049	-0.133	-0.118	-0.036	-0.026	0.037
		有意確率(両側)	0.021	0.464	0.048	0.078	0.595	0.786	0.800
		度数	223	223	223	223	221	111	50
男性	週当たりの 勤務時間	相関係数	-0.060	0.014	0.089	0.012	0.002	0.318	-0.289
		有意確率(両側)	0.495	0.868	0.274	0.883	0.984	0.004	0.067
		度数	153	155	154	156	154	80	41

無業者を含めた場合、女性では、「食事のしたく」、「洗濯」、「掃除」「ゴミ出し」と有意な負の相関が見られ、勤務時間が長い女性ほど、これらの実施頻度が低くなる傾向が確認できる。これに対して、「育児」は、男女とも正の相関を示す。

有業者に限った分析では、女性では、「食事のしたく」、「洗濯」と有意な負の相関が見られ、勤務時間が長いほど、これらの実施頻度が低くなる傾向が確認できる。男性の場合、「育児」のみで正の相関が見られる<sup>34)</sup>。

1) 女性の場合、週当たりの勤務時間が長くなると、いくつかの家事で実施頻度が低下すること、これに対して、2) 男性の場合、週当たりの勤務時間は家事の実施頻度に影響を与えないこと、が確認された。男性の家事実施頻度が、女性に比べて圧倒的に低く、勤務時間の長さに影響されるレベルに達していないことによるのではないかと推察される。

## 8. 夫婦における就労形態との関係

家計の支え手について、「夫」が31.3%、「夫婦で共同」が59.8%と、この2カテゴリーで全体の9割以上に達し、「妻」、「その他」といった回答は少なかった（表1）。以下では、「夫」と「夫婦で共同」の2カテゴリーについて分析を進めていく。

性別ごとに、家計の支え手と週当たりの勤務時間の関係を分析したものが表12である。女性では、家計の支え手が「夫」の場合、「夫婦で共同」の場合に比べて有意に勤務時間が短くなっている。男性では、家計の支え手の違いによって、有意差は見られない<sup>35)</sup>。

表 12 家計の支え手と週当たりの勤務時間の関係（有業者）

性別	家計の支え手	10 時間未満	20 時間未満	30 時間未満	40 時間未満	40 時間以上	有意確率 (両側)
女性	夫(n=59)	22.0	16.9	25.4	18.6	16.9	0.000
	夫婦で共同(n=147)	10.2	6.1	14.3	23.8	45.6	
男性	夫(n=46)	10.9	2.2	8.7	15.2	63.0	0.784
	夫婦で共同(n=103)	6.8	4.9	7.8	11.7	68.9	

女性について、家計の支え手が「夫」の場合と「夫婦で共同」の場合の家事の実施頻度の違いを分析したものが表 13 である。「食事のしたく」で 1% 水準、「洗濯」と「掃除」で 5% 水準の有意差が見られ、家計の支え手が「夫」の場合の実施頻度が高い。

男性について、同様の分析を行ったものが表 14 である。「食事のしたく」「食事の後かたづけ」「掃除」の 3 項目で 1% 水準、「洗濯」で 5% 水準の有意な差が見られ、家計の支え手が「夫婦で共同」の場合の実施頻度が高い。

妻の家計への貢献によって、実施頻度が影響を受ける項目は男女間でほぼ一致している。

家計の支え手が「夫」の場合について、男性と女性の家事の実施頻度の違いを分析したものが表 16、家計の支え手が「夫婦で共同」の場合について、同様の分析を行ったものが表 17 である。「夫婦で共同」の「ゴミ出し」以外のすべての項目で 1% 水準の有意な差があり、どの項目でも男性に比べて女性の実施頻度が圧倒的に高い。

女性の家計への貢献によって、男性の家事実施頻度はいくつかの項目で高まりはするが、女性の実施頻度に追いつくのは、実施に要する時間的なコストが少なく、求められるスキルも高くない「ゴミ出し」のような家事に限られる。

表 13 家計の支え手と家事の実施頻度の関係（女性）

		いつもする	ときどきする	ほとんどしない	まったくしない	有意確率 (両側)
食事のしたく	夫(N=126)	94.4	3.2	2.4	0.0	0.003
	夫妻で(N=206)	83.5	15.0	1.5	0.0	
食事の後かたづけ	夫(N=126)	94.4	5.6	0.0	0.0	0.139
	夫妻で(N=205)	88.3	10.7	1.0	0.0	
洗濯	夫(N=126)	95.2	4.8	0.0	0.0	0.049
	夫妻で(N=205)	87.8	9.8	2.4	0.0	
掃除	夫(N=126)	86.5	12.7	0.8	0.0	0.017
	夫妻で(N=202)	73.3	25.7	1.0	0.0	
ゴミ出し	夫(N=124)	57.3	20.2	14.5	8.1	0.678
	夫妻で(N=198)	52.0	25.8	15.2	7.1	
育児	夫(N=69)	81.2	13.0	1.4	4.3	0.446
	夫妻で(N=85)	85.9	9.4	3.5	1.2	
看護・介護	夫(N=34)	52.9	23.5	8.8	14.7	0.952
	夫妻で(N=48)	47.9	29.2	8.3	14.6	

表 14 家計の支え手と家事の実施頻度の関係 (男性)

		いつもする	ときどきする	ほとんどしない	まったくしない	有意確率 (両側)
食事のしたく	夫(N=90)	3.3	25.6	31.1	40.0	0.001
	夫妻で(N=206)	5.8	36.4	39.8	18.0	
食事の後かたづけ	夫(N=90)	10.0	36.7	28.9	24.4	0.009
	夫妻で(N=207)	15.5	50.2	22.7	11.6	
洗濯	夫(N=89)	4.5	24.7	19.1	51.7	0.015
	夫妻で(N=204)	9.3	22.1	33.3	35.3	
掃除	夫(N=91)	4.4	49.5	22.0	24.2	0.000
	夫妻で(N=208)	15.4	45.7	30.3	8.7	
ゴミ出し	夫(N=89)	38.2	25.8	13.5	22.5	0.192
	夫妻で(N=207)	46.9	24.6	15.5	13.0	
育児	夫(N=44)	13.6	47.7	15.9	22.7	0.245
	夫妻で(N=90)	23.3	51.1	14.4	11.1	
看護・介護	夫(N=23)	13.0	21.7	34.8	30.4	0.896
	夫妻で(N=51)	17.6	25.5	33.3	23.5	

表 15 性別と家事の実施頻度の関係 (家計の支え手が「夫」)

		いつもする	ときどきする	ほとんどしない	まったくしない	有意確率 (両側)
食事のしたく	女性(N=126)	94.4	3.2	2.4	0.0	0.000
	男性(N=90)	3.3	25.6	31.1	40.0	
食事の後かたづけ	女性(N=126)	94.4	5.6	0.0	0.0	0.000
	男性(N=90)	10.0	36.7	28.9	24.4	
洗濯	女性(N=126)	95.2	4.8	0.0	0.0	0.000
	男性(N=89)	4.5	24.7	19.1	51.7	
掃除	女性(N=126)	86.5	12.7	0.8	0.0	0.000
	男性(N=91)	4.4	49.5	22.0	24.2	
ゴミ出し	女性(N=124)	57.3	20.2	14.5	8.1	0.007
	男性(N=89)	38.2	25.8	13.5	22.5	
育児	女性(N=69)	81.2	13.0	1.4	4.3	0.000
	男性(N=44)	13.6	47.7	15.9	22.7	
看護・介護	女性(N=34)	52.9	23.5	8.8	14.7	0.006
	男性(N=23)	13.0	21.7	34.8	30.4	

表 16 性別と家事の実施頻度の関係（家計の支え手が「夫婦共同で」）

		いつもする	ときどきする	ほとんどしない	まったくしない	有意確率 (両側)
食事のしたく	女性(N=206)	83.5	36.4	39.8	18.0	0.000
	男性(N=206)	5.8	36.4	39.8	18.0	
食事の後かたづけ	女性(N=205)	88.3	10.7	1.0	0.0	0.000
	男性(N=207)	15.5	50.2	22.7	11.6	
洗濯	女性(N=205)	87.8	9.8	2.4	0.0	0.000
	男性(N=204)	9.3	22.1	33.3	35.3	
掃除	女性(N=202)	73.3	25.7	1.0	0.0	0.000
	男性(N=208)	15.4	45.7	30.3	8.7	
ゴミ出し	女性(N=198)	52.0	25.8	15.2	7.1	0.244
	男性(N=207)	46.9	24.6	15.5	13.0	
育児	女性(N=85)	85.9	9.4	3.5	1.2	0.000
	男性(N=90)	23.3	51.1	14.4	11.1	
看護・介護	女性(N=48)	47.9	29.2	8.3	14.6	0.001
	男性(N=51)	17.6	25.5	33.3	23.5	

## 9. 5 仮説を総合した分析

次に、これまで検討してきた3つの要素（性別役割、週当たりの勤務時間、家計の支え手）に、「年齢」、「末子の年齢」（未就学児かどうか）、「母または配偶者の母との同居」を説明変数として加え、サンプル全体、女性、男性の3グループに分けて、「日常的家事の実施スコア」を被説明変数とする重回帰分析を行う。サンプル全体に対しては、さらに「性別」を説明変数に加えた分析を行う<sup>36)</sup>。サンプル全体の分析に関して、前者をモデル1、後者をモデル2と呼ぶことにする。分析結果は表17の通りである<sup>37)</sup>。

表 17 重回帰分析結果

	標準化係数				
	全体		女性	男性	
	モデル1	モデル2			
性別		0.922 ***			
年齢	-0.173 **	0.026	0.064	0.048	
男性の家事分担への賛否	-0.480 ***	0.146 ***	-0.003	0.253 ***	
週当たりの勤務時間	-0.228 ***	-0.046	-0.138	-0.065	
家計の支え手	-0.038	0.079 *	-0.102	0.137	
未就学児の有無	-0.097	-0.013	-0.095	0.012	
母または配偶者の母との同居	-0.024	-0.041	-0.148 *	0.012	
F値	38.371 ***	113.716 ***	5.252 ***	3.107 **	
R2乗	0.343	0.644	0.105	0.102	

\*\*\*P < 0.001、\*\*P < 0.01、\*P < 0.05

サンプル全体の分析に関して、「性別」を説明変数に加えないモデル1では、家事実施頻度のうち3分の1程度が説明される。「性別」を説明に加えたモデル2では、家事の実施頻度の65%程度が説明可能になり、有意な説明変数として確認された「性別」、「男性の家事分担」、「家計の支え手」の3変数の中で、標準化係数の絶対値が格段に大きいのは「性別」である。家事の実施頻度に関して、これまで提案されてきた主要な5仮説（性別役割イデオロギー説、時間制約説、相対的資源説、ニーズ説、代替資源説）について、今回の分析に用いた変数の影響を排除したうえで、「女性である」、「男性である」という端的な事実の説明能力が突出して高いという結論が、総合的な分析から得られた<sup>38)</sup>。女性のみを対象とした分析では、「母または配偶者の母との同居」しているもので、家事の実施頻度が有意に低い。男性のみを対象とした分析では、「男性の家事分担」に賛成のものほど、家事の実施頻度が有意に高い。

## 10. まとめ

上野（1990）は、誰がどれだけ家事を実施するかは、最終的な「家庭責任」が誰に帰属されるかに規定されると20年以上前に喝破していたが<sup>39)</sup>、その構造は依然として変わっていないようにみえる。女性が家事、育児、介護の最終的な責任者であるという考え方が根強い現状では、表17に示されるように「女性」であるという事実が、そのまま家事の実施頻度の高さにつながってしまう。

性別役割イデオロギー説に関する分析からは、固定的な性別役割分業に対して、男性が否定的になれば、多くの家事で実施頻度が向上するのに対して、女性が否定的な意識を持っても、ほとんど実施頻度に影響を与えない、という極めて対照的な影響関係が検証された（表8）。女性に最終的な「家庭責任」があるとされている限り、男性が家事、育児、介護を実施しない（できない）のなら、そして、誰かが不払い労働としてそれを実施せざるをえないのなら、女性がする以外に選択肢がないという構造にはまり込むことになる。こうした構造の下では、女性の家事分担に関する平等志向の強さが、女性の家事実施頻度に影響を与えることは困難である。

食事の後かたづけを一切せずに、日常生活を継続していくとは不可能に近い。やがて、シンクに汚れた食器が山積みになり、食事を盛る容器が底をついてしまう。こうした事態を回避するため、男女のどちらかが、不本意ながら食器を洗わざるをえないとする。最終的な「家庭責任」が女性にあるとされており、女性自身もこうした通念から100%自由ではないとすれば、こうしたケースで、鬱屈した思いを抱きながらも、たとえば子どものために、食器を洗わざるをえなくなるのは、やはり女性の側なのではないだろうか。

時間制約説に関する分析からは、男性の平等志向の強さは、男性の家事の実施頻度を向上させはするが、実施頻度が高まるといっても、勤務時間の長さに影響されるレベルには達していないことが推察される（表10、表11）。表11からは、男性に応分の家事実施を期待しがたい現状において、有業の女性が勤務時間の長さを補うオプションとして、食事のしたくや洗濯に関して、外食や中食、クリーニングを利用し、家事の絶対量の削減をはかっていることが推察される。

相対的資源説に関して、共働きは、女性の家事実施を抑制し（表13）、男性の家事実施を促進するが（表14）、男性の実施頻度が、女性のそれに追いつく項目は、実施に要する時間的なコス

トがきわめて小さく、ほとんどスキルも要さない「ゴミ出し」のみに限られる（表 16）。

総合的な分析（表 17）からは、女性の家事実施頻度を有意に抑制するのは、「母または配偶者の母との同居」であり、女性に最終的な「家庭責任」が帰せられている限り、女性にとって頼りになるのは、女性間の分担でしかないという構造が透けてみえる。

表 2 に見られる男女間の圧倒的な実施頻度の格差は、このような構造の下に生み出されていると考えられる。

男性の家事実施頻度の向上に向けて、今回の分析からは、男性の平等意識の促進が有効であることが確認された（表 8、表 17）。家事の実施頻度を説明する要因の中で、「性別」が突出して説明能力が高いという事実からは、早期からのジェンダー平等教育の必要性が示唆される。女性の多重負担がさまざまな分野における方針決定過程への参加に与える影響については改めて検討したい。

## 注

- 1) 総務省「平成 22 年国勢調査」。http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/
- 2) 総務省「平成 22 年国勢調査」。http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/
- 3) 総務省「平成 22 年国勢調査」。http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/
- 4) 総務省「平成 22 年国勢調査」。http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/
- 5) 総務省「平成 22 年国勢調査」。http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/
- 6) 福井県「平成 27 年男女共同参画年次報告書」、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 25 年）
- 7) Shelton, B. A. and Jhon, D. The Division of Household Labor. *Annual Review of Sociology*, 22, 1996, pp.299-322.
- 8) 岩井紀子「夫の家事分担に関する日米比較研究－NFHS と神戸調査」石原邦雄（研究代表者）『公共利用マイクロデータの活用による家族構造の比較研究－米国 NSFH 調査データの利用を通して－』1997 年、29-44 頁。
- 9) 工藤寧子「夫婦の家事分担に関する文献レビュー」『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』第 54 号、2015 年、58-64 頁。この論文は、論文検索サイト CiNii で、1997 年から 2014 年までの 18 年間について、「共働き」「家事労働」「家事分担」「アンパイドワーク」「生活時間」「性別役割分業」「家事」「夫婦関係」「育児支援」「夫婦」をキーワードに検索をおこない、得られた 17 編の文献を精査したものである。
- 10) 稲葉昭英「どんな男性が家事・育児をするのか？－社会階層と男性の家事・育児参加－」『現代日本社会階層調査研究資料集：1995 年 SSM 調査報告書』4、1998 年、467-508 頁。
- 11) 永井暁子「夫の育児遂行の要因」岩井紀子編『現代日本の夫婦関係』家族生活についての全国調査（NFR98）報告書 No2-3、2001 年、185-196 頁
- 12) 久保桂子「フルタイム共働き夫婦の家事分担と性役割意識」『千葉大学教育学部研究紀要』第 57 号、2009 年、275-302 頁。
- 13) 高橋桂子「仕事と家庭の葛藤が転職意識に与える影響：共分散構造分析による検討」『経営行動科学学会年次大会：発表論文集』14、2011 年、128-133 頁。

- 14) 裴智恵「日本と韓国における男性の育児参加」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第68号, 2009年, 59-73頁。
- 15) 平田道憲「共働き世帯と非共働き世帯の夫婦のワーク時間の時系列変化－家族類型からみた分析－」『広島大学大学院教育研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』第56号, 2007年, 297-302頁。
- 16) 貴志倫子・平田道憲「夫婦の家事労働時間に与える家事労働に関する態度の影響」『日本家政学会誌』50(9), 1999年, 915-924頁。
- 17) 高橋桂子「既婚女性の就業選択と性別役割意識」『日本家政学会誌』58(11), 2007, 709-718頁。
- 18) 松田茂樹・鈴木征男「夫婦の労働時間と家事時間の関係－社会生活基本調査の個票データを用いた夫婦の家事時間の規程要因分析－」『家族社会学研究』13(2), 2002年, 521-528頁。
- 19) 西川真規子「夫婦の労働供給に関する一考察－JGSS-2000データによる検討－」『JGSS研究論文集 [1] 日本版 General Social Surveys 研究論文集 1 (東京大学社会科学研究所資料第20集)』, 2002年, 33-44頁。
- 20) 久保桂子「共働き夫婦における親族の育児支援と夫の育児参加－子どもの病気時の育児を中心に－」『日本家政学会誌』63(7), 2012年, 369-378頁。
- 21) 福井県は、一般世帯に占める三世帯同居の比率が17.5%と全国平均の7.1%を大きく上回り、全国第2位となっており(平成22年国勢調査)、代替資源説に示されているように、家事労働の分担が夫婦間で完結するとは限らないことから、このような尋ね方を採用した。
- 22) 久保桂子「共働き夫婦の夫の家庭生活への関与を妨げる仕事の状況」『千葉大学教育学部研究紀要』第62号, 2014年, 271-276頁。
- 23) 被説明変数として、トータルでみた日常的な家事の実施頻度スコアを採用するのは、7種類の家事の実施頻度に関する回答が、そのままでは4段階の順序尺度(質的データ)であり、回帰分析の被説明変数として適切ではないという、統計処理上の理由による。
- 24) 福井県の特徴として、職住近接があげられ、通勤時間が30分未満のものが大多数を占める。このため、時間的な制約を考えるうえで、通勤時間は主要な要素ではないと考えられる。
- 25) 相対的資源説を検討するうえで、働き方が正規雇用か非正規か、夫婦の収入の差がどの程度か、などは重要な要素であると考えられるが、今回分析に用いるデータセットにはそうした質問項目は含まれていない。今後の課題としたい。
- 26) 家事の実施頻度に関して、「非該当」という回答を除き、「いつもする」、「ときどきする」、「ほとんどしない」、「まったくしない」という回答に、順に4から1までの数値を与え、4段階の順序尺度として分析に用いる。
- 27) 5%水準以下で有意な相関を示すセルに網掛け、0.4以上の相関を示すセルは太字での表記を施している。
- 28) 年齢に関しては、調査票への記入を求めている平成27年4月1日現在の満年齢をそのまま分析に用いる。
- 29) 「性別役割規範」に関して、「わからない」という回答を除き、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「反対」という回答に、順に4から1までの数値を与え、

4段階の順序尺度として分析に用いる。

- 30) 「男性の家事分担」に関して、「わからない」という回答を除き、「積極的にするほうがよい」、「なるべくするほうがよい」、「あまりしないほうがよい」、「するべきでない」という回答に、順に4から1までの数値を与え、4段階の順序尺度として分析に用いる。

- 31) 「男性の家事分担」に肯定的な女性ほど、「育児」の実施頻度が高いという相関は一見すると奇妙だが、年齢の若い女性ほど「育児」の実施頻度が高いこと（表6）、年齢の若い女性ほど「男性の家事分担」に肯定的であること、による疑似相関が疑われる。年齢を制御変数にして、「男性の家事分担」と「育児」の偏相関分析を行うと、女性の相関は有意でなくなる。

年齢を制御変数にした偏相関分析

			育児
女性	男性の家事分担	相関係数	0.106
		有意確率(両側)	0.179
		度数	159
男性	男性の家事分担	相関係数	0.348
		有意確率(両側)	0.000
		度数	135

- 32) 「5時間未満」、「5～10時間未満」、「10～15時間未満」、「15～20時間未満」、「20～25時間未満」、「25～30時間未満」、「30～35時間未満」、「35～40時間未満」、「40～48時間未満」、「48～54時間未満」、「54時間以上」という回答に順に1から11までの数値を与え、11段階の順序尺度として分析に用いる。
- 33) 表10の分析では無業者の勤務時間に0の数値を与えている。

- 34) 勤務時間が長いほど「育児」の実施頻度が高いという相関は奇妙だが、若い男性ほど「育児」の実施頻度が高いこと（表6）、若い男性ほど週当たりの勤務時間が長いこと（表9）、による疑似相関である可能性が高い。年齢を制御変数にして、週当たりの勤務時間と「育児」の偏相関分析を行うと、男性の相関は有意でなくなる。

年齢を制御変数にした偏相関分析（有業者）

			育児
女性	週当たりの勤務時間	相関係数	-0.046
		有意確率(両側)	0.568
		度数	153
男性	週当たりの勤務時間	相関係数	0.068
		有意確率(両側)	0.515
		度数	93

- 35) 家計の支え手ごとに、両性の勤務時間を比較すると、支え手が「夫」である場合も、「夫婦共同」である場合も、男性の勤務時間の方が長い（それぞれ1%水準で有意）。

家計の支え手と週当たりの勤務時間の関係（有業者）2

家計の支え手	性別	10時間未満	20時間未満	30時間未満	40時間未満	40時間以上	有意確率(両側)
夫	女性(n=59)	22.0	16.9	25.4	18.6	16.9	0.000
	男性(n=46)	10.9	2.2	8.7	15.2	63.0	
夫婦で共同	女性(n=147)	10.2	6.1	14.3	23.8	45.6	0.007
	男性(n=103)	6.8	4.9	7.8	11.7	68.9	

- 36) 性役割に関しては、「性別役割規範」と「男性の家事分担」の間に、比較的大きな相関が確認された。多重共線性の問題を回避するため、表8の分析でより多くの項目と有意な相関が確認された「男性の家事分担」を説明変数として採用する。「性別」、「家計の支え手」、「母または配偶者の母との同居」に関しては、それぞれ、「女性」、「夫婦で共同」、「同居」を1



としたダミー変数を使用する。「男性の家事分担」と「家計の支え手」に関して、男性と女性で、逆向きの影響を及ぼすことが予想されるため、サンプル全体の分析に際しては、女性に関して数値を逆転させたものを用いる。「週当たりの勤務時間」に関しては、無業者の勤務時間を0としたものを用いる。

- 37) 多重共線性を診断する VIF 値について、著しく値が高い独立変数はみられず、多重共線性のおそれはないと考えられる。

多重共線性の診断

	VIF			
	全体		女性	男性
	モデル 1	モデル 2		
性別		2.827		
年齢	2.270	2.401	2.182	2.666
男性の家事分担への賛否	1.316	2.621	1.040	1.068
週当たりの勤務時間	1.523	1.632	1.692	1.642
家計の支え手	1.223	1.267	1.257	1.058
未就学児の有無	1.664	1.687	1.638	1.892
母または配偶者の母との同居	1.121	1.122	1.124	1.182

- 38) サンプル全体の分析に関して、モデル1では、「年齢」、「男性の家事分担」、「週当たりの勤務時間」の3つが、モデル2では、「性別」、「男性の家事分担」、「家計の支え手」の3つが、有意な説明変数として確認された。モデル1とモデル2を比較すると、1) モデル1で有意な説明変数であった「年齢」と「週当たりの勤務時間」が、モデル2では有意でなくなり、2) 「男性の家事分担」では、符号が逆転し、3) モデル1では有意な説明変数でなかった「家計の支え手」が、モデル2では有意な説明変数になっている。なぜ、このような違いが生じるのかについて、4) 女性の家事実施頻度が男性に比べて圧倒的に高いこと、5) 回答者の平均年齢は、男性が57.4歳、女性が54.6歳と、女性の方が1%水準で有意に低こと、6) 「週当たりの勤務時間」は、男性の方が有意に長こと、7) 「男性の家事分担」に賛成するものの割合は、男性よりも女性で高こと、によって説明される。具体例を挙げれば、モデル1では「年齢が若いほど、家事の実施頻度が高い」という相関が確認されているが、これは、回答者の平均年齢が女性の方が若く、かつ、女性の家事実施頻度が男性よりも高いことによる疑似相関であると考えられる。男女別に年齢と家事の実施頻度の関係を分析した表6からは、そうした傾向は確認されない。「性別」を説明変数として投入したモデル2の分析からは、上記のような「性別」を介した疑似相関が排除されている。

- 39) 上野千鶴子『家父長制と資本主義 マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店、1990年。

# 日本的偶像雜誌中的非性別對稱性 －讀者投書之變遷分析

田 島 悠 来  
(同志社大学)

本稿針對 1980 年代創刊的偶像雜誌，探討了偶像文化的性別問題。具體來說，以『POTATO』『Duet』『Wink up』這三種針對女性讀者的偶像雜誌，以及針對男性讀者的『BOMB』雜誌來做比較。從讀者投書頁面中去分析媒體中針對女性以及針對男性的內容有何不同，這兩者分別劃分出什麼樣的性別規範，以及歷史變遷中有何變化。

結果顯示，首先，發現針對女性讀者以及男性讀者的雜誌具有截然不同的表現形式。從 80 年代創刊的偶像雜誌，將男女讀者對象區分的意義在於，以生物學的性別觀點將讀者區分開後，在文本中強化了「是女／男性就應該要這樣」的非對稱性。讀者在這樣閱讀過程中同時被強化性別區分意識。

另一個問題在於，兩種類型的雜誌呈現了異性戀的性別規範，也就是針對女性的雜誌強調戀愛關係，針對男性的雜誌則強調性關係。從偶像雜誌可以看出日本的近代化產物異性戀規範超越時代變遷再度被生產。但是與其說讀者是被規範強化，也可以說她／他們是自行選擇了遵守這個規範。

2000 年代過後，女性的偶像雜誌中的讀者投書有了顯著變化，以傑尼斯偶像的插畫投稿為主，變成為傑尼斯迷的交流頁面。此意義在於，雖然女性所主導的流行文化被限定為私領域，但仍然表現出女性同性之間的文化實踐之積極性。

# 日本の「アイドル誌」におけるジェンダー非対称性 ——読者ページの変遷の分析から——

田 島 悠 来  
(同志社大学)

## 1. はじめに

「アイドル」文化は日本のメディアが形成する代表的なポピュラーカルチャーの1つである<sup>1)</sup>。同時に、「アイドル」は過度にジェンダー化された存在であるがゆえに、日本のポピュラーカルチャーが抱えるジェンダー問題を内包していることは、これまでも度々指摘されてきた(小倉 1989; Wolf 2004; Galbraith&Karin 2012; 田島 2012a)。

日本の「アイドル」は、一般家庭にカラーテレビが普及し始める 1970 年代初頭に、同時期に放送を開始した『スター誕生!』(日本テレビ系、1971 年放送開始)をはじめとするテレビの音楽番組から若くて親しみを感じられるような 10 代の男女の歌手が数多く輩出されたことがその起源とされている(小川 1988; 稲増 1989; 太田 2011; 田島 2012a)。大衆娯楽誌の『平凡』(凡人社→平凡出版、1945 年創刊)および『明星』(集英社、1952 年創刊)が「アイドル誌」として、それらの歌手に焦点を当てた誌面づくりを展開し多くの読者を抱え躍進期を迎えるのも 70 年代のことである(阪本 2008; 田島 2012b)。70 年代には、「アイドル」と同年代の中高生を軸とする学校に通う男女双方の若者が、音楽番組を視聴したり、「アイドル誌」を読んだり、ジェンダーを超えて共に「アイドル」を受容するメディア空間が存在していた。

80 年代になると、『平凡』『明星』の人気を受けて、『明星』の集英社と、学習研究社(以下学研)を中心に後発の「アイドル誌」が相次いで発刊されることになる。ただし、これら後発の雑誌群は、『平凡』『明星』が比較的男女両方の読者に読まれていたことに比べると、学校に通う年代が読者の中核をなしているという共通点はあるものの、男性読者に向けて「女性アイドル」の情報を伝達するもの(以下「男子向け」、女性読者に向けて「男性アイドル」の情報を伝達するもの(以下「女子向け」というように、創刊当初から、「アイドル」と異性の読者という組み合わせで男女別にジャンル分けされるようになっていくことが特徴的である。

一方、87 年 12 月号をもって『平凡』が休刊、そして音楽番組も 80 年代末までに姿を消すなかで、『平凡』とともに「アイドル誌」の両翼を担っていた『明星』は、80 年代の「ジャニーズ」<sup>2)</sup>の台頭を受けて 92 年より誌名を『Myojo』に変更するとともに、95 年頃を境に「ジャニーズ」のファンである中高生の女子に向けた専門誌的な役回りを担うに至った(田島 2013; 2016)。『明星』にみられるこのような変化は、『明星』が独自で切り開いた道であったというよりは、「女子向け」雑誌群が行ったことを『明星』が後追いつたと捉える方が妥当である(田島 2016)。『明星』と後発の「女子向け」雑誌群は、「ジャニーズ」に特化した「ドル誌」と呼ばれ、出版不況が叫ばれる現在も一定の読者を獲得し続けている<sup>3)</sup>。片や「男子向け」は 90 年代初頭には休刊・廃

刊へと追い込まれている。

以上から、雑誌メディアを手がかりに日本の「アイドル」文化の変容を読み解くと、80年代を1つの分岐点として、ジェンダーによるセグメント化が進行したと見ることができよう。80年代は、消費社会の到来とともに差異化が希求されるなかで、雑誌メディアに関しても出版点数が増加し、読者の属性や趣味嗜好に合わせたジャンルの細分化が加速した。そうした流れに沿う形で、「アイドル誌」においても細分化、つまりは、ジェンダーによるセグメント化が進行したと見られる（田島 2016）。そして、その移り変わりを論じるうえで示唆に富むのは『明星』ではなく、『明星』の変化を先導した後発の雑誌群である。そこで、本稿では、「アイドル」文化をめぐるジェンダーの諸問題を考察するにあたり、『平凡』や『明星』に関する阪本や田島による一定の研究蓄積がある一方で、これまで研究の対象とはぼなってこなかった後発の雑誌群に目を向ける。

## 2. 研究の視座

これまで、ジェンダーとメディアないしジェンダーとポピュラーカルチャーの研究領域からは、ジェンダーにまつわる社会的現実を形作る上でのメディアの重要性や、それゆえ、偏った（ステレオタイプ化された）メディア表象を是正する必要性が説かれてきた。さらに、「ポップカルチャーがしばしば、女性向け、男性向けと性別にセグメント化されており、それゆえに読者や視聴者、とりわけアイデンティティの形成期を迎える若者に、既存の「女性性」「男性性」を刷り込み、再生産する可能性がある」（佐伯 2012：p.76）との指摘にみられるように、日本のメディアやポピュラーカルチャーは、生物学的な性差にしたがって峻別される傾向が強く、若年層のジェンダー構築に大きな影響力を持つばかりか、同性間の結束傾向を強化しつつ社会におけるジェンダー化を促進させるおそれが多分にある。特に雑誌メディアは、80年代に「雑誌の時代」と呼ばれた時期を経験し、出版点数の増加とともに読者の細分化に拍車がかかったことで、既存のマス4媒体のなかで、最もセグメント化が色濃いメディアとしてある。

以上を「アイドル」文化のコンテクストから捉えなおすと、前述のように、そのはじまりから男女で分離したものではなかったにもかかわらず、現在までに「女性アイドルと男性ファン/男性アイドルと女性ファン」と、いわば、送り手/受け手が異性間に固定化される状況が生み出されているのは、80年代に創刊した「アイドル誌」群が引き起こした部分が少なからずあるのではないかという問いが浮かび上がる。加えて、「アイドル」文化に限らずポピュラーカルチャー研究においては、それらの事象を論じる側も意識的か無意識的かそれぞれを分離して語ってしまっている（田中 2012）がために、「ジャンル」自体が有するジェンダー性は不問にされてしまっているという問題も付きまとう。

石田（2000）は、こうした「ジャンル」の持つジェンダー性に自覚的になることが必要であるとする。Hall（1980）がメディアメッセージの読み手側の主体的で多様な読みの可能性を提示したように、石田によると、テキストは複数の意味の可能性を有しているが、一方でジャンルはテキストに対して「優先された読みを能率よく構造化し、再構築するのに役立つ」（石田 2000：p.122）機能を担う。しかし、井上（2009）は、石田の指摘したこうした「ジャンル」の特性は

認めつつ、そうした問題を抱えるがゆえに、読み手側の欲望や意識が直截にフィードバックされ、ジェンダーやセクシュアリティ規範をめぐるせめぎあいが顕在化しやすい側面もあるのではないかとジェンダーの視点からメディアジャンルを批判的に分析することに有用性を見出している。

これらを踏まえ、本研究は80年代に創刊した「アイドル誌」群が、「女子向け」「男子向け」と男女別にジャンル分けされたことが「アイドル」文化のジェンダー化を加速させたという問題提起を出発点とする。そして、石田および井上の論に依拠し、「女子向け」「男子向け」というジャンルのメディアテキストの表現形式とはいかなるものなのか、どのような規範が顕在化してくるのか、以上は男女別で違いがあるのか、そして、時代経過による変化はみられるのかを導き出すことを目指す。

### 3. 研究対象および分析方法

本研究が対象とする1980年代に創刊した「アイドル誌」群を表1に列記した<sup>4)</sup>。なお、本研究における「アイドル誌」とは、『雑誌新聞総かたろぐ』（メディア・リサーチ・センター）において、「少女」「少年」ジャンルに分類される雑誌のうち、若年層の芸能人・タレント・歌手に焦点を当てた誌面作りを展開するものものを指している。

表1. 1980年代に創刊した「アイドル誌」群

誌名	出版社	創刊年月	刊行形態	備考
BOMB	学研	1979年3月	隔月→月刊	
Momoco	学研	1983年11月	月刊	94年に休刊
DUNK	集英社	1984年6月	月刊	90年に休刊
POTATO	学研	1984年9月	月刊	
Duet	集英社→ホーム社	1986年11月	月刊	現 duet
Wink up	ワニブックス社	1988年7月	月刊	

経年変化を捉えるという観点から、表1に掲げた雑誌のうち、現在も刊行中の『BOMB』『POTATO』『Duet』『Wink up』の4誌を分析対象として選出した。『読書世論調査』（毎日新聞社）によると、このうち『BOMB』は男子を中心に、『POTATO』『Duet』『Wink up』は女子を中心に読まれていることから、『BOMB』を「男子向け」他の3誌を「女子向け」とし、現存する雑誌の数の多さからあくまで「女子向け」を主軸に、「男子向け」をその比較対象と捉えていくことにした。

これら4誌について、読者との交流を意図して数頁に渡って各号に設けられた読者ページを分析することにした。その理由は、雑誌では読者ページにおいてこそが、他のどの誌面よりも、その雑誌の読者はどのような層なのかをはじめとして、その雑誌と読者がどのようにコミュニケーションをとっているのか、そして、その雑誌に読者が求めているものは何であるのかがわかりやすく表出していると言えるからである。さらに、編集者側にとっても、読者の生の声を拾う貴重な場所であり、そこでの読者とのやりとりを通じて雑誌の方向性を確認するために設置されているという意味からは、読者ページは読者にとってのみならず編集者にとっても重要な場所として考え得る。

分析方法としては、すべての雑誌の創刊号および翌年からの4月号<sup>5)</sup>を分析対象号とし、読者ページ内のコーナーを①文字によって書かれたものである投書②イラストや写真による創作物の2つに分類し、その内容を分析（以下「投書」「創作物」と記載）する。その際に、まず「女子向け」においては、「ジャニーズ」に特化したコーナー（以下「ジャニーズコーナー」<sup>6)</sup>）がどのくらいの数含まれているのかを調査する（次章1節）。これは、はじめに述べたように、分析対象とする「女子向け」は現在『明星』とともに「ジャニーズ」に関する専門誌（＝「ドル誌」）として括られているが、そのように、「ジャニーズ」に特化した内容であることは読者ページにおいても現れている特徴なのか、また、もしそうした特徴が現れているのであれば、それはいつからみられるようになったのかを確認するためである。その上で、コーナーの内容の質的な部分について次に考察していく（次章2節および3節）。このような流れのなかで、「女子向け」の読者コーナーの特質を詳らかにするとともに、それと「男子向け」とを比較していく（次章4節）ことで、「女子向け」の特異性について述べ、「女子向け」「男子向け」に関してジェンダーの非対称性を浮かび上がらせたい。

具体的には、『POTATO』1984年10月号および2014年までの4月号計31冊、『Duet』1986年12月号および2014年までの4月号計29冊、『Wink up』1988年8月号および2014年までの4月号計27冊、『BOMB!』2014年4月号までの計35冊（ただし、保管状況の関係で80年は2月号を対象とし、89年は対象から除外した）、合計122冊分の読者ページを対象とする。

## 4. 分析結果と考察

### 1) 「女子向け」における「ジャニーズコーナー」の数の変化

「女子向け」3誌において、「ジャニーズコーナー（表内「ジ」）」と「その他（「他」）」がどのくらいの件数ずつ含まれ、それが時系列（85年から5年ごとの件数のみ記載：ただし、『Duet』『Wink up』は創刊年以降について記載）でどのように変化しているのかを表2に整理した。

表2. 「女子向け」における「ジャニーズコーナー」の件数の時系列変化

	85年	90年	95年	00年	05年	10年	14年
POTATO「ジ」	0	3	2	7	8	8	9
POTATO「他」	6	10	7	5	7	4	0
Duet「ジ」	—	0	0	5	8	9	11
Duet「他」	—	8	13	14	5	4	2
Wink up「ジ」	—	2	4	9	8	8	10
Wink up「他」	—	5	7	3	2	1	1

これをみると、85年から95年頃までは、すべての雑誌で「ジャニーズコーナー」よりも「その他」のコーナーの数が多く、雑誌によっては全く「ジャニーズコーナー」が存在しないものもあった。それが2000年頃までに『POTATO』『Wink up』の2誌において、2005年頃までに『Duet』において、その数が逆転、つまり、「ジャニーズコーナー」が「その他」を上回るようになっていく。そして、2010年から2014年までの間に、すべての雑誌で読者ページ内のコーナーがほぼ「ジャニーズコーナー」になっていることがわかる。したがって、数の変化をみる限りでは、「女

子向け」の読者ページが「ジャニーズコーナー」に特化したのは、2000年代上半期であり、現在に至るまでに益々そうした傾向に拍車がかかっている様子が窺えた。そこで、次節からは、「ジャニーズコーナー」の数が「その他」よりも多くなった時期である2000年代序盤まで（「ジャニーズコーナー」増加以前）と、それ以降との大きく2つに分けて、雑誌ごとに「投書」「創作物」の内容について質的な変化をみていく。

## 2) 「ジャニーズコーナー」増加以前の状況（80年代中盤以降～2000年代序盤まで）

まず、『POTATO』は、創刊号から2011年4月号（以下特に記載がない場合は4月号を指す）まで「おしゃべりポテト（表記はローマ字になることも）」、2012年からは「ポテトク！」という読者ページが存在している。初期の「投書」の代表格としては、「恋のメッセージボード」（87年～92年）がある。このコーナーでは、同級生や学校の先輩等の男子への恋心を綴ったハガキが掲載されている。また、「創作物」については、女子から人気のある同じクラスの男子を写真付きで紹介する「クラスのモテモテBOY」（創刊号～89年）というコーナーが創刊号からみられる。

一方で、これとは別に、「投書」に「アイドルへのLOVEレター」（89年～91年）というコーナーがあり、ここでは、あくまで「アイドル」へ向けた恋文が寄せられている。こうしたコーナーの出現は、読者の関心が徐々に日常生活で接する異性から日常生活では接することの少ない異性へ、つまりは、「アイドル」へと移行している様子を物語っている。

その変化をさらに象徴するのは、「創作物」である。『POTATO』では、「ジャニーズコーナー」が本格的に増加する以前から「I♥光GENJI」（88年～91年）という「ジャニーズコーナー」が登場している。このコーナーは、87年にデビューした光GENJIに関連して、コンサート等のイベント開催時にファンの女子同士と一緒に撮った写真や、関連する手作りグッズ（メンバーのイラスト刺繍の入ったクッションやリュック、誕生日ケーキ等）の写真を投稿するものである。その後コーナー自体は光GENJIの人気の沈静化とともに姿を消すが、90年代に入ってデビューしたSMAPやKinKi Kidsなどのファンの女子が、コンサート時に持参すると思しき品々（メンバーの顔の入ったうちわ等）を手にして集合した写真を掲載する同趣旨の別のコーナーである「みんなでWAAAI WAAAI」（96年～2000年<sup>7)</sup>）が引き続きみられる。こうしたコーナーは、読者個人の「ジャニーズ」への関心の高さを前景化していることはもちろん、「ジャニーズ」のファン同士が交流する姿が写真を通して提示されることで、ファンのつながりを可視化するのに一役買っているとも言える。

次に、『POTATO』との関連性から先に『Wink up』についてみていく。『Wink up』には、〔よつやあけぼのばし倶楽部〕、95年からは〔Wink ぱらだいす〕という名称の読者ページが存在している。初期には、『POTATO』の「アイドルへのLOVEレター」のように、「ジャニーズ」に限らず異性のタレントへの想いを綴る「大好きです♥ルン」（創刊号～92年）という「投書」があり、終了後に登場する「うれしはずかし夢体験」（93年～99年）、「わたしは新聞記者」（93年～99年）は、いずれも「ジャニーズコーナー」であり、90年代後半からは、「何枚でも書ける!?感想文」（96年～99年）、「あなたがレポーター」（2000年～2010年）という、「ジャニーズ」のコンサートに行った様子を報告するコーナーも出てくる。これらから、『POTATO』同様、読者の「ジャニー

ズ」への関心がこの期間内に高まりをみせていくと言えるが、初期から日常的な異性ではなく、「アイドル」（ただし「ジャニーズ」に限定化されたものではない）にその関心が向けられる傾向にあった点が『POTATO』との相違点である。これには『Wink up』創刊が他2誌より遅く、光 GENJI がデビューし、人気が高まっていくまさにその時期に発刊したことが関係していると推測できる。

そして、この期間の『Wink up』には、「W・U誌上文通コーナー」（95年～99年）や「みんなの回覧板」（96年～99年）という、読者同士がやりとりをするために設けられた「投書」が存在しており、こうしたコーナーも、年を重ねるごとに、「ジャニーズ」のファン同士がつながるためのコーナーとしての色合いを濃くしていく。「創作物」ではなく「投書」において「ジャニーズ」のファン同士が交流していく様子が表れているのが『POTATO』と異なる部分である。

最後に、『Duet』には、〔Duet Bear Club〕から〔d Park〕に至るまで名称を変えつつ創刊から2014年現在までに読者ページが設けられているが、他2誌と比較して『Duet』において特筆すべき点は、読者コーナーの頁数の多さである。『POTATO』『Wink up』が平均して5頁程度なのに対して、『Duet』は、92年まで20頁以上が読者ページに割かれている<sup>8)</sup>。なかでも「投書」には、「おきゃんダル生レター」（創刊号～92年）、「Dr. ニッシーの悩める乙女の保健室」（創刊号～95年）というコーナーが創刊号より設けられている。両コーナーでは、寄せられた読者自身の体験談をもとに性的な事柄も含めた同年代の異性との関係性に焦点が当てられており、特に後者では、医学的専門家が読者の性に関する質問に答えたり悩みを解決するアドバイスをしたりという体裁が取られ、思春期の異性問題と真摯に向き合おうとする読者、編集者側双方の姿勢が読み取れる。これは他2誌にはない特徴である。

しかし、これらのコーナーが終了し、読者ページの頁数が減少する90年代中盤になって代わって登場したのは、読者からの質問に男性タレントが直接返答する形をとる「Star 発信 Top6（数字は異なる場合も）」（96年～現在）という「投書」である。開始当初は「ジャニーズ」以外にも顔を出すことも少なからずあったが、現代に至るまでに完全に「ジャニーズ」のみしか登場しなくなっている。

また、「創作物」においては、2000年頃を境に、読者が想像力を働かせてさまざまな「ジャニーズ」や「ジャニーズ」とのシチュエーションをイラストにして投稿するコーナーが数多く見られるようになる。それは、「空想夢想こんなセリフで口説かれ隊」（99年～2003年）のように、もし「ジャニーズ」と恋愛関係になるならば、という妄想をかきたてたものと、「あのStarにこの服を着せたい！」（99年～現在）、「あにどる大図鑑」（2005年～2010年）のように、女装をさせてみたり、着ぐるみを着せてみたり、はたまた動物に見立ててみたりするもの大きく2つに分けられる。前者は、「ジャニーズ」と投稿者との間に擬似的な関係性の追求がなされているが、後者は、関係性というよりは、単にクリエイティブな作品として位置づけられる。

「投書」を介して「ジャニーズ」と直接的に交流したり、「ジャニーズ」にまつわる「創作物」を投稿するコーナーが数多く現れたりとは他2誌にはない『Duet』特有のものであるが、90年代中盤以降に、「創作物」として、「ジャニーズ」の誕生日をお祝いするために読者によって描かれたイラストを掲載する「Happy Birthday」という現在継続中の同趣旨のコーナーがそれぞれ『POTATO』94年から、『Duet』98年から、『Wink up』94年から開始している点を3誌の共通項



として追記したい。

以上、この期間において、『POTATO』と『Duet』では、現実的な異性から非現実的な異性へという移行、『Wink up』では、当初から非現実的な異性へ、という若干異なる様相は示しつつも、「女子向け」3誌の読者ページでは、創刊から一貫して読者の異性への関心が1つ軸となっていると言える。『POTATO』『Duet』におけるこうした変化は、青少年を中心とした読者側の恋愛の形の変容が「アイドル誌」の読者ページにおいて顕在化したとも捉えられるが、その背景として考えられるのは、まずは、「ジャニーズ」人気の上昇である。加えて、90年代中盤以降に、『ときめきメモリアル』（94年発売）を皮切りに、非現実的なキャラクターとの恋愛をシミュレーションすることを楽しむ恋愛ゲーム（ロールプレイングゲーム RPG）が波及したことが、青少年の恋愛のあり方とその変化に何らかの影響を及ぼしている可能性もあることを念頭に置かなければなるまい<sup>9)</sup>。

### 3) 「ジャニーズコーナー」増加以降の状況（2000年代中盤以降）

「ジャニーズコーナー」の増加が顕著になる2000年代中盤になると、まずは、「創作物」について、『Duet』においてはそれ以前からみられたような「ジャニーズ」をテーマにしたクリエイティブな作品群が他2誌でも目立ち始める。『POTATO』では、「ジャニーズ」への愛情を手作りの品物として具現化した投稿写真を掲載するコーナーである「写写ポテパラダイス」（2005年～2007年）、「Potato ハンドメイドクラブ」（2008年～2011年）、「ポテ博」（2012年～現在）といったコーナーが出現しているし、『Wink up』においては、開始時期はやや前後するが、「アイドル4コマギャラリー」（2000年～現在）、「5・7・5しりとりリレー」（2011年～現在）といった「ジャニーズ」にまつわるマンガや俳句、川柳を作成するコーナーが登場する。当の『Duet』では、「ジャニ Fan なら必ずやらかす新法則」（2004年～2006年）、「ジャニ病特集」（2007年）、「こちらジャニ病診療所」（2008年）、「ジャニ病専門 MegaHospital」（2009年～現在）というような「ジャニ」（「ジャニーズ」の略）とタイトルに付いたコーナーが継続的にみられるようになる。これらのコーナーでは、例えば、

母が「嵐取って！」と言ったので興奮したら、「嵐」ではなく「からし」だった。私、からしは嫌いです。（神奈川県・まさッチ）（「ジャニ病専門 Mega Hospital」『Duet』2009年4月号、p.130）

というように、「ジャニーズ」好きが高じて、聞き間違いや見間違いをしてしまった様子がおもしろおかしく表現されている。コーナーによって、投稿者が「ジャニーズ」好きを自嘲しつつも、それを他の読者と共有し、共感を得ることで、ファン同士の絆が育まれていることが推察される。

そして、「投書」に目を転じると、『Wink up』においては、2000年代中盤以降、「私は〇〇が好きな××です」（〇〇に「ジャニーズ」の固有名詞、××に中高の学年）という自己紹介が冒頭に記された投書文が見られ始める。例えば、

こんにちは☆私は錦戸亮くん(引用者:関ジャニ∞のメンバー)が大好きな中学2年生です。  
(福岡県/亮明忠) (『みんなて話そう!』『Wink up』2009年4月号、p.112)

がこれにあたる。ここで強調するべきは、こうした自己紹介文は、なにも「ジャニーズ」に関する投書内容のみでみられるのではなく、なかには全く「ジャニーズ」と関係のない話をしている場合においてもみられている点である。このことが意味しているのは、「ジャニーズ」に興味関心を抱いていることが自明なこととして読者ページに集う読者にすでに共有されるようになったことである。

また、同じく「投書」について、『POTATO』『Wink up』においては、2010年代に入ると、「ジャニーズ」に関する熱い想いをおつけるコーナーが、それぞれ「ポテラブレター」(2012年～現在)、「Wばらメッセージセンター」(2011年～現在)として開始されている。ここでは、例えば、

TO. 岩橋玄樹くん(引用者:ジャニーズ Jr.)が大好きな中学3年生です。いつも玄樹くんのとてもステキな笑顔に元気をもらっています♥(中略)玄樹くんのことを考えすぎて、友達に心配されてしまうくらい好きすぎます♥(静岡県/ラッキーローズ) (『Wばらメッセージセンター』『Wink up』2014年4月号、p.153)

山田涼介くん(引用者:Hey!Say!JUMPのメンバー)へ 私はだれよりも山田涼介くんが大・大・大好きです!!(大阪府 プニョ吉) (『ポテラブレター』『POTATO』2012年4月号、p.161)

とある。これらでは、ハートマークが多用されていたり、「だれよりも」という独占欲を思わせる言葉が出てきていたりしていることからわかるように、単なる好意を超えた感情、すなわち、恋愛感情が、同じく「ジャニーズ」に好意を持っている他の読者の集う空間内で公開されていると言える。

最後に、3誌に共通している点を挙げたい。それぞれのイラストコーナーに掲載された「ジャニーズ」のイラストを描いた投稿者に対して、他の読者から自分のお気に入りの別の「ジャニーズ」のイラストも描いてほしいという提案がなされるコーナーが2000年代終わりから『POTATO』『Duet』『Wink up』それぞれ順に「LOVE♥リクエスト」(2008年～現在)、「デュエッター交流広場」(2012年)、「Wink up Caféリクエスト」(2008年～2010年)および「イラスト♥リクエスト」(2011年～現在)としてみられるようになることである。これはイラストを介して行われるファンの中の新たな交流形態であり、「ジャニーズ」ファン同士のつながりを想起させるコーナー群として捉えることができる。

そしてそうした事態の背景を考えるならば、まず、pixiv(2007年開設)をはじめとする2000年代終盤に広まったイラストやマンガを投稿するオンライン上の交流サイトの影響が少なからずあることが推測される。日本にはコミックマーケット(通称コミケ、75年開始)に代表される同人誌文化が基盤としてあり、特定の作品をもとに次の作品を創作するという作法が「2次創作」という名のもとに長きに渡って展開されてきている。近年では同様の手法によって2次創作からさらに作品が次々に無限に創られていく傾向にある(「N次創作」)。ここに2000年代にpixivな

どの SNS や YouTube (2005 年開設) やニコニコ動画 (2006 年開設) といった動画投稿 / 共有サイトなどソーシャルメディアが介入したことで、もともとあった文化がネット上に顕在化し、参入障壁も下がったことで、「女子向け」でこれらのコーナーが生みだされファン同士の交流が促進される環境が醸成された側面があるのではないか。

また、こうした交流サイトにおいて女性に最も人気を博しているのは、男性同士の恋愛を描いた「BL (ボーイズラブ) もの」である。元来、同人誌文化においては、マンガやアニメの男性キャラクター同士を組み合わせ (カップリングし) て同性愛の関係性を想像する「やおい」が女性に愛好されており、「やおい」を消費する女性を指して「腐女子」という呼称も登場するなど、ソーシャルメディア浸透前から一大ジャンルを築き上げていたことを付け加えなければならない。そして、「やおい」「BL」と「ジャニーズ」をはじめとした「男性アイドル」との関係性にも着眼する必要がある<sup>10)</sup>。

以上から、「ジャニーズコーナー」増加以前から「女子向け」の読者ページが有していた軸、すなわち、異性への関心は、「ジャニーズコーナー」増加に伴い、「ジャニーズ」のファンが「ジャニーズ」との恋愛に浸れる場所としての要素が「投書」において埋め込まれることで、さらに強化されていったと言える。他方で、読者同士、より端的には、「ジャニーズ」のファン同士のつながりが、読者ページへの参加条件が「ジャニーズ」のファンであることと半ば暗黙の了解として浸透していく 2000 年代中盤以降に「創作物」をツールとして深まっていくこと、つまり、女性同士の結びつきがより顕著に抽出できるようになったことをもう 1 つのこの時期の変化として挙げることができよう。

#### 4) 「男子向け」との比較

では、「男子向け」の『BOMB』の状況はどうだろうか。『BOMB』は先述のように投稿誌としてスタートしたため、創刊当初の読者ページに割かれる量は他の「女子向け」より多く、号によっては 50 頁を超えることもあった。そのなかで看板コーナーとも言うべき「パンツの穴」(創刊号～93 年) は、その「投書」のタイトル「Y ちゃんのお尻と…」(88 年)、「ボクのズリネタ先生」(91 年) 等から連想ができるように、読者である男子の性体験を比較的長文で綴るコーナーである。84 年には同コーナー内に寄せられた読者体験談をもとにした映画『パンツの穴』が、「アイドル」の菊池桃子主演 (デビュー作) で映像化されている。ここでは、「いかに初体験を迎えたか」をはじめ思春期の男子が経験する性まつわる自慢話がいわば武勇伝的に語りフィクション風に披露され、競われている。異性を題材にしてはいるものの、「女子向け」のような恋愛関係の心情というよりは、性的な欲求を表出させたコーナーであると言える。またこれは、『Duet』においてみられたような専門的な見地から思春期特有の性的問題に答えるというあり方も一線を画している。また、「私のテレクラ体験」、「バスト成長期」(いずれも 90 年) のように、投書主が女性となっているものも一定数存在している。

そして、「パンツの穴」終了後は、「突撃!! こんばんのおかず」(95 年～2001 年)、「3 こすり革命」(96 年～2001 年)、「青春の雄叫び劇場」(97 年～2001 年) といった短い文章を掲載したコーナーがこれに続くが、そのコーナー名から想像できるようにいずれも性的な事柄、なかでも性的な行為 (そのほとんどが自慰行為) に焦点が当たっている。また、補足的なことだが、「パンツ

の穴」終了と時期を同じくして、90年代中盤くらいから『BOMB』では、水着の「女性アイドル」の全身像が表紙を飾ることが常となり、これが2000年代を通じて続いていくことになる。ここには、身体的な特性（プロポーションがよいこと）を主張する「グラビアアイドル」が90年代に入って台頭してきたこととの関連性が見込め、女性の身体にまなごしを向けることで、読者である男性の性的な欲望をかきたてる機能を果たしている側面が少なからずあることは否定できない。その一方で、「女子向け」の表紙に「男性アイドル」の水着姿が登場することは極めて少ないことも強調しておく。

ただし、2000年代に入ると、これらのコーナーは姿を消し、代わって、「アイドルに一問一答」（2002年～2003年）、「ツッコミ110番」（2003年～現在）という「女性アイドル」に質問や疑問（ツッコミ）を投げかけるもの、「女性アイドル」にまつわる自慢話や願いを記した「ふつおた」（2005年～現在）等というコーナーが出現するようになっていく。いずれも「パンツの穴」やそれ以後のコーナー内のものと比較して単文で、読者ページの頁数自体が2頁から4頁へと減少している。

次に、「創作物」については、イラストコーナーが創刊時より存在するが、ここでは、「女性アイドル」にさまざまな衣装をまとわせた（「コスプレ」させた）絵が投稿されていることはあるが、「女子向け」にみられたようなシチュエーションの妄想や創造的要素の強いコーナーが個別に設けられているわけではない。そして、読者同士のつながりは一貫して現れていない。

以上から、「男子向け」の『BOMB』の読者ページの変化をまとめると、「パンツの穴」が中核をなし、若干の女子読者の存在が示されつつも主として男子読者の異性との性体験が披露される場としてあった90年代序盤まで、そこから、「パンツの穴」終了とともに性体験のなかでも男子の性的な行為のみに特化したコーナー群が散見された2000年頃まで、そして、90年代からの「グラビアアイドル」人気の名残はありつつも、性的な要素は希薄化していく2000年代以降、という大きく3つの時期に分けることができよう。

## 5. おわりに

考察と分析結果について、研究の視座で提示した事項に基づいてまとめよう。まず、「アイドル誌」というメディアテキストがどのような表現形式を持つのかという点について、読者ページに関して言えば、「女子向け」「男子向け」というジャンル別に異なるものが抽出できた。具体的には、「女子向け」においては、異性に軸足を置いた他者との関係性が希求されているが、一方「男子向け」では、他者との交流よりも、自らの性的な欲望を掻き立て、それを満たしていくがごとく、投書・投稿がなされていっているという違いがある。ここに、さらに時期的な変化を勘定に入れるならば、「女子向け」では、「ジャニーズコーナー」の登場、その増加に従って90年代中盤から2000年代序盤にかけて、異性との関係性が、現実世界の異性から非現実世界の「ジャニーズ」とのもの、特に2010年代になると「ジャニーズ」との恋愛という形に変質した。また、それに伴い、「ジャニーズ」のファン同士、つまりは、女性読者同士のつながりも深まっていくことになった。片や「男子向け」では、2000年代になると、性的な要素は薄まっていっている。すなわち、90年代までは、「性欲の喚起は男性に、恋愛を紡ぐのは女性にという、性をめぐる構図」

(井上 2001) という既往研究で指摘されてきたジェンダー非対称性が再構築されているとみることが出来る。80年代に創刊した「アイドル誌」は、まずはジャンル形成段階で生物学的な性差に従って読者を区分し、続いてテキストを読む行為の過程で「女性/男性ならこうあるべきだ」という構造をジェンダー非対称な形で提示することでジェンダー化を促進していた。しかし、2000年代を通じて、「女子向け」ではこうした構図がより顕著になり、「男子向け」では崩れていくという正反対の方向を辿ったことになる。

その要因を鑑みるならば、1つは、「アイドル」文化の発展の仕方が、男女別に異なっていることが挙げられる。80年代末までにテレビの音楽番組が次々と終了し、「アイドル」と言えば若い歌手という70年代以降のプロトタイプが崩れてきた。それに加え、80年代終わりに発生した東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件により、「女性アイドル」のファンは「オタク」と一括りに社会的に厳しい立ち場に追い込まれ、「女性アイドル」には「冬の時代」が到来する。一方の「男性アイドル」については、光GENJIの登場が起爆剤となり、その後数々の「ジャニーズ」がデビューし、現在に至るまでに多くのファンを獲得し続けているという意味では、一大勢力となり、女性を消費者に囲い込んだ1つの市場を築き上げている。「女子向け」は、彼女たち「ジャニーズ」のファンを取り込むことで存続しており、「男子向け」は『BOMB』以外姿を消し、『BOMB』もまた、誌上で「女性アイドル」のファンの交流を誘うまでの求心力を持ち得なくなったと言える<sup>11)</sup>。

もう1つは、日本のジェンダーをめぐる動向、なかでも、男性ジェンダーの変容が2000年代以降頻繁に語られるようになったことと無関係ではない。容姿が優れた男性を指した「イケメン」、恋愛やセックスに積極的ではない男性を指した「草食(系)男子」という言葉が、ともに00年代後半に現れたことは、女性を見(視)る主体とした、また、性的欲求を重視するものだと考えられてきた旧来の男性性に揺らぎがみられ始めたことを物語っている。そうしたなかには、「性欲を喚起」するという表現形式は時代に馴染まず、「男子向け」に変化が訪れたのではないか。この点については、その関連性をさらに詳しく探究する必要がある。

こうしてみると、ジェンダー的に「男子向け」の方が進歩的であるように一見映る。しかし、どのような規範が顕在化しているのかというもう1つの問いについて考えてみると、両ジャンルともに、一貫して異性愛というセクシュアリティ規範が根底には流れていることがわかる。性と愛とが結びついた異性愛こそが「正しい」セクシュアリティであるというイデオロギーは、近代的な産物である(小山 2014)にもかかわらず、「アイドル誌」の読者ページにおいて時代やジャンルを超えて異性愛主義が貫かれていることは、1つに、戦後を通じて異性愛こそが再生産すべき規範として日本社会のなかで受け継がれていっていること、2つに、読者側も、その枠組みに埋め込まれていっていることを示していると言え、ジェンダーの変容が表現形式の変化として立ち現れてきた「男子向け」でさえ、こうした規範からは解き放たれていない。一方で、「女子向け」に2000年代終わりからみられるようになった「ジャニーズ」の「創作物」を介した交流は、異性愛とは別の女性同士のつながりの創出の可能性を呈示する。また、田島(2013)が指摘するように、「ドル誌」の1つ『明星』では、近年、「ジャニーズ」のメンバー同士の同性愛を連想させるコーナーも出現している。ここから、「女子向け」3誌においても、異性愛のセクシュアリティを超えた関係性が描き出される余地はある。特に、上述のように、インターネット上の交流サイトの人気コンテンツが「BLもの」であるのであれば、そうしたサイトと親和性の高い「創作物」

においてそれが持ち込まれる素地はすでにある。引続き観察したい。

## 注

- 1) 矢野経済研究所が2016年1月に発表した「「オタク」市場に関する調査結果2015」によると、2014年度のアニメやマンガ、ライトノベル、同人誌、フィギュアなどの「オタク」市場のなかで最も大きな市場規模となっているのは「アイドル」市場であり、前年比37.4%増の1,186億円に及ぶという。また、市場価値が高いのみならず、今や「アイドル」はクールジャパン戦略の一翼を担い、国家政策の一環として、日本を国外に向けてPRするためのシンボルとしても利用されている。
- 2) 本稿での「ジャニーズ」とは、日本の芸能プロダクションの1つジャニーズ事務所に所属する「男性アイドル」の総称、または個人を指す。
- 3) 日本雑誌協会ホームページ掲載の2015年10月～12月の印刷証明書付発行部数は『POTATO』8万4,800部、『Duet』11万部、『Myojo』19万5,000部となっている。（『Wink up』はここで公表されていない。）[http://www.j-magazine.or.jp/magadata/index.php?module=list&action=list&cat1cd=2&cat3cd=17&period\\_cd=31](http://www.j-magazine.or.jp/magadata/index.php?module=list&action=list&cat1cd=2&cat3cd=17&period_cd=31) 2016年3月26日閲覧取得
- 4) ここで、79年創刊の『BOMB』を含めているのは、隔月刊の投稿誌として発刊された本雑誌が創刊7号目となる80年4月号から表紙に「女性アイドル」を起用する「アイドル誌」へとリニューアル、81年より月刊化して現在に至っているという性質から80年代の「アイドル誌」と数えることが妥当であるという判断による。
- 5) 4月号を選出した理由は、これらの雑誌の読者が主に学校に通っている児童・生徒であることを踏まえ、新学期が始まる時期にあたり、合わせて誌面が刷新され、読者ページにおいては新たなコーナーが開始する時期でもあることが推測されるからである。
- 6) ここでは、例えば、投書すべてに「ジャニーズ」に関する記述があったり、イラストや創作物のすべてが「ジャニーズ」に関連していたりと、そのコーナーすべてにおいて「ジャニーズ」が絡んでいるものを「ジャニーズコーナー」と判断した。
- 7) このコーナーは87年より存在し、当初「ジャニーズ」に特化したものではなかったが、96年より「ジャニーズコーナー」へと変化している。
- 8) 93年からは10頁前後に、そして2002年以降は、5頁程度と他2誌と同量に落ち着く。
- 9) RPGや恋愛ゲームについては、木島（2008；2011）が詳しい。
- 10) 「やおい」「BL」については、東（2015）が詳しい。また、「ジャニーズ」とこうしたジャンルとの関わりについて論じた研究として、田島（2013）がある。
- 11) 2005年にデビューした秋元康がプロデュースするAKB48が2010年頃から人気を博し、2009年より毎年開催されている選抜メンバーを決める総選挙のためにその投票権が封入されたCDを複数枚購入する男性ファンがいることが取り沙汰されているが、それでもこうしたAKB48のファンが『BOMB』の読者ページで交流をする様子は現れていない。一方、『BOMB』の表紙にAKB48メンバーが登場することはある。

## 参考文献

- 東園子『宝塚・やおい、愛の読み替え—女性とポピュラーカルチャーの社会学』新曜社、2015年
- 石田佐恵子「メディア文化研究におけるジェンダー—あるいはジャンル研究の含意」吉見俊哉編『メディア・スタディーズ』せりか書房、2000年、113頁-127頁
- 稲増龍夫『アイドル工学』筑摩書房、1989年
- 井上輝子+女性雑誌研究会『女性雑誌を解説する』垣内出版、1989年
- 井上輝子「ジェンダーとメディア—雑誌の誌面を解説する—」鈴木みどり編『メディア・リテラシーの現在と未来』世界思想社、2001年、118頁-139頁
- 井上輝子「メディアが女性をつくる？女性がメディアをつくる？」『新編 日本のフェミニズム7 表現とメディア』岩波書店、2009年、2頁-36頁
- 太田省一『アイドル進化論』筑摩書房、2011年
- 小川博司『音楽する社会』勁草書房、1988年
- 小倉千加子『松田聖子論』飛鳥新社、1989年
- 木島由晶「なぜキャラクターに「萌える」のか—ポストモダンの文化社会学」南田勝也・辻泉編『文化社会学の視座』ミネルヴァ書房、2008年、147頁-168頁
- 木島由晶「ゲームでどこまで恋愛できるか」土橋臣吾・南田勝也・辻泉編『デジタルメディアの社会学』北樹出版、2011年、67頁-80頁
- 小山静子・赤枝香奈子・今田絵理香編『セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会、2014年
- 佐伯順子「〈展望〉「越境アイデンティティ」の時代—ポップカルチャーと現代の若者」北九州市立男女共同参画センター・ムーブ編『ジェンダー白書8 ポップカルチャーとジェンダー』明石書店、2012年、75頁-85頁
- 阪本博志『平凡の時代：1950年代の大衆娯楽雑誌と若者たち』昭和堂、2008年
- 田島悠来「日本の「女性アイドル」の「女性週刊誌」における表象」『日本ジェンダー研究』15号、2012年a、97頁-112頁
- 田島悠来「1970年代の『明星』読者ページにおける読者共同体—「ハローキャンパスの事例分析を中心に—」『評論・社会科学』103号、2012年b、35頁-60頁
- 田島悠来「雑誌『Myojo』における「ジャニーズ」イメージの受容」『ジェンダー & セクシュアリティ』8号、2013年、53頁-81頁
- 田島悠来「『明星』60年の歩み—雑誌メディアの細分化」『出版研究』46号、2016年、41-61頁
- 田中東子『メディア文化とジェンダーの政治学—第3波フェミニズムの視点から』世界思想社、2012年
- 辻泉「ポピュラー文化の危機—ジャニーズ・ファンは“遊べているのか”—」宮台真司・鈴木弘輝編著『21世紀の現実（リアリティ）社会学の挑戦』ミネルヴァ書房、2004年、2頁-52頁
- 橋本嘉子「ライフスタイルの多様化と女性雑誌 1970年代以降のセグメント化に注目して」吉田則昭・岡田章子編『雑誌メディアの文化史』森話社、2012年、163頁-188頁

諸橋泰樹『メディアリテラシーとジェンダー—構成された情報とつくられる性のイメージ』現代書館, 2009年

Hall, Stuart. Encoding/Decoding, Hall, Stuart et al.eds, *Culture, Media, Language: Working Papers in Cultural Studies*, Routledge, pp.128-138, 1980

Galbraith, Patrick & Karlin, Jason eds. *Idols and Celebrity in Japanese Media Culture*, Palgrave Macmillan, 2012

Wolf, D.F. : SMAP, Sex, and Masculinity. Constructing the Perfect Female Fantasy in Japanese Popular Music, *Popular Music and Society*, 27, (3), pp.357-370, 2004

『雑誌新聞総かたろぐ』メディア・リサーチ・センター, 1980年版～2015年版

『読書世論調査』毎日新聞社, 1980年版～2015年版

本稿は、第8回鈴木みどりメディア・リテラシー研究基金の採択課題「現代の「アイドル誌」にみられるジェンダー規範の構築」の研究成果の一部である。



# 台灣鼓勵婚育廣告的意涵

周 典 芳

(台灣慈濟大學)

近年日益嚴重的少子化問題，帶給台灣嚴峻的挑戰。為了解決此問題，台灣內政部自 2006 年至 2012 年，陸續推出了十隻鼓勵婚育的宣傳短片。本文的目的即在於透過分析短片內容，考察其中潛在的意涵。

本文發現，台灣鼓勵婚育的廣告有以下特色：(1) 結婚的目的由為了「國家」移轉至為了個人的「愛與幸福」；(2) 子女的價值由強調「實用性價值」移轉至「精神層面的價值」；(3) 男性亦參與育兒與家事勞動；(4) 廣告中女孩出現的場景較男孩多；(5) 雖提及育兒是甜蜜的負擔，但未提供減輕負擔的方案。

本文最後透過審視鼓勵婚育廣告中的這五個特色，提出廣告中強調子女傳承家庭與血緣的意涵，等同於固化了傳統的性別角色規範。在男女共同參與社會的現今，令人質疑這樣的呈現方式是否有利於鼓勵婚育。況且利用人民的稅金，透過大眾媒體不斷地將「愛」，「家庭」與「幸福」做連結，恐怕階級化了個人對於生活的不同選擇方式。最後，藉著參考日本在少子化議題的論述，本文建議公部門未來規劃鼓勵婚育的宣傳，不妨朝向降低女性對上昇婚的渴望，並改善青年的勞動狀態。然而，這類鼓勵婚育的廣告，皆無可避免地將女性與生殖連結，並難逃對個人生活方式選擇自由的侵害。

# 台湾における結婚・出産激励広告

周 典 芳  
(台湾慈済大学)

## 1. はじめに

昨今の台湾で急速に進む少子化問題は、台湾社会にとって、重要な課題の一つである。台湾における合計特殊出生率は、1984年に2.1を下回り、2010年には、ついに1.0まで下落<sup>1)</sup>。下記の表のように、2015年は1.12と少し回復したものの、依然として世界三番目の少子化国である<sup>2)</sup>。2050年には、世界有数の少子高齢化社会になると見込まれている。

表1. 少子化問題が厳しい国や地域とその出生率

ランク	国・地域	出生率
181	中国	1.60
211	日本	1.40
220	韓国	1.25
221	香港	1.18
222	台湾	1.12
223	マカオ	0.94
224	シンガポール	0.81

出典：The Central Intelligence Agency (2015).

近年、台湾の内政部（Ministry of Interior Affairs）は少子化問題を解決するために、多くの措置を講じてきた。一例として、出生率回復を目的に、2010年3月に奨励金100万台湾ドルを掲げ、スローガンを募集した。この際、最優秀賞に選ばれたのは「子どもは一家伝承の宝である」であった。この受賞スローガンは、それ以来プリントアウトされ、政府機関や学校などの公的な部門で使用された。しかし国民の反応は冷たく<sup>3)</sup>、このスローガンを聞いても産みたくなると指摘する人もいた<sup>4)</sup>。

そもそも子どもを産むかどうかは、個々のライフスタイル及びライフプランに深く関わっている。出産奨励の呼びかけは、独身、子どものいない人たちの価値を引き下げる恐れもある。個人の選択の自由を妨げるともいえよう。それに加えて、女性と子どもをモノ化することになるのではないかという疑念をも抱かせる。

2006年から2012年まで、台湾の内政部はさらに10本の結婚・出産激励広告を発表した。本稿の目的は、これらの広告の内容を分析し、その中に潜む意味を明らかにすることである。

## 2. 結婚・出産激励広告について

台湾では、2015年の合計特殊出生率を1.60に回復させることを目標に、様々な取り組みが行

われている。台湾の内政部は、少子高齢化社会に向かうために、「出産激励」、「老人養護」、「外国人花嫁サポート」の三つの政策も打ち出している<sup>5)</sup>。「老人養護」では、お年寄りに対する経済的サポート、生活の世話や健康維持に重点が置かれている。「外国人花嫁サポート」は、専門職・キャリア技術移民を奨励し、外国人配偶者が環境や文化に適応できるよう支援を与えるものである。

2006年から、台湾の内政部は出産激励広告を作り出し始めた。本格的にそれに取り組んだのは2011年3月であった。その際、台湾の内政部児童局（Child Welfare Bureau, Ministry of Interior）は、出産激励の広告に、次の世代を育成するという「偉大な任務」と「美しい負担」を挙げ、宣伝を開始した<sup>6)</sup>。その上に、2012年は辰の年である。竜は中国系の人々が一番好む干支である。台湾の内政部はそれを利用して、「樂婚（結婚したい）、願生（生みたい）、能養（育てられる）」といった社会的なムードをつくり出そうとした。

2012年の出産率を上げるために、台湾の内政部が結婚と出産を激励する広告に力を入れ始めたのは2011年ごろだった。2012年以降は、そのような広告がテレビに流されるのは稀である。近年そのような広告が見当たらない理由は不明だが、2006年から2012年まで、台湾の内政部は合計10本の結婚・出産激励広告を公表した。

2006年から2012年まで、台湾の内政部が少子化問題を解決するために、テレビで放送した広告は「鼓勵婚育」（結婚と出産を激励する）シリーズとして、10本がある。それらは下記の表のとおりである。

表2. 台湾における結婚・出産激励広告

発表年	広告のテーマ
2006	人口議題面面觀 <sup>7)</sup> （人口問題を考えよう）
2009	讓愛繼續、生命永恆 <sup>8)</sup> （愛を続ける、命を永遠に）
2010	幸福需要及時篇 <sup>9)</sup> （幸せは間に合ううちに）
2010	娃娃篇 <sup>10)</sup> （赤ちゃん）
2011	喜悅篇 <sup>11)</sup> （喜び）
2011	新手父母篇 <sup>12)</sup> （新米親）
2011	來一個篇 <sup>13)</sup> （子どもを生もう）
2011	為愛而生、幸福ing <sup>14)</sup> （愛のために生もう、幸せ進行中）
2012	愛、我願意 <sup>15)</sup> （愛のために、YES, I DO）
2012	給自己一個永遠的幸福 <sup>16)</sup> （自分に永遠の幸せをあげよう）

もともと台湾の内政部のホームページに「101 幸福大作戦<sup>17)</sup>」というサイトがあって、結婚・出産激励広告を収録していた。そのサイトが2016年の時点で削除されたので、本稿では政府機関のYOUTUBEサイトにある映像を使って検討を試みる。

広告は、「映像」、「セリフとナレーション」、「字幕」によって構成されたものである。台湾ではセリフとナレーションにも字幕を付けるので、ここで扱う「字幕」には、そのような字幕は含めないものとする。

### 3. 結婚・出産激励広告の内容

#### 1) 「人口問題を考えよう」(2006年)

2006年の「人口問題を考えよう」の広告の場面はベビールームである。主な登場人物は女性の乳児と男性の子ども。女性のナレーションが聞こえ、その内容は、「ほら、赤ちゃん、かわいいでしょ。知っていますか、22才から30才まで、結婚と育児が一番いい年頃です。今の人、結婚は遅く、子どもも少なめ、人口の高齢化や、扶養の負担が重くなります。22才から30才まで、結婚と育児が一番いい年頃です。女の子、男の子、同様に良いです。老後も心配なく、頼りになります。適齢に結婚。育児は、利口な選択です。」というものである。

#### 2) 「愛を続ける、命を永遠に」(2009年)

この広告に登場するのは、恋愛中のカップル、家事を分かち合う夫婦、妊娠している女性とその夫、子どもと一緒に遊びながら編み物をしている母親、子どもと一緒に野球をする父親、老人の世話をしている女性である。一家団欒の場面で、主な登場人物は、成人男女と男女の児童である。ナレーションと登場人物の対話は下記のようなものである。

男性：「愛は、頼りあうことである。」

女性：「愛は一緒に笑うことである。」

男性：「愛は心をこめて、包容すること。」

女性：「愛は一緒に成長すること。」

男性：「愛は命を継ぐ。」

女性：「愛は歩いていくと幸せになる」

男女一緒：「愛を続ける、命を永遠に。」

#### 3) 「幸せは間に合ううちに」(2010年)

背景はカップルのデートと別のカップルの結婚式の場面によって構成される。主な登場人物は、成人の女性と男性である。ナレーションと登場人物の対話は下記のようなものである。

女性のナレーション：「あること、長い間、口では言えない。」

男性の心の声：「言うか？」

女性の心の声：「何故言わないか？」

女性のナレーション：「あること、すれ違うと、もう二度とチャンスが来ない。」

男女とも心の声：「告げましょう。」

ナレーション：「幸せは間に合ううちに、内政部はあなたのことを、気にかけている。」

#### 4) 「赤ちゃん」(2010年)

この広告は、室内で数人の幼児たちが一緒に遊ぶ場面から構成されている。登場人物は、女の子が中心。最後に男性のナレーションの声と字幕：「子どものある家、毎日楽しい」

#### 5) 「喜び」(2011年)

この広告は、室内に集まった妊婦たちが妊娠に関して会話する場面から構成されている。登場人物は、五人の妊婦である。

一人ではない。

妊婦一：「ショッピングする時、街を歩く時、一人ではない、このような感じは不思議だ。」

妊婦二：「手で口を塞いで話かけると、赤ちゃんはよく聞こえる。」

妊婦三：「本当に？」

妊婦四：「強く蹴られると健康だと分かるので、うれしい。」

妊婦の中の一人：「蹴られると感じるよね。」

妊婦の中の一人：「本当に命は体の中に存在する。」

女性のナレーションの声：「30日後に、新しい身分が得られる。これは私の人生の中で一番期待していることである。」

女性のナレーション：「子どもは一生に値する。」

字幕：「子どもは一家伝承の宝である。」

#### 6) 「新米親」(2011年)

この広告は、子ども部屋で、男性が育児の気持ちを語ることによって構成される。登場人物は成人の男性と性別不明の赤ちゃんである。

男性の声：「この子、夕べ私たちを三回も起こした。しかし、三回も私たちに微笑みかけてくれた。この小さな顔に頬ずりして、四回目の微笑みを待つ。待つうちに、僕も寝ちゃった。」最後に字幕：「負担でありながら、幸せでもある。新米親、準備できたか。」

#### 7) 「子どもを生もう」(2011年)

若い夫婦らしい男女が公園で他人の子どもと遊ぶのを背景として始まり、徐々に子どもたちがお母さんに連れられて、家に帰る様子を描き出す。主な登場人物は若い夫婦と、女兒と男児。

子どものお母さん一：「家に帰りましょう。さよなら。」

子どものお母さん二：「すみませんが、私たちもそろそろ家に帰る。」

夫婦：「バイバイ。」

男性のナレーションと字幕：「子どもが好き？自分で一人でも生もうよ。子どもは宝物、自分で生みなさい。」

妻：「何人がいい？」

夫：「一人？二人でもいいよ。」

#### 8) 「愛のために生もう、幸せ進行中」(2011年)

この広告は、最初に結婚適齢期の成人男女たちが外でフラフラのような輪を持って、運命の相手を探しているところから始まる。

女性のナレーションと字幕：「伝説によると、幸せになれる輪があるそうです。見つけると、幸せになります。」

次に、結婚式の場面になる。

女性のナレーションと字幕：「その日になると、わかりました。」

そして、夫婦が子どもを抱っこしている場面に転換する。

男性の声と字幕：「私たちの子ですよ。」

女性のナレーションと字幕：「子どもは私たちの人生を彩ります。」

男女ともに、「結婚、育児、幸せ新体験。」

#### 9) 「愛のために、YES, I DO」(2012年)

この広告は、芸能人夫婦と彼らの子どもをメインキャラクターにしている。最初の画面は、夫婦二人の対話から始まる。

夫：「なぜ、僕と結婚したのか？」

妻：「愛しているから、結婚したの。それじゃ、なぜ私と赤ちゃんを産んだの？」

夫：「愛しているから」

夫婦一緒：「愛しているからこそ、子どもを育てます。」

次の映像で診察室に切り替わる。男性の医師は夫婦が抱えた男の子を診ている。

夫：「愛があるから、子どもに質の高い医療を与えます。」

男性のナレーション：「愛があるから、家庭をサポートします。夫婦円満、子育て、」

そして画面は室外に転換し、老若男女一緒に：「愛があるから、われわれは力を合わせて、すべての子どもを愛し、ちゃんと育てて、ちゃんと世話をします。」

最後に、芸能人夫婦が一緒に：「愛があるからこそ、できます。」

#### 10) 「自分に永遠の幸せをあげよう」(2012年)

この広告は家庭内の夫婦と子ども二人（女兒と男児）によって構成される。

お母さん：「いつも散らかっている。服を汚さないように言ったじゃない？ほら、パパ、服が破れた。」

お父さん：「いいよ、気にしないで」

女性のナレーション：「多くの人は、子どもと家庭を面倒だと思う。それは、我々はその裏の意味を分かろうとしなかったから。結婚して、子どもを作って、自分に家族の感動を与えよう。」

最後に字幕：「自分に家族の感動を与えよう。」

## 4. 結婚・出産激励広告内容の特徴

台湾における結婚・出産激励広告の特徴は、以下のようにまとめられる。

### 1. 結婚は国のためから、個人の「愛と幸せ」のために移る

若者の結婚への意欲をかきたてるために、広告の表現の仕方も変わってきた。2006年の「人口問題を考えよう」には、対象を男女とは特定しなかったが、「22才から30才まで、結婚と育児に一番いい年頃」を繰り返して強調しながら、早めに結婚しないと、「人口の高齢化や、扶養

の負担が重くなる」と呼びかけた。しかし、2009年からは、「幸せになる」と謳う。2010年の「幸せは間に合ううちに」では、さらに、若者を結婚させるために、男性に愛が間に合ううちに、女性に告げることを勧めた。それで、2011年の「愛のために生もう、幸せ進行中」と2012年の「愛のために、YES, I DO」とも、「愛」と「幸せ」を結びつけて、若者に結婚を勧めた。

## 2. 子どもの価値は「実用的な価値」から「精神的な価値」に移る

2006年の「人口問題を考えよう」において、子どもは「老後も心配なく、頼りになります」と表現されていた。要するに、実用的な価値を強調していたのだが、2009年になると、子どもの価値として「命を継ぐ」に重点が置かれるようになる。これは「愛を続ける、命を永遠に」に見られる。さらに2010年から、広告の重点は育児の楽しみ（赤ちゃん）に移転し、2011年から「不思議な体験」（愛のためにうもう、幸せ進行中）という要素に加え、2012年から子どもを作るのは「愛のため」（愛のために、YES, I DO、2012年）にと徐々に子どもの価値が変わっていく。

## 3. 男性の育児や家事への参与を意識している

これは「新米親」（2011年）で男性の育児話と感想が重点となるにはっきりと表れている。他の広告においても、家事の場面や（愛を続ける、命を永遠に、2009年）、子どもと遊んでいる場面（子どもを生もう、2011年）、世話する場面（愛のために、YES, I DO、2012年；自分に永遠の幸せをあげよう、2012年）に、しばしば男性も登場する。男性の家事参与を意識している。これは「愛を続ける、命を永遠に」において男性も家事をしているのにも表れている。

## 4. 女兒が男児より多く使われている

これは「赤ちゃん」（2010年）という広告にはっきりとかがえる。可愛らしさをアピールする時には、女兒が使われる。残りの広告では、男女の児童をほぼ同じぐらいの人数にしている。例えば、「人口問題を考えよう」（2006年）、「愛を続ける、命を永遠に」（2009年）、「子どもを産もう」（2011年）、「自分に永遠な幸せをあげよう」（2012年）など、女兒と男児の両方ともが登場していた。その場合も、決して男子児童が多めに現れることがない。唯一の例外は2012年の「愛のために、YES, I DO」である。それはおそらく芸能人夫婦をイメージキャラクターとして起用したため、彼らの長男も一緒に広告に出たからであろう。

## 5. 子育ての苦勞の解決策を提示しなかった

当たり前のように、ほぼすべての結婚・育児激励広告は、子どもの可愛らしさを強調したが、2012年の「自分に永遠の幸せをあげよう」では、子育ての苦勞や面倒に触れた。広告の中に、子育てに悩まされた母親と、どうすることもできない父親が登場し、これに「多くの人は、子どもと家庭を面倒だと思う。それは、我々はその裏の意味を分かってしなかった。」というナレーションが続く。子育ての苦勞や面倒にポイントを置いたにもかかわらず、解決策を提示することはなく、直ちに「結婚して、子どもを作って、自分に家族の感動を与えよう。」で締めくくられる。

## 5. 考察

台湾における結婚・出産激励広告の特徴として、まず、若者の結婚への意欲をかきたてるために、結婚の目的を「国のため」から「自分のため」へと移行させていく傾向が見える。確かに、誰もが次の納税者を作るために子どもを産むわけではない。しかし、もし結婚・出産が自分のためであれば、果たして国は国民の税金で個々人のプライベートな選択に介入をはかるべきであろうか？ それに疑問を抱く。

そして、広告によって提示した子どもの価値の変化も、「老後の頼り」、「家・命を継ぐ」から「不思議な体験」に変わっていく。それは「経済的な価値」から、「家のため」、そして「自分のため」への移行とまとめられる。

柏木によると、社会の進歩に伴い、子どもの価値は「経済的な価値」から「精神的な価値」に移る傾向がある<sup>18)</sup>。2008年に発行された『社会指標統計年報』では、台湾における少子化の原因は「女性の社会進出」、「家族が希望する子どもの数の減少」、「伝統的な性役割（社会生活の上での性別による役割分担）の制約」、「両親が老後の世話を子どもに頼る意識の希薄化」の4つにまとめられている。政府による子どもの経済的な価値の強調は、おそらく「両親が老後の世話を子どもに頼る意識の希薄化」と対応している。台湾において、「家」として意識されるのは、やはり男子の方の「家」である<sup>19)</sup>。政府が依然として子どもの価値について、「家・命を継ぐ」ことを強調するのであれば、「伝統的な性役割」への逆戻りを助長する恐れがあるだろう。

既述の通り2010年に最優秀に選ばれたのは「子どもは一家伝承の宝である」というスローガンである。このスローガンを深く考えると、子どもを経由して、苗字を継いでいくという意味が含まれていることがわかる。もともと中国系の人には苗字を大事にする傾向がある。台湾では、2007年5月に民法改正されるまで、子どもは原則的に父姓になった。いまは合意によって父姓か母姓かを自由に選択できるが、母姓を選択するのは5%未満である<sup>20)</sup>。このような社会状況において、「家・命を継ぐ」ということは、おそらく父親の方の家を継ぐことを意味するだろう。このような意識を広告としてアピールすれば、旧来の家父長制度を宣伝することになるのではないだろうか。少子化の原因の1つである「伝統的な性役割」へと結びついてしまう可能性を指摘することができる。

また、男性の家事への参与を意識していることも広告からうかがえる。台湾の女性の労働参画率は2013年の時点で、すでに58%に達している<sup>21)</sup>。それで、「男は外で働き、女はうちで家事」という伝統的な性役割分業は、現状に対応できなくなった。井上と江原は、日本における現在と明治の女性のライフスタイルを比較し、平均寿命が長くなった一方で、一生涯に産む子どもの数が減り、その結果現在の女性は、母親としての役割を果たし終えたところで、死を迎えることができなくなったことを指摘している<sup>22)</sup>。柏木によれば、出産、育児は女性にとって依然として重要ではあるが、それらだけに生き甲斐や幸せを見いだすことができなくなった<sup>23)</sup>。つまり、社会との関わりも、現代の女性にとっては大切なことである。要するに、「出産、育児」と「社会進出」という二大事業の両立支援は女性にとって大事なことになったのだ。それに、男性が家事や子育てを分担しないと、すべてそれを担う女性は家庭に入ることに躊躇するだろう。

岡沢と小淵は出生率の高い国々の女性を分析し、彼女らが必ずしも育児のために離職している



とは限らず、むしろ、女性の社会参画は出生率を上げる要因の一つであると推定している<sup>24)</sup>。上記『社会指標統計年報』とは真逆の解釈であるところが興味深い。富士谷と伊藤が指摘するように、女性が出産や育児のために離職を迫られない「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現は、少子化問題の解決にあたって非常に重要である<sup>25)</sup>。

広告から見ると、社会生活の上での性別による役割分担の制約を解決するために、男女共同参画社会の実現・男性の家庭参与の推進も、意識されている。ここからは台湾政府による伝統的な性別役割の再構築の試みがうかがえる。

そして、台湾政府は広告の作成にあたって、登場する子どもの性別の均等を意識している。台湾では生まれる子どもの性別はかなり不均等である。これを解決するために、広告に、男児より女児が多めに広告に起用されているのであろう。男女出生率の不均等は、確かに深刻な問題である。台湾内政部と国連のデータによる<sup>26)</sup>と、2005年から2010年の間に、世界の男女出生比率は、女性100に対する男性の比率は107であったが、台湾では109であって、やや平均より男児が多く生まれた。しかし、出生順位別にみると、男児の出生率は大幅に上昇し、例えば2006年に第三児の男児比率は126.4もあった。それが2007年に人工生殖に関する法律の整備によって大幅に改善し、近年世界の男女出生率107に近寄ってきた<sup>27)</sup>。

社会がある程度発展していくと、どの国も子どもの数が減っていく傾向がある。そもそも、子育てに関しては、育児の苦労や教育への支出がともなうことが予測できる。しかし、これを「負担でありながら、幸せでもある。」や「多くの方は、子どもと家庭を面倒だと思う。それは、我々はその裏の意味を分かってしななかった。」で片づけて、納得できる若者はどれほどいるであろうか？特に、台湾は2000年から2012まで、人口千人当たりの離婚件数は2.6で、韓国の2.3、中国の2.0、日本の1.9よりも上回った<sup>28)</sup>。離婚率がアジアで一番高い台湾において、繰り返して「愛」と「家庭」と「幸せ」を結び付けたメッセージを送っても、どれほど若者に信じてもらえるであろうか？むしろ逆に疑問を持たれるのではないだろうか。

## 6. おわりに

日本も1975年から合計特殊出生率が2.0を下回り続けている。台湾より約10年早く少子化問題に直面し、2005年には1.26まで下降したものの、以来徐々に回復し、2009年には1.37にまで回復し<sup>29)</sup>、2015年は1.42を上回った<sup>30)</sup>。

日本は1994年から少子化抑止政策を推進し始めた。最初の「エンゼルプラン」から、1999年の「新エンゼルプラン<sup>31)</sup>」、2006年の「子ども・子育て応援プラン<sup>32)</sup>」、その後の「ワーク・ライフ・バランス<sup>33)</sup>」、2010年の「子ども・子育てビジョン<sup>34)</sup>」まで、少子化に関する政策は30年も続いてきた。人口置換水準の2.1まで回復できていないものの、出生率は上昇している。

少子化は晩婚化・非婚化とも深く関わる。山田は「不安定な若年男性の雇用状況」と「パラサイトシングル」の二点が、深刻な少子化問題を抱えるアジア諸国に共通の問題であると説く<sup>35)</sup>。2002年のInternational Social Survey Programの調査結果によると、台湾人は伝統的な性別による役割分担意識が根強く、女性の上昇婚志向、いわゆる玉の輿への憧れも強い傾向がみられる<sup>36)</sup>。但し、2010年の台湾女性の労働参画率は50%に達したのに対し、男性は1999年の69.9%から

2009年の66.4%に下落した<sup>37)</sup>。さらに、台湾では1990年代後半に多くの大学が増設されたことにより、大量の大卒者が社会に溢れ、大卒者というだけでは以前のように価値ある人材とは見なされなくなっている。大卒者の平均月収は2000年から2007年の間に51,375元（およそ165,480円）から44,972元（およそ144,855円）まで下落した。彼らの5分の1に至っては2万2千元（およそ70,862円）以下である<sup>38)</sup>。そのうえ、派遣労働者の人数は2001年から2006年の間に、十倍も増加した<sup>39)</sup>。台湾女性にとって「高給の大卒男性と結婚すれば一件落着」という時代ではなくなった。したがって、広告によって「愛」と「家庭」と「幸せ」を結びつけたイメージを繰り返すより、女性の「玉の輿への憧れ」を再検討できるようなメッセージを発したり、若者の就労状況を改善することにより、より確率的に結婚・出産を激励できるだろう。

近年、日本の学術界における少子化問題についての見解は、より多元化にしてきている。「男女共同参画社会」と「子育て支援」は、少子化問題の悪化を防ぐための有効な方法だと見られている。しかし、「男女共同参画社会」の実現のためには、少子化対策より、個々人のライフスタイルに対する選択の自由を保つべきであると指摘する学者もいる<sup>40)</sup>。また、子どもの数ばかりに目を向け、教育の質を大事にしないと、生産力のある青年を育成できなのではないかと危惧する学者もいる<sup>41)</sup>。女性の価値は子どもを産むことではない、子どもの価値を未来の納税者としてみるべきではないという声も聞こえる<sup>42)</sup>。それらの意見をまとめてみると、出産激励の広告は、女性と子どもをモノ化しているのではないかという疑念を抱かせるものである。

## 謝辞

本稿は、2015年9月19日に奈良女子大学で開催された日本ジェンダー学会第19回大会の個別報告で発表した内容に加筆修正を施したものである。本誌の査読者から貴重なコメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

## 注

- 1) 行政院主計處『性別圖像2013』行政院、2013年、8頁。
- 2) The Central Intelligence Agency (2015). Country Comparison: Total Fertility Rate.  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/rankorder/2127rank.html>
- 3) 公視新聞議題中心「孩子～是我們最好的傳家寶」（2010年9月1日）  
<http://pnn.pts.org.tw/main/2010/09/01/>  
YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=fN7SICKwnJw>
- 4) 中國時報「孩子～是我們最好的傳家寶、百萬標語女得主：結婚也不敢生」（2010年9月2日）
- 5) 内政部（Ministry of the Interior）「重大政策：人口政策」2011年。  
[http://www.moi.gov.tw/chi/chi\\_ipmoi\\_note/ipmoi\\_note.aspx?type=2](http://www.moi.gov.tw/chi/chi_ipmoi_note/ipmoi_note.aspx?type=2)
- 6) 内政部（Ministry of the Interior）「兒童局鼓勵生育宣導影片正式開拍」（2011年3月17日）  
[http://www.moi.gov.tw/chi/chi\\_news/news\\_detail.aspx?sn=5070&type\\_code=02&pages=2](http://www.moi.gov.tw/chi/chi_news/news_detail.aspx?sn=5070&type_code=02&pages=2)
- 7) 「人口議題面面觀」YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=zsSMqi8HFfE>
- 8) 「讓愛繼續、生命永恆」YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=oimtPcxW6OU>

- 9) 「幸福需要及時篇」 YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=binaTWuufp4>
- 10) 衛生福利部社會及家庭署 (Social and Family Affairs Administration, Ministry of Health and Welfare) 「娃娃篇」 YouTube: [https://www.youtube.com/watch?v=vMwFeBZ\\_m90&list=PLyPITj06gzGqhkdXODo66c\\_3flk\\_DFOIJ](https://www.youtube.com/watch?v=vMwFeBZ_m90&list=PLyPITj06gzGqhkdXODo66c_3flk_DFOIJ)
- 11) 衛生福利部社會及家庭署 Social and Family Affairs Administration, Ministry of Health and Welfare) 「喜悅篇」 YouTube: [https://www.youtube.com/watch?v=KpOnw-CwMhI&list=PLyPITj06gzGqhkdXODo66c\\_3flk\\_DFOIJ&index=4](https://www.youtube.com/watch?v=KpOnw-CwMhI&list=PLyPITj06gzGqhkdXODo66c_3flk_DFOIJ&index=4)
- 12) 「新手父母」 [https://www.youtube.com/watch?v=w75h\\_f61Yo8](https://www.youtube.com/watch?v=w75h_f61Yo8)
- 13) 衛生福利部社會及家庭署 (Social and Family Affairs Administration, Ministry of Health and Welfare) 「來一個篇」 YouTube: [https://www.youtube.com/watch?v=\\_tIEWkkyT7w&list=PLyPITj06gzGqhkdXODo66c\\_3flk\\_DFOIJ&index=2](https://www.youtube.com/watch?v=_tIEWkkyT7w&list=PLyPITj06gzGqhkdXODo66c_3flk_DFOIJ&index=2)
- 14) 內政部戶政司 (Department of Household Registration) 「為愛而生、幸福 ing」  
YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=HQVewyGN-38>
- 15) 內政部戶政司 (Department of Household Registration) 「愛、我願意」  
YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=WblXwZjFj9c>
- 16) 內政部戶政司 (Department of Household Registration) 「給自己一個永遠的幸福」  
YouTube: <https://www.youtube.com/watch?v=3rDaSZHV2BM>
- 17) 內政部 (Ministry of the Interior) 「101 幸福大作戰」、<http://101happy.moi.gov.tw/> (リンク失効)
- 18) 柏木恵子『子どもという価値』中央公論新社、2001年、3-5頁。
- 19) 陳其南『家族與社會：台灣和中國社會研究的基礎理念』聯經、1990年、169-170頁。
- 20) 行政院主計處『社会指標統計年報 2009』行政院、2010年、32頁。
- 21) 行政院主計處『性別圖像 2014』行政院、2014年、3頁。
- 22) 井上輝子・江原由美子『女性のデータブッカー性・からだから政治参加まで』有斐閣、1999年。
- 23) 柏木恵子、前掲書、116頁。
- 24) 岡沢憲英・小淵優子『少子化政策の新しい挑戦：各国の取組みを通して』中央法規、2010年、83-84頁。
- 25) 富士谷あつ子・伊藤公雄『日本・ドイツ・イタリア 超少子高齢社会からの脱却：家族・社会・文化とジェンダー』明石書店、2009年、35-38頁。
- 26) 行政院主計處『社会指標統計年報 2009』行政院、2010年、15頁。
- 27) 行政院主計處『性別圖像 2014』行政院、2014年、10頁。
- 28) 行政院主計處「国情統計通報」248号、2013年。  
[http://www.dgbas.gov.tw/public/Data/312301\\_62436198HDYFK.pdf](http://www.dgbas.gov.tw/public/Data/312301_62436198HDYFK.pdf)
- 29) 厚生労働省「平成 21 年人口動態統計の年間推計」2010 年。  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai09/index.html>
- 30) 厚生労働省「平成 27 年 (2015) 人口動態統計の年間推計」2016 年、5 頁。  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai15/dl/2015suikai.pdf>
- 31) 厚生労働省「新エンゼルプランについて」1999 年。

[http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3\\_18.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-3_18.html)

32) 厚生労働省「子ども・子育て応援プラン」、2006年。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jis\\_edai22/pdf/data.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jis_edai22/pdf/data.pdf)

33) 島田晴雄、渥美由喜『少子化克服への最終処方箋』ダイヤモンド社、2007年、51-53頁。

34) 厚生労働省「子ども・子育てビジョン：子どもの笑顔があふれる社会のために」、2010年。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/vision-zenbun\\_0001.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/vision-zenbun_0001.pdf)

35) 山田昌弘『少子化社会日本：もうひとつの格差のゆくえ』岩波新書、2007年、10頁。

36) 行政院主計處『社会指標統計年報2007』行政院、2008年、6頁。

37) 行政院主計處『性別圖像2010』行政院、2010年、14頁。

38) 田弘華「高等教育擴張與大學畢業生薪資的影響因素」、2009年。

<http://www.cher.ntnu.edu.tw/epaperi/topics/nindex2.php?no=48>

39) 邱駿彦、林佳和『修正現行勞動法令以加強派遣勞工權益保障』行政院勞工委員會研究案報告書、2007年、4頁。

40) 赤川学『子どもが減って何が悪いか!』筑摩書房、2004年、204-211頁。

41) 和田秀樹『少子化対策が日本をダメにする』グラフ社、2007年、174-175頁。

42) 本田和子『それでも子どもは減っていく』筑摩書房、2009年、220-221頁。

## 三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法 ——尊厳としてのセクシュアリティ』

伊藤 公雄  
(京都大学)

明石書店 2015年8月

最近、日本の新聞紙上でLGBTという言葉の使用が急増している。ほんのちょっと前までは、当時、国際的に使用されていたこの言葉を新聞や雑誌で見るとはほとんどなかったというのに。

ひとつのきっかけは、本書でもふれられている東京都渋谷区の「同性パートナーシップ条例」の施行（2015年4月）だっただろう。また、アメリカ合衆国で連邦最高裁が、「同性婚」を禁じる州法への「違憲」判決を下したことも（同年6月）はずみをつけたのだらうと思う。欧州やアジアの動きに比べてアメリカでの動向に日本社会はより強く反応するようだ。（あの）自由民主党のなかからさえ、「LGBTの人権について考えよう」という動きが生まれ、超保守の稲田朋美自民党政調会長が、2016年5月の東京レインボウプライドに参加して挨拶するという「事件」さえ生まれている（もっとも、「伝統的家族」を守るのが大きなテーマである自民党右派として、稲田さんは、「同性カップル婚」には反対であることを明らかにしている。また、稲田さんをこれまで支持してきたネット右翼の間では、けっこう大きな議論を巻き起こしたようだ）。

実は、日本社会でも、21世紀に入って以後、性的マイノリティの人権についての動きは少しずつ広がっていた。2002年から3年にかけての人権擁護法案の国会での議論のときには、「性的指向」中心（LGBT全体が視野に入っていなかった）ではあったが性的マイノリティの人権についての視座が含まれていた。もっとも、この動きも右派の政治家や市民グループの動きでストップされてしまった。とはいえ、ほくも策定にかかわった、2010年の男女共同参画基本計画にも（これは、2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」以後日本社会で顕著になった、「性的指向」よりもむしろ「性的違和」の人の権利に重きをおいた形ではあるが）「性的少数者の人権」についての項目が入れられている。これもひとつの前進だったらうと思う。

実際に、日本でも、国際的な問題の広がりの中で、性的マイノリティについての書籍もここ数年でよく眼につくようになってきている。しかし、その多くは、「基礎知識」であったり「入門」であったりして、本格的な学術書の数はいずれもそれほど多くないように思う。その意味で、「同性愛」にターゲットをしばりつつも、同性愛や同性婚の歴史や国内法、さらに国際人権の動きにも目配りした本書のもつ意義は大きいと思う。

「はじめに」で、編者の三成美保さんは、同性愛をめぐる歴史と法について、現時点の動向も視野に、国際社会の動きも解説しつつ、日本社会の性的指向をめぐる権利保障の停滞状況を簡明に整理している。また、続く「総論」の「尊厳としてのセクシュアリティ」で、三成さんは、歴史的産物としての性愛二元論という視座から、特にヨーロッパ社会の「同性愛／異性愛」の二元

論を、歴史的視野から法制史の動向も含めて理論的に批判する。

第一部の「性的指向の権利保障」では、第1章中里見博さんの『『同性愛』と憲法』、第2章の二宮周平さんの「家族法—同性婚への道のりと課題」、第3章谷口洋平さんの『『同性愛』と国際人権』の3本の論文で、憲法、家族法、国際人権という重層的な観点から、日本の同性婚の現状と課題を浮かび上がらせてくれる。

中里見さんがふれているように、東日本大震災の後に（政府の支援によって）設置された「よりそいホットライン」に「性的マイノリティ専用」の相談回線を設けたところ5ヶ月で9万件近い相談が寄せられたという（対応者不足のため、実際に回線がつながったのは1万件強）。性的マイノリティのかかえている課題が、現在、さまざまなレベルで顕在化しつつあるのだ。また、憲法24条は、異性愛主義を必ずしも限定していないという読み方があるという中里見さんの指摘もその通りだろうとほくも思ってきた。家族法の視座から同性カップルをめぐる法的レベルでの各国の動向についての二宮さんの整理も興味深い。特に欧米社会におけるキリスト教との関係や「法の介入不介入」という視座の重要性は、いろいろ考えさせられた。谷口さんの「人権課題」としての性的マイノリティをめぐる動き、特に2006年のジョグジャカルタ原則（一部の性的指向＝異性愛のみを対象にしてきたこれまでの国際人権の視座の転換、性的マイノリティへの社会的同定が生み出しかねない人権侵害問題を視野にいった、個人の尊厳としての性的指向の位置づけ）に至る展開は、今後の日本社会にとっても大きな問題提起を含んでいると思う。

「歴史の中の同性愛」と題した第2部では、木村朗子さんの「クイアの日本文学—女性同性愛の文学を考える」(第4章)、鈴木則子さんの「元禄期の武家男色」(第5章)、内田雅克さんの「ウィークネスフォビアとホモフォビア」(第6章)と、日本社会における（女性同性愛も含む）同性愛についての人々の「まなざし」の変容が描かれていく。さらに、第7章では田野大輔さんが「ナチズムと同性愛」で、「長いナイフの夜」以後のヒムラーと親衛隊の下での同性愛者弾圧の構図が分析されている。どの論文も、きわめて興味深いとともに、分析も明晰だ。

面白かったのは、あちこちに挿入されている一連のコラムだ（長志珠絵さんの「セクシュアリティ射程と歴史研究」、原ミナ汰さんの「同性愛解体」、前近代中国の女性同性愛について論じた野村鮎子さん「ともに嫁ぐか、ともに死ぬか?」、志村貴子のマンガ「青い花」を少女文学の視点から考察した山崎明子さんの「物語としての『青い花』」、さらに高岡尚子さんによる「フランス近代小説に見る同性愛」)。それぞれが、短いけれどもポイントをついた議論をしている。なかでも、原さんの「シスジェンダーな人々」(出生時に付与されたジェンダーに違和感のない人たち)という観点からの議論は、性と性愛という問題を考える上で、すごく役にたつと思う（実際、ぼくは、この議論をジェンダー論の講義でLGBTにふれた時に使わせてもらった）。

個人的な関心から一言言わせていただくなら、未だ同性愛行為に死刑に対応する社会も存在しているイスラム圏のかかえる問題や、欧米社会のなかでも対応に出遅れをみせたイタリアなどの動き（パチカンのお膝元の国であり、長く論争が続いていたが、2016年5月にEU内では最も遅く「シビル・ユニオン」法が成立）についての考察も入ると、日本との比較という点で、さらに面白い議論になったのではという感想ももった。

ジェンダー学会のみなさんに、ぜひ読んでもらいたい1冊である。

## 青野篤子編著『アクティブラーニングで学ぶジェンダー』

ミネルヴァ書房 2016年3月

上 杉 孝 實  
(京都大学名誉教授)

ジェンダーについての見方には多様なものがあり、その学習や研究に当たっては、それらの見解を参照しながら進める必要がある。今日の学校において、受験ともかかわって一つの正解を求めるといった教育内容が多く、そこを経過してきた大学生が、答えは一つとは限らず、さまざまな考えのあることを提示されて、戸惑うことも多い。ジェンダーやジェンダー問題はその典型の一つであり、その学び方を知ることは、教育全体にとっても大きな意味がある。

アクティブラーニングは、2012年の中央教育審議会答申もあって大学教育の改革などで近年脚光を浴びている言葉であるが、その内容は今に始まったものではない。主体的な学びや行動を伴った学びは、大正期から学校教育において主張されるようになり、とくに第二次世界大戦直後の教育で強調されたものである。占領下にあつて民主化と関連付けて、IFEL(教育指導者講習会)などによってグループワークの積極的な導入も進められた。社会教育では、共同学習や人生史学習、地域づくり学習など、学習者の積極的なかわりによる相互教育が展開されてきた。しかし、実態として、講義中心の一方通行の授業が目立つようになり、その背景には、批判力を身に着ける以上に多くの知識の吸収を重視する社会の動向があつた。

それでも、2000年から行われているOECDのPISA調査などで、問題解決能力の不十分さが指摘されるようになると、一方では国際競争力の視点から、他方で批判力のある市民形成の視点から、その是正が課題とされ、アクティブラーニングの名で、学習者が主体的にかかわる学習の普及が図られるようになったのである。大学でのファカルティ・ディベロップメントでも、よくとりあげられるようになってきている。この時期に、豊富な事例に基づいて、さまざまな能動的学習方法を提示し解説した本書が公刊されたことの意義は大きい。

本書では、ジェンダー学習をアクティブラーニングで行うことの意義が述べられ、その観点から、「セックスとジェンダー」、「子どものジェンダー化—おもちゃ屋の広告調べから—」、「物語におけるジェンダー—4つの『白雪姫』の比較分析—」、「エイジングとジェンダー—写真を通して「老い」を考える—」、「精神疾患とジェンダーバイアス」、「親密な関係における暴力—デートDVについて学ぶ—」、「母娘関係に見るジェンダー—言語分析を通して—」、「キャリアと金融リテラシー—人生設計の視点を学ぶ—」、「ロールモデルに学ぶキャリアインタビューを通して—」、「家事と社会と個人の日常生活—その前提にある考え方を考察する—」、「結婚・家族制度とジェンダー—結婚の条件をめぐる—」、「日本社会とジェンダー—論争から読み解く—」、「アクティブラーニングとジェンダー」などのトピックがとりあげられている。

これらの中で、KJ法、小集団討議、ディベート、ロールプレイ、インタビュー、フォトボイス、メディアの内容分析、言説分析、問題基盤学習、シミュレーション実習、オンライン・エスノグ

ラフィーなどの方法が紹介され、ワークシートを用いての個人による考察や意見交換、事例研究やグループワークなどが展開されている。

いずれも、ジェンダーを学ぶ上で重要なトピックであり、それぞれについての解説と実習を通じて学ぶための方法が提示されていて、学生にとっても教師にとっても参考になる書である。かつてに比べれば、学校内では一見男女平等であるかのように思われたりして、社会に出るまでは性差別に気づくことが弱いともいわれているなかで、身近なところにあるジェンダー問題を意識化するとともに、不平等をもたらしている社会をとらえる力を養うことが重要である。その意味でも、子どものころから今日に至る自己の形成史を振り返り、将来を考える機会を豊かにする必要がある。生活を支える経済も視野に入れたキャリアについて展望し、ワークライフバランスなどで家族生活との関係を問うことの意味は大きい。女性を尊重しているか見えながら、性別役割分業を支え、経済的にも社会的勢力においても不利な立場に置く「好意的性差別主義」の問題も浮き彫りにされている。

ジェンダー論争など論争から学ぶことも有意義である。近年の学生は、プレゼンテーションには手腕を発揮するが、それに対する質疑・討論などが不十分であることが多い。D. リースマンの示した他者指向型の広がりもあって、互いに傷つくことを恐れて突っ込んだ議論が展開されにくい状況がある。そのあたりの指導が求められるのであり、教師の質問もモデルとしての機能を持つのである。日常的に議論を交わす機会を多くすることも必要である。主体的な学習を促進するために、教師もファシリテーター的機能を高めることになるが、適切な「介入」が不要ということではなく、そのあたりの考察が望まれるのである。ファシリテーションについての検討もあってよい。本書でも言及されているように、アクティブラーニングを展開する上で講義が無意味というわけではなく、どのように講義も含めて多様な方法を組み合わせるかが課題になる。学習環境として、可動式の机・いすの配置を多くすることも促されている。

アクティブラーニングで、活動は活発に見られても、認識を深めることとつながらないことが生じ得ることについても触れられている。このあたり、かつてグループワーク中心から、それを活かしながらその限界を超えるものとして、共同学習が構想されたことを想起させる。学習内容と方法は緊密に結びついているのであり、方法を形式的に扱うことの問題指摘がなされていることに注目しなければならない。方法の持つ理念と社会的背景についても考えなければならないだろう。

このように、本書は、教師、学生双方にとってジェンダー問題についての学習内容と方法を考える手引きとして極めて有意義な書であり、効果的な活用が期待される。今後、さらに多くの実践事例が寄せられて、それに基づいた書があらわされることが望まれる。



# 国本伊代編「ラテンアメリカ 21 世紀の社会と女性」

新評論社 2015 年 12 月

山本厚子  
(作家・元早稲田大学講師)

「ラテンアメリカ」というのは、独立国 33 ケ国の地域の名称である。本書では、その中の 20 ケ国（スペイン語 18 国、ポルトガル語 1 国、英語 1 国）を取り上げ、地域の 21 世紀における複雑な社会と女性たちについてまとめている。

地域内諸国の人種、国の成り立ち、文化などは異なるので、最低でも、本書を読む前に次のような歴史を知っておく必要がある。かつてこの地域には、メキシコにマヤ、アステカ文明、ペルーにインカ文明という高度な古代文明が存在していた。しかし、スペイン、ポルトガル、英国などヨーロッパの列強に植民地として支配されてしまう。しかし 19 世紀後半に次つぎと独立を果たすが、20 世紀に入り、新たに米国に支配されてゆく。

米国主導でアメリカ連邦のような「米州機構」がつくられ（ジャマイカはまだ加盟していない）、政治、経済、軍事などが議論され、ヨーロッパの列強に口出しさせないようにした。

1928 年、米州機構の中に「米州女性委員会・CIM」が設立された。この組織を中心に地域内の女性問題が議論され、女性の権利、地位向上・改善が実現されるような道がつけられてゆくことになる。そして、1975 年、国連主導で第 1 回国際女性会議がメキシコ・シティーで開催される。コペンハーゲン、ナイロビ、北京と続く国際会議を通し、また CIM の総会や 1981 年に設立された「ラテンアメリカ・カリブ・フェミニスタ会議」で、地域内の社会や女性の諸問題について継続的に議論され、各国に女性を冠する省庁が急速に組織されてゆく。それは歴史的なうねりであった。

革命を成功させたキューバやニカラグアなどは女性の権利を認める独自の道を歩み、メキシコの山岳地帯のゲリラ、「サパティスタ集団」では男女が共同参画する社会を表明する。コロンビアでは、現在もまだゲリラと政府の間の和平交渉の決着がついていない…等、とても複雑な地域内の事情を抱えている。

本書は、編者によれば 1985 年、2000 年に出版された『ラテンアメリカ社会と女性』、『ラテンアメリカ新しい社会と女性』の続編だと位置付けている。

本書の章立ては、「序章：ラテンアメリカ 女性が活躍する 21 世紀」に続き、20 ケ国をアルファベット順に、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コスタリカ、コロンビア、キューバ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラと、19 名の著者が記述している。地域の地図を片手にしながら、各章を読み進むと理解しやすいと思われる。

この地域の特徴として、スペイン、ポルトガルなどの植民地時代の家父長制社会の名残りである、男性優位の「マチスモ」と言う考え方と、「マリアニスモ」という母親を尊敬するという相反する考え方が混在する社会だといえる。男女の役割分担がはっきりしていて、家事・育児は女

性、家の外の専門分野で活躍するのは男性で、家計を一手に握っているのも男という風である。しかし段々と高学歴の女性が増え、社会進出をめざしていった。このような各国の動きを大きく支えたのは米州女性委員会であったと言える。

21世紀のこの地域の特性として挙げられるのひとつは、政治から社会を変革していつていることである。諸国は、政策として公職選挙に「ジェンダー・クォータ制」を採用し、女性たちの政治参画を拡大していった。

この地域の女性大統領の出現は、1970年代にアルゼンチン、ハイチ、ボリビアに始まり、ニカラグア、パナマ、コスタリカへと続く。2016年、その経歴と手腕によりアルゼンチン、チリ、ブラジルでは、2期目の女性大統領が活躍している。しかし、残念なことにブラジルのルセフ大統領は汚職により議会で不信任され、追放されたニュースがTVで報道された。

この地域では、公職選挙のみならず、企業の人事において、ポストに一定数の女性枠、男性枠を設けることによってジェンダー格差を積極的に解消しようとする仕組みとして、「ジェンダー・クォータ制」が考えられた。そして、1991年、アルゼンチンでこの制度が導入された。1996年から98年までの間に11ヶ国が法律でクォータ制を定めている。本書に挙げられる20ヶ国中、17ヶ国がこの制度を取り上げている。

さらにこの地域内においては、議会における女性議員の割合は、世界的に見て高い。2014年12月現在で、世界トップ10の中に4ヶ国、すなわち、ボリビア(2位)、キューバ(4位)、エクアドル(4位)、ニカラグア(9位)が入っている。

2007年には、パリティ(男女同数)を導入したエクアドルを筆頭に6ヶ国が男女同等の50パーセント枠を法律で制定している。ところが、いくら法律で定めても現実には、17ヶ国(3ヶ国は制定していない)の中で30パーセント以上の国は6ヶ国のみで、大体は10～20パーセント内で留まっている。ブラジルなどは10パーセントにも達していない。また、市民生活に直結する地方政治の分野での女性の進出は遅れている。地方にゆくと家事労働者の女性が多く、学歴も低く、家庭ではDVを受けているような現実もある。

この地域を代表する女性大統領は、チリのミシェル・バチェレであろう。彼女は、チリ大学医学部の学生時代にピノチェット軍政に対する反政府活動に参加し、その後、政界入りしてからは厚生大臣、国防大臣を経て大統領に選出された。1期目満了後、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを目的とする国連組織「UNウィメン」の初代事務局長を2013年まで務め、14年の選挙でふたたび再選される。

政治的な女性の進出と並行して、この地域諸国のフェミニズム運動は、「女性差別」に限らず、あらゆる差別に異議を唱え、公正で平等な社会を築くことを目指していると言える。その意義は重要であるが、暴力や人権問題などの課題が多いのも現実である。

本書に挙げる20ヶ国のそれぞれが1冊にまとめられるように、人種、歴史、文化が複雑で、この地域はまさに複合社会であると言える。各章に「女性史関連年表」が付いているので、本文を読む時の参考になる。巻末には「女性関係省庁、主要女性団体、女性・ジェンダー研究教育機関」の一覧表も掲載されている。また人名索引も、これから研究しようとする方の役に立つ。来年は、「日系人ラ米移住120周年」という記念すべき時で、この地域についての理解を深めるためのタイムリーな一冊だと思われる。

# 多賀太・伊藤公雄・安藤哲也編著 『男性の非暴力宣言——ホワイトリボンキャンペーン』

岩波書店 2015年11月

中村 彰  
(ジャーナリスト)

ホワイトリボンキャンペーンは、1991年、カナダで始まった。

マイケル・カウフマンさんは、「カナダのご自宅で、数人の男たちとの語りから、ホワイトリボンキャンペーンは始まった」と語る。

マイケル・カウフマンさんは、ホワイトリボンキャンペーンについて、下記のように訴えた。  
(長くなるが引用する。)

ホワイトリボンキャンペーン

男性による暴力をなくすために男性が沈黙を破る基本原則の声明

1991年11月

もしそれが国家間のことであったならば、戦争と呼ばれただろう。もしそれが病気であったならば伝染病と呼ばれただろう。もしそれが石油の流出であったならば災害と呼ばれただろう。しかし、それは、女性に起こっていて、しかも日常茶飯事である。それは、女性に対する暴力である。家庭やデートでのレイプであり、カナダの女性の4人に1人が受けている殴打であり、職場でのセクシュアルハラスメントや子どもの性的虐待であり、そして殺人である。

引き金を引く隠れた敵はいない。死をもたらす未知のウイルスもない。それは紛れもなく男たち、あらゆる社会的背景、人種、年齢の男たちだ。ビジネススーツを着た男もいればブルーカラー労働者の男もいる。畑を耕す男もいれば、家具を売っている男もいる。変人ではない。ごく普通の連中だ。

しかし、これらすべての普通の連中が、女性たちが恐れと不信に駆られる状況を引き起こしてきた。われわれの姉妹、母、娘、愛するパートナーたちは、もはや自分の家の中でも安全だと感じられない。夜にミルクのあるところまで歩いて行くのにも、彼女らは背後に誰か歩いていないかといぶからざるをえない。テレビのスイッチを入れようものなら、たいていの場合、女性や他の男性に対して怒りをあらわにし、逆上して暴れ回る男の姿を目の当たりにすることになる。穏やかで思いやりの気持ちをもつ大多数の男性たちと関係を取り結んでいる何百万人もの女性たちでさえ、男性を完全には信用できないでいる。すべての女性たちは暴力の文化の中に閉じ込められている。

男性から女性への暴力は、常軌を逸した行動ではない。男性たちは、男性が男性に対して

暴力を振るい、自然環境の破壊を引き起こし、暴力を国家間の争いの解決に最善の手段だと見なし、すべての少年が戦うことを強いられ、そうしなければ女々しいとレッテルを貼られ、女性が享受しない様々な権力と権威を男性が持つ、そうした文化を創り出してきた。

男性たちは、この問題を形作る一部分であると見なされてきた。しかし、ホワイトリボンキャンペーンは、男性たちはこの問題を解決するための一部分にもなりうると信じている。男性の暴力に立ち向かうことは、女性にとっての完全な平等を心から認めること、男性であることが何を意味するのかの再定義、すなわち、血を流すことを要求しない男のあり方に意味を見出すことに他ならない。

人生で会おう女性たちに、心からの愛と敬意と励ましを込めて：

- ・われわれは、カナダ中の男性たちに、12月1日の日曜日から、12月6日の金曜日、すなわちモントリオール虐殺事件の2回目の記念日まで、自宅、車、職場に白いリボンをぶら下げるか、白いリボンまたはアームバンドを身につけるよう呼びかける。この白いリボンは、すべての男性たちに対して、われわれの姉妹たちへの攻撃から完全に手を引くことを要求していることの象徴である。
- ・われわれは、労働組合、職業団体、学生自治会、企業、省庁、宗教団体、メディア、政府機関に、この問題を最重要課題として扱うことを推奨する。
- ・われわれは、あらゆるレベルの行政に、レイプ・クライシス・センター、被害女性の加害男性の対応を行う施設のための予算を大幅に増やすよう要請する。
- ・われわれは、男性の暴力の問題に関する大規模な教育プログラムを、警察官や裁判官向けに、そして職場や学校で実施するよう要求する。
- ・われわれは、自分自身の言葉や態度における性差別について問い直し、身の回りで起こっている性差別に立ち向かうことを誓う。すべてのカナダの男性たちに、そうするよう呼びかける。
- ・われわれは、男性たちに、この声明を他の男性たちに広めること、こうした取り組みを続けられるよう女性団体やホワイトリボンキャンペーンに寄付をすることを推奨する。メディアに対しては、この声明の全文を掲載し放送することによって、このことに関心があることを示すように求める。

それは最も長い戦争、最も手強い伝染病、最も大規模な災害だった。勇気と愛を込めて、われわれは、この暴力を撲滅するために、女性たちとともに取り組むことを誓う。」（多賀太訳）」本書 10・11 ページ

2001年3月～4月、男性の非暴力宣言（ホワイトリボンキャンペーン）の創始者であるマイケル・カウフマンさん（カナダ）が来日され、愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所、名古屋市女性会館、兵庫県立女性センター、フォーラムよこはま、東京ウイメンズプラザ（日本女性学会有志他）、北九州市立女性センターで講演をした<sup>1)</sup>。

「私たちのノー・モア・VAW（マイケル・カウフマン、中村彰、可児康則 愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所）

男性の非暴力宣言（ホワイトリボンキャンペーン）は、世界各地で拡がりを見せている。日本においても、幾度か、ホワイトリボンキャンペーンの立ち上げが試みられながら、挫折を繰り返してきたが、2012年から始まったホワイトリボンキャンペーン・KANSAIの活動を礎に、2015年12月、ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン設立を謳うシンポジウムが開催するに至った。

本書はシンポジウムに先立ち、2015年11月に出版された。2016年4月～5月には、再び、マイケル・カウフマンさんを日本に招いて、大阪・京都・東京で、シンポジウム・講演会が開催された。

「男と女の対等な関係、人間と人間の共生、人間と自然との調和のためには、男性たちは、暴力から脱出する必要がある。暴力から男性を、そして女性を解放するために、心ある男性たちとそれを支援しようと思う女性たちのネットワークとして、私たちは、ホワイトリボンキャンペーン・ジャパンを結成する」（本書冒頭）と訴える。

## 目次

### 男性非暴力宣言

#### 第1章 ホワイトリボンキャンペーンの誕生と展開

#### 第2章 性暴力/DVの実態

#### 第3章 何ができるか、何をすべきか

#### おわりに 日本社会への提案

## 注

- 1) 私（中村彰）は、名古屋の愛知淑徳大学で。パネリストとして参画した。

# 日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制定

2012年9月8日一部改正

## 第1章 総則

第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

## 第2章 目的と事業

第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

## 第3章 会員

第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。

第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000円

二 準会員 5,000円

第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

一 退会

二 死亡

三 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。

第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

#### 第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 理 事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監 事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第14条の2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の諮問を受けて理事会に意見を述べることができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の内任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の内任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

#### 第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則

に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任を受けたものを決定し、執行する。

## 第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

- 2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

## 第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の内任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。



## 日本ジェンダー学会研究誌『日本ジェンダー研究』(JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN) 投稿規定

1. 投稿資格：本学会の会員
2. 用語：本文は日本語，レジユメは日本語以外（当該言語を母語とする人の校閲を受けたものを提出）
3. 審査：編集委員が採否を決定
4. 原稿について
  - 1) 書式 日本文：A4・横書き 1頁40字×40行（本文10枚以内）  
欧文：A4・横書き 1頁80字×40行（レジユメ1枚）
  - 2) 形式 章立て：1.  
2. 1)  
2)  
3.
  - 3) 提出：コピー3部及びCD（Word ファイルを原則とする）
5. 論文名について：論文名は日本語とし，英語の題名を添える。
6. 注記及び参考文献表記方法
  - 1) 各引用箇所の右肩に<sup>1)</sup> /，<sup>2)</sup> /。<sup>3)</sup> をつける。
  - 2) 文献は引用番号順に論文末尾に一括して記入する。
  - 3) 雑誌：著者名，「論文名」，編者名『雑誌名』巻，号，発行年（西暦），頁。  
和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐって」日本独文学会編『ドイツ文学研究』12号，1995年，13頁。  
欧文例（英文）Klaims, Joseph. *Servant of Satan. Academic Press, Vol.3, No.2, ed. by Bill Aspinall, Indiana University Press, London 1994, pp.21-25.*  
（独文）Schmidt, Andreas: *Die Poesie der Kultur. In: Zeitschrift für Volkskunde, hrsg. von Gottfried Korff u.a., 92.Jahrgang. Bd. I, Göttingen 1996, S.67-70.*
  - 4) 単行本：著者名「論文名」，『書名』，出版社，第\_\_版（初版以外の場合），発行年（西暦），頁  
和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店，1985年（第4版），6頁。  
欧文例（英文）Klaims, Joseph: *Women's Studies, Indiana University Press, London 1995, pp.31-35.*  
（独文）Mann, Thomas: *Buddenbrooks, S.Fischer Verlag, Göttingen 1922, S.37.*
7. 投稿原稿には必ず日本語以外のレジユメ（40行以内）を添えること。
8. 提出期限：3月31日

以上の規定によることが困難な場合は，日本ジェンダー学会編集委員に問い合わせる。

## 編集後記

本誌の巻頭特集は、2015年9月に奈良女子大学において開催された大会シンポジウム「セクシュアリティとジェンダー——性的指向の権利保障をめぐる」の成果である。同シンポジウムは、日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」（委員長：三成美保）と共同で主催した。当日は多数の方に来場いただき、議論も大いに盛り上がった。ご参加いただいた方に心から感謝したい。自由報告もたいへん充実したものであった。その報告も本誌に論文として掲載することができた。また、書評や紹介で取り上げた書籍は、いずれも本学会の会員が編者や執筆者等として関わっているものであり、その意味でも本学会の活動成果の一端を示すものと言えよう。なお、諸般の事情から編集が遅れ、刊行が1ヶ月遅くなったことをお詫びしたい。

（三成美保）

2016年(平成28)年10月24日 印刷  
2016年(平成28)年10月31日 発行

日本ジェンダー学会編集委員会

編集委員長 三成 美保

編集委員 野口 芳子 伊藤 公雄  
塚本 利幸

発行者 日本ジェンダー学会  
(Japan Society for Gender Studies)

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54  
大阪女学院大学 香川研究室気付 日本ジェンダー学会事務局  
Tel 06-6761-4052 Fax 06-6761-9373  
E-mail kagawa@wilmina.ac.jp  
ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社  
〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2  
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377